

87-57

香取

郡誌

合卷

正正
七六
位位
士博

重依
野田
安百
繹川
君君
君君
序序
序序



東莊文庫藏版

香取郡誌序



香取北總大郡統村二百四十餘大
社名祠並峙刀川一帶劃帶總而東
往有漕運之便名邑如佐原民居殷
賦生業發達其御賢臣伊能清宗德
氏前後甚稱邈諸古千葉胤直之忠
義東常緣之文雅僧鐵牛之民功等

其遺址在蹟所在相望而戰國城砦
雜乎丘隴墟落之間清宮崇陰著香
取新誌特詳社祠事蹟而他則畧其
下從產率考北從詩誌則又談餘郡
不能專精山田秋堂有慨于此經羅
蒐輯編成郡誌如干卷秋堂幕府世
臣其采在郡中世變後退居產邑教

授子弟餘暇跋涉積歲之久遂以此
著其精確可知之已往年社堂招余
偕游東城誌所余惜椿湖開墾之事
舊誌逸之而不顯于世今閱新編備
載靡遺尤獲我心者迨其囑序併言
之以置卷端

明治庚子七月上泮

成齋重野史錄書



香取郡誌序



郡縣之有誌猶國之有史家之有譜焉非此不能明治亂興廢之本末
土地川澤之廣狹戶口產業之息耗
以敷化施治也願國史有紀傳有編
年要當其繁就一簡以存大體家譜
有系表有世傳不免旁証曲引以涉

詳細若夫郡縣志則不然或據國史具
其源委或就家譜以考其始終加以
地理物產舊蹟古蹟全境界之變遷
名稱之存廢盤河適宜詳畧之法
然後可以贊政化之用矣是郡縣志
之編纂所以為最難也友人山田君秋
堂父祖累世任幕府秋堂幼好學已

長就試文郡得候補師範中學等
教官尋歷遊訪州殊精地理遂移
居下総香取郡橋部專修本郡志
廣搜舊典旁訪故老泛舟於刀水之
碧流推究其分派覽古於縹山之神
宮考証其興墳佛宇之所藏叢書祠
之所置盤石碑碣斷簡零墨莫不具

録蒐輯焉因分門五千有八合為四大冊
將嘆曰或可謂克勤矣聞秋堂嘗會
本郡知名之士於佐原述編首卷始末并
及音而神宮地形草木以郡中人情地
俗以地誌以年纒、數千言聽去皆
歎服其正確焉然則採擇之審考
摭之精豈尋常地誌所能及乎大日本

史斷筆於南北講和之際而藩翰譚
亦未足續以大手筆者秋堂乃若此
篇且裨益於敷政施化也大矣書成
將刊行問也來求余一言余屢遊本
郡畧識其地增夙俗之憂為之序

明治廿三年七月

東京

依田百閒識



香取郡誌序

在昔天祖授天下於皇孫使經津主命平定八洲乃留神劍永爲國家之鎮符吾香取神宮是也而常輿之地多祠經津主命及其孫子著于延喜式祀典者凡十數所功績所暨可以概見也神武之朝天富播種至本州崇神帝遣皇子豐城鎮東方及日本武尊來征帝績大熙增置國造縣主至孝德朝始任國司郡領坂東八國官使往來而下總特稱水陸之府焉夫諸國有史以記事則防於履中之朝而大化中作天下

圖籍和銅以後相繼令國郡勘進其記於是天下風土人情可覆而案也及至後世四方騷亂散逸略盡如吾下總無復隻辭之存者可勝歎哉世傳殘篇風土記者亦僅收香取相馬二郡且其書係後人僞作學者無取焉先輩久保木清淵嘗著香取私記尋小林重規清宮秀堅伊藤泰歲諸氏有香取志香取新誌香取小史之撰皆詳神宮事蹟餘或略諸其他利根川圖志之止於沿岸北總名勝圖會之偏于祠寺未免隔靴之歎也秀堅別有下總舊事考綜括全州

最爲精核富贍而亦未梓行焉媿屬山田子慙有慨於此辭官歸田躬踐實地徵史乘質故老拮据多年遂著一書名曰香取郡誌余受讀之田賦多寡戶口息耗至鄉里莊保之沿革祠寺城砦之來由哲人賢士孝悌力田節婦英僧之履歷罔羅古今細大靡遺於一郡二百七十餘村事彙如示掌上之紋可謂勤矣夫土地人民者人君之所寶而達四方之志者帝王之所賴以治天下也此書雖僅々小冊也舉一隅以三隅反溫古知新則上足以裨補皇猷下足以淬

厲風紀其功豈鮮少乎哉因謂子懋富春秋作
全州十二郡志固易々耳余跋望其有成也子
懋問序於余余乃屬以是言

明治三十二年神嘗祭日

郵岡良弼賚卿甫撰

香取郡誌序

地志之編其權輿于禹貢乎禹貢非地志而地
志之要寓焉禹之平水土也因山川之形勢以
分九州視其土之肥磽以定其賦察其地之所
產以出其貢各有九等詳其貢賦道路之所由
以達之帝都以均勞逸一多寡其間曲節莫不
備載焉且設五服之制以區域華夷內揆文教
外奮武衛於是聲教訖于四海也夫堯舜大聖
也其德至矣然而微禹之經營區畫則奚由而
垂拱無爲以平治天下哉是地志之用所以爲

大也虞廷史臣列叙其事以禹貢名篇者明其以貢法制民產也殷之助周之徹雖有所損益其制民產平賦稅則一也及周之衰暴君汙吏並起征於民無度惡其法制之不利於己也皆去其籍生民之害極矣秦併天下廢封建置郡縣開阡陌而任地力蓋亦用貢法也然非復先王均一之制於是乎兼併之弊生貧富不齊且重歛煩苛民不堪命及其亡也蕭何入其府收圖書乃知天下阨塞戶口多少疆弱之處遂佐高祖定天下是亦由地志之功用也自漢以來

地理郡國志代皆有之而唐之十道租庸調之法稱最近于古我先王采用之分五畿七道察其形勢以定國郡觀其土宜以行租庸調之法既又詔國郡撰風土記而後仁政達于四海矣蓋亦堯舜之心也哉乾綱解紐喪亂相踵圖籍遂亡逮武家之世百度草創而無復有記述亦世道之一厄也天運循環王政維新墜典復興乃詔府縣撰町村誌蓋將聚覽以造一大地志也吾香取郡人山田秋堂慨然發憤曰是千載美事不可以不對揚即自任其事跋涉山川經

歷田野凡一郡之地勢位置民業物產名區勝蹟考古證今廣詢博采具列詳記亦可謂備載無遺者矣苟以此法例他郡以推諸縣則天下之大猶視諸掌以揆文教以奮武衛亦無難矣堯舜之治可坐而致也果然則地志之用豈不大也哉今也際會國家隆盛之運民之望仁政如飢渴秋堂此舉豈徒述其山川紀其物產表其名區以誇耀其考據之博而已哉抑將有待乎皇上之德化也故余書其用之最大者以爲之叙云

栗水並木正韶

香取郡誌編纂の勞を謝すの辭

夫高きに登るは必卑きよりし遠きに行くは必近きよりす宇内の形勢を知らんと欲する者はまづわが郷の事を知れといへりこゝに吾友山田秋堂ぬしは若き頃より壯年輩の物學びに心を用お教育の事に力を盡しつゝありてその學生を導かんがために近きあたりの記録どもを尋ねさぐれるに此香取郡の事の委しきものはあらざりけりさればいたく其を慨かひいかで郡誌をとれもひたゝとしてみづから本郡内のところどころに杖曳いたりその古寺ここの城址と走せ回り露深き叢の中の礎石をたづね茨が下の碑文を探り何の神社の古文書某寺の縁起とかして此處の町村の水帳をさへにあつめうつし土地の沿革古老の傳をもよくきゝたゞして此頃ひとつの郡誌を成れりける往昔地誌を撰録せしめし事のものに見えたるは續日本紀卷之六に和銅六年五月甲子畿内七

道の諸國に制して郡郷の名好字を著け其郡内に生ずる處の銀銅彩色草木禽獸魚蟲等の物具さに色目を録し及ひ土地の沃瘠山川原野の名號の由るところ又古老相傳ふる舊聞異事を史籍に載て言上せしむとありこれ國々より風土記を撰進せしめし事のはじめならん凡地理誌などを編纂するはかたきわざとてなほざりに過ゆく人多かめるをぬしが此度のいたつきよ中々にかいなての業にはあらざりけり此編や一目にして本郡古今の形勢を瞭然たらしめ音にぬしか門弟子を導くのみものにはあらずして本縣志士が施政の資に供すべきの一大要書なり予平常にぬしと同感のれもひをなせり故に此誌の成れるをよろこびこゝに蕪辭を草して聊かぬしが年來の勞を謝す

明治三十二年十一月

香取の宮人 伊藤 泰 歲謹白

緒言

緒

地誌の書其用大且廣し一郡の中一村の間と雖も苟も地誌の備なくんば水を濟るに恰も舟楫なきが如く何を以てか能く要津に達するを得んや古諺に曰く其土に居り其沿革に詳らかならざるものは父母の名を知らざると同一般なりと豈省心せざるべけんや昔元明帝國郡に詔して風土記を撰ばしむ然るに今や概ね散逸し僅かに存するものと雖も亦後世の偽著たるに過ぎず是より後地誌の編極めて稀れなり蓋し心を地誌に用うるものなきに非るも其編纂の實に至難なるものあるを以てなり至難の因て生ずるところ二あり一は材料の完からざるなり一は費用の繼かざるなり幕府の末年大に地誌の忽かせにすべからざるを知り命じて誌局を昌平營内に設けしめ武藏相模の兩風土記漸く成て維新の更革に際し其事遂に止む明治の初年正院塚本明毅新藤熊等日本地誌

言

提要を撰し之を乙夜の御覽に呈し地誌學進興の端緒を開き世人亦力を實用の學に盡すべきを知り所謂某國誌某郡誌の著彬々相屬す然るに皆甲に密なるものは乙に疎に乙に繁なるものは丙に簡に名勝を記するものは乃ち經濟を省き史傳を詳にするものは乃ち地理を略する等各一方に偏するの弊なしとせず是に於て内務省府縣に令し町村誌を撰ばしめ尋で之を本省の管理に歸し吏員を派遣し親しく舊誌異聞を求めしめ一二の國誌將に緒に就かんとし故あり復た之を中止す殊に惜むべしと爲す蓋し事は三府四十五縣八十五國八百三十七郡七萬千五百四十七町村着手當時即ち明治十八年五月の廣きに亘り無限の經費は當時の事情に於て之を許さざりしものありしならむ故に全國の地誌を編し其完全を求めんと欲せば地方有志者相圖り互に聯絡を通し以て編纂の方を定むるに若かず蓋し土着の人を以て其地誌を編す已に事情に

明かにし隨て經費を省き一舉にして兩全の利あり此の如くにし
て止まずんば全國の地誌之を政府の手に假らずして成るべし然
るに人心面の如く思想各同じからず甲の企つるところ乙其心を
以て之を非とし乙の圖るところ丙其見を以て之を議し協贊の道
を與ふるを欲せずして徒らに中傷の策を試みんとする者あり或
は幾多の材料を藏するも之を世に益し之を人に示すの事を爲さ
ずして遂に蠹魚の食に委るもの少なからず嘆すべきの極にあら
ずや余嘗て尾參の地に遊びしとあり實に同國人士が地誌編纂に
汲汲たるを感ぜずんばあらず茲に其一例を擧ぐれば西加茂郡長
田中正幅が公務の間を以て三河國誌の纂修に従事し十餘年間一
日も筆硯に對せざるの事なく遂に先づ其郡誌を編し部下に頒ち
しが如き碧海郡長市川一貫が其俸給を割き特に屬吏を雇ふて碧
海郡町村誌を編せしが如き寶飯郡長竹本元保が偏く町村長に告

論し郡内村誌を編せしが如き愛知郡人田中重策が郡内有志の輩
 と共に其郡誌を編せしが如き皆稱道すべきものあり謹んで按ず
 るに我總州輦轂の下を距ること遠からず就中香取の郡たる位置
 最も廣く神宮の在るところ大川の通ずるところ地靈に水清く其
 間英雄豪傑の割據するところ烈士偉人の輩出するところ固より
 史誌の料に乏しからず之を歴史に徴するに源賴信哉定の地藤原
 師賢終焉の蹟今尙歴然として存するものあり其他東胤賴の森山
 に於ける足利成氏の御所臺に於ける大須賀胤信の松子に於ける
 國分胤通の矢作に於ける千葉胤直の志摩に於ける其子胤宣の多
 古に於ける鳥居元忠の矢作に於ける松平家忠の上代に於ける千
 古群雄成敗の跡瞭々として史上を照し之を人物に考ふれば即ち
 徳見本郡に出て、寵を武門に受け鐵牛江戸より來て福を民生に
 與へ伊能忠敬測量の術を以て著はれ清宮秀堅地誌の學を以て鳴

り其他穎則の國學に於ける魚彦の和歌に於ける長威の武術に於
 ける清淵の讀書に於ける近時佐藤尙中亦小見川に生れ醫術を以
 て名を宇内に發揚し而して其社寺は乃ち香取小御門中村飯高等
 あり其名勝は乃ち千瀉龜甲雲井神崎等あり加ふるに刀根の長流
 は倒まに波山を浸して神女の顔を洗ふが如く本郡の歴史彼が如
 く其れ赫々とし本郡の勝概此の如く其れ昭々たるも未だ嘗て本
 郡地誌の備へあらざるは獨り何の故ぞや余幼より聊か斯學に志
 し往時河田君熊及び渡邊中秦政治郎の諸先輩に就き大日本國誌
 の編纂に従ひ又岸上安散宮内默の兩氏と共に伊勢名勝志を編し
 尋て自ら三河墳墓誌同國名蹟志同國神社志東葛名勝志香取四勝
 記長篠城始末記等を撰し或は田中竹本市川の諸氏に交はり其間
 二たび畿内東山山陽に遊び三たび東海諸國を巡り一たび西海に
 入り遂に朝鮮に航し地理を探り歴史を究むるに於て少しく心を

用うるところあり常に總州地誌の完からざるを憂へ一篇の書を輯し以て幽微を表白せんとせしも一人の力細微の資能く一州の誌料を網羅し得べきに非るを以て單に筆を本郡に執れり然るに香取の郡たる中世より海上匝瑳二郡に關引するの事少からず故に本誌を編せんとするに先だち二郡を調査し推して縣下全國より隣國常陸に及ぼし或は遠く誌料を諸州に探り纂輯の方法殊に一層の困難を極めたり此間一二高義の士あり幸に余の不才を棄てず遂に修誌の事を全ふせしむ是れ余が深く諸君に謝するところなり只恐らくは余の不敏なる能く衆望に副ふ能はざることを然りと雖も之に因り以て本郡舊史の遺聞を往古に徵し古蹟の湮滅を將來に防ぐを得ば僅かに微意の有るところを知るに足らむ今や印刷方に成るを以て聊か一言を録し自序に代う

山田 愨 識

凡例

- 一本誌は下總國香取郡に關する事項を掲記す
- 一本文中載記するところ本州とは乃ち下總國を指稱せしものにして山城を城州とし安房を房州と爲すの例に仍る
- 一本誌記するところ事實の詳密を主とし用字の如何に至ては専門家の考訂を歴るの暇なきを以てテニナハ等の誤謬少からざるべし見るもの幸ひに之を恕せられむことを蓋し要とするところ此に在らずして彼れに在るを以てなり
- 一本誌中記載の事實にして牽強附會の説なしとせず然れども妄りに之を削去せざるは記存して以て有眼者の斷定を待んが爲めなり
- 一社寺の由緒書及び縁起等は往々信憑すべからざるもの多し然れども之を除けば則ち他に據るべきの材料なきを以て社傳寺傳とし以て之を保存す古文書又は棟札等に仍るものは之を註記す
- 一各社寺の記録を参照するに甲社は乙社の記録を駁し丙寺は丁寺の沿革を難するものなしとせず是等の事に關しては編者は其社傳其寺傳に仍り駁撃非難に亘る

ものは之を取らず區々たる枝葉の既に拘泥し兩者反目の基を醸すは獨り編者の
 眞意ならざるのみならず殊に達觀者の取らざるどころなるを以てなり
 一人一事にして名勝又は古蹟等の部に分記せしむるものあり註に何々の項に詳
 記す又は何々參觀とす併せ看るべし

香取郡誌引用書目

集得するに従ひ之を録するを以て次第に仍らず

- | | | |
|--------|----------|--------|
| 日本書紀 | 續日本書紀 | 日本後紀 |
| 續日本後紀 | 文徳實錄 | 三代實錄 |
| 總國風土記 | 舊事紀 | 延喜式 |
| 古語拾遺 | 職原鈔 | 類聚國史 |
| 日本紀略 | 類聚符宣鈔 | 朝野群載 |
| 東鑑 | 郡郷考 | 千葉系圖 |
| 正木家譜 | 香取神宮藏古文書 | 扶桑略紀 |
| 日本地誌提要 | 東國戰記 | 一本東國戰記 |
| 利根川圖誌 | 總陽概錄 | 太平記 |
| 多田氏覺書 | 上總國誌 | 安房國誌 |
| 上總町村誌料 | 藩翰譜 | 鎌倉大帥紙 |
| 大日本史 | 日本野史 | 北條五代記 |
| 明瓦洪範 | 房總治亂記 | 家忠日記 |

目 書 用 引

- 日本外史
- 一本東氏系圖
- 掛巢家記
- 梧窓漫筆
- 常陸國史
- 國造考
- 新葉和歌集
- 增鏡
- 常樂記
- 常陸軍記
- 伊能氏系圖
- 近世碑文集
- 春雨樓詩鈔
- 成齋文集
- 香取私記
- 大系圖
- 粟飯原氏系圖
- 弘化圖
- 嘉永圖
- 天正十九年各村野帳
- 寬政諸家重修譜
- 香取郡沿革誌
- 大原幽學傳
- 佐倉風土記
- 圓通寺記
- 山室譜傳記
- 社寺明細帳
- 柳莊詩鈔
- 下總舊事考
- 香取神宮小史
- 東氏系圖
- 宇治拾遺
- 寺本本慶安圖
- 谷津區貞享圖
- 梅松論
- 公鄉補任
- 成田名勝圖繪
- 古戰場私考
- 千葉家臣記
- 大日寺緣起
- 日本名勝地誌
- 愛日樓集
- 日本名勝詩鈔
- 香淵遺稿
- 香取造宮年代記

目 書 用 引

- 香取名所圖誌
- 北總詩誌
- 府馬村誌
- 將門記
- 高僧傳
- 信長譜
- 扶桑隱逸傳
- 香取四家集
- 古學小傳
- 新撰年表
- 城氏家系
- 大系圖
- 玉筍集
- 花香氏筆記
- 續千葉集
- 香取新誌
- 香取志
- 小御門神社由來記
- 尊卑分脈
- 北條早雲記
- 大蟲宗岑語錄
- 新島誌料
- 源氏物語窺原抄
- 下總名勝圖繪
- 伊能穎則歌集
- 本郡内舊家小作帳
- 金石年表
- 松島圖誌
- 關八州領主石高帳
- 新續古今集
- 北總詩史
- 香取村誌
- 小御門神社獻詠集
- 別頭佛祖統記
- 武藝小傳
- 土屋覺書
- 三家文鈔
- 江戸砂子
- 廻國雜記
- 須賀山神社年代記
- 茨城縣名勝志
- 如蘭社話
- 栗本家記
- 萬葉集
- 夫木集

目 書 用 引

畿道巡廻日記	秋の寐覺	鹿島日記
武邊咄聞書	香取郡地質調表	利根川沿革取調書
史學雜誌	上代氏藏上代鄉村鑑	千潟開墾記
椿沼開墾記	鐵牛傳	和名抄
寛永系圖	後篇諸家系譜	利根川繁昌記
編年殘篇	東莊志	房總治亂記
千葉縣統計表	大日本國誌	災異表
千葉縣管内實測圖	陸軍測量圖	大八洲雜誌
香取神社武名記	廻國雜記	國史實錄
常綠集	孝義錄	陸軍實測圖
香取神名記	和名抄地名索引	東源軍鑑
中山法華經寺古文書	慈恩寺古文書	東大神社記
神崎神社文書	常總軍記	

此他各社寺記錄文書棟札各家藏雜記等細部分に屬するものは之を略す

歴史地誌等の編纂は材料の拾集を以て第一の至難となす故に斷紙片簡と雖も之を得るの時は金玉も啻ならず余が地方經歷の際特に材料を貸與し或は指示の等を取り便宜を與ふるの諸彦少しとなさず且重野文學博士の示教と河田羅村岡其弼並木正韶の三君が誌料の閱覽を許し余の不敏を補足せられしは感銘措く能はざるところなり茲に地方贊襄者諸彦の芳名を卷首に録し以て記恩の意を表す

千葉郡長	行方	幹
香取郡長	江口	英房
國會議員	大須賀	庸之助
正六位	香取	保禮
正八位	澤田	總右衛門
從八位	伊藤	泰歲
從八位	額賀	大重
從八位	緒方	是常
縣會議員	高城	啓次郎
同	花香	傳右衛門

同 松丸謹五郎

茨城縣々會議員 櫻井寬

郡會副議長 林正義

郡會議員 成毛七郎兵衛

同 畔蒜幸四郎

東大神社々司 故飯田胤隆

明治會創立者 田中直太郎

北總銀行頭取 飯田佐次兵衛

小見川農商銀行頭取 繪鳩伊之吉

海上郡々會議員 服部治右衛門

向後 昇

淺田恭悅

故岩田藤兵衛

近衛步兵曹長 故鈴木國松

橋村長 遠藤三左衛門

瑞穂村長 高柴榮太郎
豐里村長 石上助松

上代麟五郎
平山阜次郎

向後積善
清水正吉

關亮柄
故木內東一郎

木內神社々司 故神澤佐太郎
匝瑳郡々視學 小川辰五郎

清宮利右衛門
永澤仲之亮

郡屬 笹本莊三郎
同 介川常保

府馬村長 平野仙太郎

香取郡誌

卷之一目錄

建置	一頁
名稱	二頁
位置	三頁
幅員	同頁
沿革	同頁
町村	九頁
附 十六島 干潟	同頁
郷莊保領	二二頁
分合	三三頁
地勢	三五頁
地質	同頁
氣候	三六頁

此他尙衆多の賛襄者あり卷尾に列記す

- | | |
|----------|--------|
| 東葛飾郡中山村長 | 五關雄作 |
| 菅川村長 | 宇井太兵衛 |
| 栗源小學校長 | 小出作藏 |
| 小御門小學校長 | 宇井孝一郎 |
| 大戸神社々司 | 赤塚房吉 |
| 郡會議員 | 五十嵐莊太郎 |
| | 安藤定一 |
| | 木内總三郎 |
| | 額賀重壽 |
| | 伊井量之助 |
| 故遠藤誠一 | |
| 橫田平左衛門 | |

風土病……………三七頁

人情……………同頁

風俗……………三八頁

宗教……………三九頁

民業……………同頁

物産……………四〇頁

首邑 佐原……………同頁

名邑 滑河府馬崎多古津宮須賀山……………四二頁

里程……………四八頁

道路……………四九頁

鐵道……………五四頁

水路……………五五頁

河川……………同頁

堤防……………六五頁

渡津……………六八頁

卷之二目錄

橋梁……………六九頁

漁場……………七一頁

湖沼……………同頁

神社誌……………一頁

香取神宮官幣 小御門神社別格官 大戸神社縣 神崎神社 大須賀神社

側高神社 木内神社 松崎神社 熊野神社 東大神郷以上 八幡神社 糶窟

神社 須賀神社 八幡神社 八幡神社 西坂神社 八坂神社 諏訪神社

稻荷神社 熊野神社 皇産靈神社 熊野大神 稻荷神社 奥宮 又見神社

返田神社 妙見神社 膽男神社 忍男神社 須賀神社 日宮神社 戸田

神社 豐玉姬神社 編玉神社 愛宕神社 山倉大神 八重垣神社 五社大

神 祖波鷹大神 諏訪神社 大宮大神 宇賀神社 日吉神社 熊野神社

六所大神 飯高神社 松峰神社 鏡木大神 關戸大神 左右神社 諏訪兩

神社 津島神社 菅原大神

寺院誌……………四六頁

昌福寺 檀林寺 龍正院 乘願寺 長壽院 迎接寺 常福寺 眞誠院 龍
 安寺 神宮寺 妙樂寺 高源院 興福寺 光福寺 莊嚴寺 淨國寺 法界
 寺 淨土寺 勝德寺 卽翁寺 圓通寺 大法寺 淨土寺 寶應寺 長興院
 大慈恩寺 觀福寺 大龍寺 新福寺 惣持院 光明院 清寶院 善雄寺
 淨福寺 清水寺 西雲寺 德聖寺 芳泰寺 安國寺 西音寺 樹林寺 來
 迎寺 修徳院 觀福寺 顯實寺 能滿寺 安興寺 大乘寺 眞淨寺 妙光
 寺 妙光寺 新善光寺 日本寺 妙興寺 妙光寺 淨妙寺 徳成寺 飯高
 寺 妙福寺 龍尾寺 妙廣寺 光明寺 正賢寺 長泉寺 願勝寺 東榮寺
 東徳寺 天福寺 東福寺 妙愷院 藏福寺 福聚寺

卷之三目錄

名勝誌

香取海 利根川 明神山 朝日淵 菊水井 淺間山 雙生山 天神山 十
 六島 十二橋 諏訪山 龜甲山 香取神園 香雲館 神宮十二井 船木山
 稻荷山 海上山 海上瀉 淺間山 丸山 菰敷原 龍神山 東莊神林
 雲井崎 白旗山 朝日岡 盃井 琴平岡 淺間岡 雙峯飛泉 干瀉

名木誌

王子櫻 小帝櫻 日櫻 なんじやもんじや 曲松 御床几松 鞍掛松 同
 向杉 小山巨松 木母杉 弓掛松 斥候杉 三本杉 黃門櫻 坐論梅 鞍
 掛松 旗立松 木内兩樹 七本樹 四季櫻 傘松 府馬楠樹 山倉楓樹
 能滿寺楓 逆銀杏 澤櫻 八股松 磨墨櫻 善光寺榿樹 手植楓 長者松
 傘松 飯器松 紀念樹 三本松 袈裟掛松

舊蹟誌

西大須賀砦址 西大須賀古窟 東三井寺址 菊水山城址 藤原師賢館址
 助崎城址 名木砦址 高倉目代館址 高岡陣屋址 大和田砦址 神崎砦址
 小松砦址 香取郡家址 武田砦址 大貫陣屋址 古山砦址 鍋島氏陣屋
 址 鶴崎砦址 岩崎城址 大戸砦址 伊能砦址 塙砦址 村田砦址 所砦
 址 奈土砦址 眞敷荒海兩驛址 取香牧址 松子城址 前林砦址 久井崎
 砦址 中野砦址 多寶塔址 平將門館址 矢作砦址 大崎城址 大根氏宅
 址 矢作牧址 香取砦址 金剛竇寺址 經堂址 不斷所址 護摩堂址 星
 塚 祈雨塚 根本寺址 割餘原 多田砦址 釜塚 笠塚 百石沼址 小野

砦址 大倉址 大倉砦址 一分目砦址 經塚址 小見川城址 内田氏陣屋
 址 下小川砦址 木内砦址 油田氏宅址 虫幡氏宅址 上小堀砦址 白井
 砦址 葛原牧址 油田牧址 經塚 田部城址 小見砦址 米井砦址 川上
 址 千丈谷 山倉砦址 新里砦址 松崎砦址 南玉造砦址 岩部砦址 荒
 北砦址 西田部砦址 田部屯倉址 足利成氏館址 矢指塚 千田親政館址
 東漸寺址 源頼朝假館址 多古城址 志摩砦址 松平氏陣屋址 松平氏
 陣屋址 大島砦址 稻垣氏陣屋址 吉田土窟 新福寺址 匝環郡家址 中
 村砦址 南並木砦址 經冢 飯高砦址 百坐說法塚 六萬部塚 左右王塚
 飯塚砦址 鎭木城址 長部砦址 諸徳寺砦址 八石教會所 櫻井城址 和
 田砦址 夏方原古戰場址 大友砦址 須賀山砦址 鹿戸砦址 海上國造居
 址 海上郡家址 羽計砦址 青馬氏宅址 四塚 石出氏宅址 今泉砦址
 沼闕砦址 粟野砦址 松平氏陣屋址 椿海址 諸持館址 陳野氏宅址
 墳墓誌.....
 兒塚 藤原師賢墓 比丘尼塚 入定塚 木内信久墓 寺田嘉績墓碑 城氏

墓 小松古墳 武田古墳 谷中古冢 土岐治綱墓 櫻井理一郎墓 小井土
 貞經墓 葛井温墓 渡邊徳藏墓 吉田天梁墓 葛齊恒丸墓 素月尼墓 永
 澤氏墓 清宮秀堅墓 十三塚 原川孫平墓 鍋島氏墓 佐藤繼信供養塔
 大須賀氏世々墓 府馬丑之助墓 國分壽歡墓 伊能朝辰墓 伊能氏墓 入
 定塚 僧頭白塚 又見古墳 王子古墳 飯篠長威墓 大中臣氏墓 香取氏
 墓 中臣鑰取氏墓 多田氏墓 堀直重墓 久保木清淵墓 僧吞舟墓 鹿塚
 富田古墳 成毛氏世々墓 大冢 胤壽姬墓 粟飯原氏墓 成毛宗親墓 木
 内古碑 府馬時持墓 木内氏碑 三神靈墓碑 同寺古墳 千人冢 川上古
 墳 すくも塚 東胤頼夫妻墓 岡飯田古塚 阿玉臺古墳 來迎寺古墳 貝
 冢 府馬古墳 府馬氏世々墓 府馬時持室墓 宇井太兵衛碑 山倉古墳
 石橋信義墓 石橋杏隣碑 經塚 千葉胤直胤宣父子墓 兒塚 木食上人塚
 次浦古墳 吉田古墳 船塚 僧日侘墓 松平勝權墓 僧日圓墓 保科正
 則墓 小高古墳 飯塚古墳 鎭木氏墓 鎭木古墳 栗本清右衛門墓 僧宋
 休墓 花香安精墓碑 紀琴夫墓 十騎塚 佐伯邦墓碑 上人塚 僧鐵牛墓
 諸持古墳 宮原古墳 石上貞淳碑

卷之四目錄

城主

平忠常 大須賀氏 國分氏 東氏 支族東氏 支族東氏 千葉氏 木内氏
鏑木氏 粟飯原氏 鳥居氏 松平氏

諸侯

井上氏 内田氏 久松氏

人物誌

五百島 千田親政 千田胤幹 海上胤有 海上胤景 藤原師賢 千田胤貞
飯高胤廣 僧日祐 僧德見 中納言坊 飯篠家直 僧麟岳 伊能朝辰
石田駿河 木内胤末 石出吉深 僧良曉 僧要行 僧日圓 僧日充 僧存
頁 上代五左衛門 掛巢實胤 永澤治郎右衛門 久七 新左衛門 永澤躬
國 伊能魚彦 椿仲輔 伊能忠敬 久保木清淵 大原幽學 伊兵衛 宮負
定雄 伊能穎則 清宮秀堅 平山忠兵衛 伊能景晴 佐藤尙中 僧月潭
柳田貞亮 神崎惣次平 貞婦岩 貞婦重
災異誌

目

錄

目

錄

卷之五目錄

舊領主石高及戸別表

附錄

戸口 同頁
地種 同頁
郡衙郡長 二頁
警察署長 同頁
裁判所 三頁
稅務署 同頁

金石誌

寶物誌

總國風土記

東國戰記

方言

俚語

七八頁

八一頁

八四頁

八六頁

九三頁

九七頁

一頁

同頁

同頁

同頁

二頁

同頁

三頁

同頁

村役場

郵電

銀行

會社

公會

學校

病院

牛馬

舟車

議員

修誌餘談

增補

稻荷神社

養喪者小傳

四頁

同頁

同頁

同頁

同頁

同頁

同頁

同頁

同頁

同頁

八頁

三四頁

三六頁

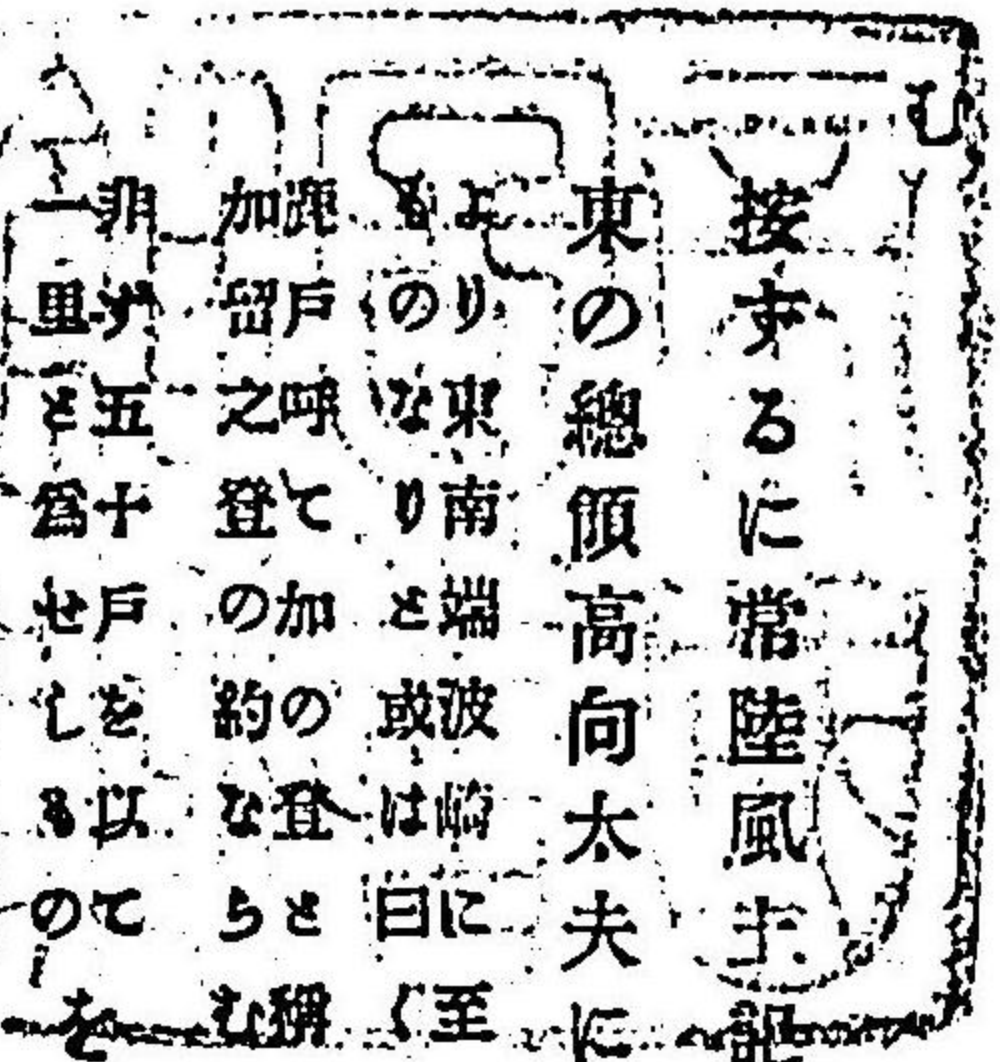
終

香取郡誌卷之一

建置

山田 懋著

本郡の建置詳ならざるも古記に因り之を考ふるに蓋し孝徳天皇の時に在りしなら



接するに常陸風土記に大化五年天皇の孝徳大乙上中臣鎌子大乙下中臣部免子等坂
 東の總領高向太夫に請ひ下總國海上國造の部内輕野野村地方に於て同郡中央部
 の東南端波崎に至るまで孤島形を爲せし地境の且遷に因り常陸國に合せし
 加留の登の約の登と稱かす是れ以南の一里那珂國造の部内寒田以北の五里は一里五
 里と爲せしを以てを割き別に神郡を置き其處在るところの天之大神社坂戸社沼
 尾社三處を合はせ總て香島之大神とし因て郡に名づくると本郡香取神宮は古來よ
 り朝廷の祭祀例式等格を鹿島神宮に同ふす是に因て之を見れば同時の置郡なる
 こと疑ひなし史に之を載せざるは逸せしなり又伊勢神宮式に伊勢國飯野度會多
 氣安房國安房下總國香取常陸國鹿島出雲國意宇紀伊國名草筑前國宗形等爲神郡
 の文あり併記して参考となす

名稱

往古檝取日本書紀と書し又省畫して楫取國風とし或は鹿取類聚符神鳥香取古楫取正二年戊午十二等の字を假用せり其香取の字に從ひしは起因詳ならざるも舊事紀古語拾遺日本紀延喜式等已に之れに仍りしを見れば其古世に在ること知るべきなり郡名の基因詳ならざるも古より傳ふるところ三説あり擧げて證となす一に曰く本州は往古天宮命麻種を殖するの地故に總サフの國と稱す拾遺加止里は即ち堅織の義にして練絲練は兼の字解にして其絲織の意なりの意に基づきしものなり故に本郡の地に麻績織幡幡銚等織幡等の地名ありあり以て證と爲すべしと一に曰く本郡は往古海邊の地なりしを以て舟楫の意に因り檝取と稱せりと天孫本紀に楫取阿刀連祖天麻良及船子倭鍛冶連祖天眞浦あり又香取神宮傳ふるところ海夫注文記に神崎より銚子に至る沿岸諸村輸錢の數を載す香取鹿島の二社江を隔て、相對し以て東邊を鎮制す海夫は今の海軍兵丁の類にして二神東國勳定の時舟夫舵手等の此地に留まりしものあり其稱の後世に存し遂に檝取の地名を爲す藤森天山の詩に踏破滔天不測波輕舟往來似飛梭自誇二十充防禦能叱陽條鞭自題と其自註に聞嘗以漁戶充海卒と亦是れ海夫を詠せしものなり或は曰く海夫は海賦にして賦

名

稱

錢を稱し後世の所謂る舟運上なるものと同一なりと一に曰く「カドリ」は勝取にして「カシマ」は勝島の意なり即ち往古二神東國戡定の義を含みしなりと末説は香取私記に仍る三説皆確定するところなきも暫く記して識者の攷定を俟つ

位置

本郡は本州の東北部に位し東南は耕地或は山林原野を以て海上匝璣二郡に隣り西南亦耕地或は山林原野を以て上總國山武郡に接し是より漸く西し山林原野河水耕地を以て本州印幡郡に界し北部は水脈を以て常陸國稻敷郡に對し東北より延て東し亦水脈を以て同國行方鹿島の二郡を劃る是れ本郡境界の大略なり

幅員

緯線三十五度四十二分に起り三十五度五十八分に至り經線百四十度二十一分に起り百四十度四十四分に至る東西九里二十六町南北七里二十八町周圍四十九里二十七町面積大約三十六方里二分四厘極東豐里村富川區極西滑川町西大須賀區極南日吉村寶米區極北新島村三島區とす周圍及び面積は金江津本新島十餘島三村の分割を知るべし

沿革

本郡古昔の沿革詳ならざるも茲に其大略を掲ぐれば神代の世に當り經津主命の東國を經營し跡を本郡に垂るゝあり日本紀神武天皇十八年庚寅勅して宮柱を楳取に建つ香取古天皇の時に當り天富命阿波南海の齋部を分ち東土に來りて麻穀を播殖す好麻の生する所を總國といふ拾遺本郡の地も亦同稱の下に屬せしなり是に因て之を見れば皇化の此地に布及せしは其悠遠なるを知るに足る成務天皇の朝國造を置き下海上國造あり今の海上郡及び本郡の東部を管し印波國造あり今の印旛郡及本郡の西部を領せり國造本孝德天皇大化以後大に國郡の制を定め郡國に國司あり郡に司領あり以て之を統轄す是に於て州郡の名稱と治制は確として定まれり大寶三年卯上毛野朝臣男足を以て下總國守と爲すと實に是れ本州長官の始めて古史に見えたるものなり此後國守の更迭一々記するに遑あらず國守は本州一斑の事に關し以て之を略せり聖武天皇の時香取連五百島あり本紀經津主命の裔を以て本郡に居る香取古へ連の職を置き治法上に關與せしめしことは史傳に散見せるところなり香取連私記匪瑳連も亦此地方統轄の任に在りしものならむ當時本郡の區域尙ほ未だ廣からず東部は海上郡に屬し南部は匪瑳郡に屬す和名抄承平中高望王の子良兼本州の介となり州治を掌る從子將門豐田郡に居り猖獗制を受けず良兼の卒するに及び遂に謀反

し本州諸郡概ね略有するところとなり尋で誅に伏す其姪忠常介を以て海上郡即ち東郡に居り長元中亂を起し源賴信の平ぐるところと爲る子常將宥されて介に任じ千葉城に居り始めて千葉氏と稱し以て本州の事を治む子孫相繼ぎ玄孫常胤源賴朝に従ひ功勞尠からず賴朝呼んで父と爲し命するに本州守護を以てし子孫に傳へし本是に於て四男胤信を本郡大須賀に五男胤通を矢作に六男胤賴を東莊に封す千葉系圖大日史是より先き千田親政千田庄近傍を領せしが其平氏に黨せしを以て常胤の擒するところとなり其地を併有せらる東千田莊は今の本郡南部の地なり是に於て千葉氏の族黨本州に熾んに就中本郡は悉く其據有するところたり粟飯原氏及び木内嫡木臼井の支族亦各要地を占め千葉系圖社寺領等を除くの外悉く其所轄たり建武中興足利尊氏を本州の守護と爲し尊氏の反する常胤七世の孫貞胤之に屬し介を以て守護を兼ぬる故の如く本郡の諸領も舊に因て變ずるところなし日本地誌提要馬加康胤の千葉胤直を殺して千葉城に據るや印旛以東の地臼井佐倉多古小見川等を畧有す提要及天文以後里見氏勢威を安房に振ひ屢ば本州を侵し其將正木時茂大時及び弟時忠左近時忠の子時通左近並びに正康左近等をして交も兵を本郡に出さしめ諸城其陷るところと爲るもの多し香取文書永祿中千葉氏の宗族相離叛し本郡の諸城主互に

兵を交へ攻取止むときなし千葉邦胤亦矢作に入り香取大戸の宮中を犯す家記常陸
 國江戸崎城主岡見氏の家臣栗林義長本郡の地を侵掠し西部の諸砦皆降る東國此時
 に當り千葉氏勢力漸く衰へ自立する能はず遂に北條氏に屬す大須賀東の諸族も亦
 本宗に因り以て之に服事せり系圖天正十八年庚小田原城陥り北條氏亡び豊臣氏の
 臣石田三成徳川氏の臣本多忠勝等總房を狗ふ四十八城風を望んで皆降り多田氏淺
 野長政木村重茲別に將として本郡を定む古制是に於て千葉氏の宗族離散衰亡す之
 を要するに萬壽長元の際より天正の末に至るまで大約五百六七十年時に隆替あり
 世に盛衰ありと雖も千葉氏の族黨本州に蔓延し本郡の如きは悉く其管するところ
 に係る總錄故に野老田夫も今に至て尙ほ千葉氏の族裔臣末と稱せざるものなし以
 て其餘澤の民心に存せしを知るに足る徳川氏の關東を領するや其臣鳥居元忠を矢
 作に封し四萬石を食せしめ以て岩崎城を修築し松平家忠を上代に封じて一萬石を
 食せしむ諸論松平定勝此時を以て封を小南に受け三千石を領す家記吉田佐太郎等
 代官と爲り大に檢田の法を定む各村檢慶長以後數ば領主の變革あり土井松平内藤
 石川の諸氏相尋で封を受け後井上政重を高岡に内田正信を小見川に松平勝以を多
 古に封し其他諸藩の分領あり之を區別すれば井上氏は余津谷大和田高岡高野馬込

小浮植房立野青山猿山中野地藏原新田の諸村を食し或地は一村を分轄して一二藩
あり必ずしも一村を總轄するに非るも此に獨り内田氏は竹内富田増田小見川野田本郷
記する諸村は其大部分を占むるものと列記す八日市場下小堀平山富川田部仁長布野北原地新田虫幡木内窪野谷の諸村を食し松
 平氏は井野多古南中村南並木南借當の諸村を食し諸藩の分領は稻葉氏佐原新所
 屋七澤冬父中里滑川高倉大菅原宿名木西大須賀の諸村を領し堀田氏佐倉
 の三村を領し藤堂氏津南原地新田新々田大貫高谷今四谷曲淵石納飯島横山馬乘里
 片野村田櫻田南敷鳥羽の諸村を食し板倉氏安中大久保夏目八重穂萬歳入野新井吉
 田米込の諸村を食し田安家は橋向片巻の二村を采地とし稻葉氏館山は南山崎北中
 村の二村を食し保科氏飯野は和泉山之邊金江津の三村を食し香取は神宮領に屬し
 其他の諸村は幕府旗下の采地及び代官支配地或は社寺領たり明治維新皇政一布百
 度更革し武門の權悉く帝室に歸し元年戊辰七月房總知縣事を置き柴山文平之れに任
 じ尋で官谷縣と稱し廳を上總國山邊郡大網宿に定め本郡旗下の采邑は所開る旗本
 舉て之が管轄に屬し八月下總知縣事を置き佐々布貞之允之に任じ尋で葛飾縣と稱
 し廳を東葛飾郡加村に設け本郡の代官支配地は幕府の直轄にして所皆之が管轄に屬
 し二年己卯三月官谷縣命じて伍長什長組頭庄屋を各村に置き三年庚午正月官谷縣支廳

を本郡津宮村に置き本郡及び海上匝瑛二郡と常陸國鹿島河内信太の三郡を分管し大屬新庄官兵衛之が長たり三月支應を香取村新福寺に移し尋で大屬鹿兒島菊治代て之が長たり後少参事中山光令又之に代る四年未^辛七月廢藩置縣の令出て同月十四日多古小見川高岡の三藩を縣と爲し諸藩も亦改めて縣と稱し其管するところは依然として舊に仍り并せて十縣と爲す十一月宮谷縣以下の諸縣を廢し同月十三日本郡を擧げて新治縣に屬し管轄始めて一に歸す此時中山信安参事と爲り大木良房權参事たり後ち信安權令と爲る五年^壬四月新治縣治下の區畫を定め本郡の東部及海上匝瑛二郡を第四大區とし西部を五大區となし四大區の下更に小區を置き之を小二區小八區小九區小十區の四區となし五大區の下に小一區より小十一區に至る九小區を分ち各村に戸長一名副戸長若干名を置く八月新治縣支應を小見川村に置き香取海上匝瑛の三郡及常陸國鹿島郡内卅箇村の聽訟事を管理す尋で之を廢す八年乙五月新治縣廢せられ三郡を千葉縣に屬し縣令柴原和参事岩佐爲春權参事渡邊孝長等長次官たり^{以下長官更迭を略す}同月香取郡取締所を置き九年^丙一月區劃を更正し本郡西部を第十四大區とし十一小區を置き東部を第十五大區とし十二小區を置き大區に區長一名副區長二名各小區に戸長一名副戸長若干名を置き更に代職人を選び得

失を議せしめ十四五大區取扱所を佐原村に設く十年^丑一月本郡出張所を十四五大區出張所と改む十一年^寅七月郡區町村編制法を定め郡役所を置き郡長を以て之を管し其下各村に戸長を置き十一月定めて九拾聯合町村とす十四年^巳十二月戸長公選法を定め後ち聯合町村の變更あり十七年^申七月四十四區域と爲し八月各區域に戸長を置く二十二年^己三月二十二日市町村制を布き本郡二百七十七町村を合し四十四町村と爲し町村に長を置き之を管理し議員選舉を行ひ町村會を組織せしめ三十年^酉四月郡制を施行し選舉區域を別ち郡會議員を選び郡會を開く是に於て自治の方針漸く定まる

町 村

本郡往古の村數は詳ならざるも近世中に就て稍正確なるものを擧ぐれば弘化圖二百八十六村高十二萬七千六百六石を載せ嘉永圖二百八十一村高三萬百廿三石を載せ後ち多少の變更あり明治廿二年^己三月廿二日現在町村二百七十七村を合し六町三十八村と爲し卅二年^己一月三村を減じ六町三十五村と爲す

金江津本新島十餘島の三村は今常陸國稻敷郡に屬し本郡の記事に要な

きも本誌編集集中は實に本郡に屬せしを以て當時採集せしところの誌料は遽かに之を棄て去るに忍びず舊稿に因り之を載録し特に黒圈を冠して區別を明かにせり

●金江津村は金江津里傳に曰く天正中の創始にして酒井郡なるの移住片巻下加納新田島より下流の堤人加納久右衛門なるの下利根川及び手賀沼津村の野地百九十三町歩を譲りしり開拓して平川十三間戸の五區を合し首區の舊稱を用ひ村名とす
○滑河町は滑河大慈恩寺に永三十三年丙午大須賀朝西大須賀已に見う大菅曰くは大本土は西大須賀山に應永文書の四區を合し首區の舊稱に仍る○小御門村は名古屋千葉系圖奈古谷に作る○應永文七澤中里冬文名水應永文書南城村を記す即青山神に助崎村を載す即ち此地なり永文七澤中里冬文名水應永文書南城村を記す即青山神十日社正元二年庚申三月倉水成井高倉地藏原新田年延丁卯三年丙寅村名を附す翌の十區を合し名古屋區に小帝の地名あり後ち又小御門神社を建つるに仍り用ひて村名とす○高岡村は高岡檢地正九年辛卯大和田香取古文書及天正十九年高香取永五年癸卯和治二年丙辰四月廿七日古文書一に多賀と書するあり小浮野馬込小野前記古文の六區を合し首區の舊稱に仍り村名とす○神崎町は神崎本宿神崎神宿に詳記す邑小松郷記す並木神崎町社正元古文書に官和田を載す或は曰く松崎今高谷の七區を合し

首區の舊稱に仍り町名とす○米澤村は武田郷記古原初め寺應永文書に古山村の二村あり之を合し後植房神崎社正元古文書慈恩寺應永文書に上坊に作る立野新寛永八月辛酉分村より毛成大貫郡郷記の八區を合し嘉字を用ひ村名とす米澤の村名を附す要なきを略す之○瑞穂村は堀内谷中鶴崎西坂寺内西和田西部田の七區を合し嘉字を用ひ村名とす●十餘島村は結佐六角後往時六角と稱し四谷曲淵押砂橋向清久島余津谷余津谷と稱し以て中手賀組新田郷記小元辛丑江戸の人佐原組新田原の文元年辛丑右佐衛門なるも下須田新田創始し文中の阿波崎新田亥始地帳始めて見うの十二區を合し區數に由り村名とす●本新島村は上之島西代島村を本區に合す野間谷原石納飯島川尻大戸新田の八區を合し此地の舊稱を用ひ更に本の字を冠し村名とす●本及設に詳記す○新島村は八筋川明治十四年辛巳二月大島三島境島扇島加藤洲磯山附洲新田加藤洲村の人相共に此新田を開きしと公官洲新田承應二年癸巳加藤洲の九區を合し亦此地の舊稱を用ひ村名とす○佐原町は佐原詳記すに篠原長島中洲の四區を合し首區の舊稱に仍り町名とす○東大戸村は大戸郷記大戸川七淨土寺慶長河と刻せり大戸山之邊森戸片野上小川關新寺玉造の九區を合し首區の舊稱に仍り村名とし更に東の字を冠す其後又本新島村内石納區等利根川南岸所屬の地を本村

に編入せり。○大須賀村は伊能郷記堀籠所村田櫻田香取元文書に見うに村馬乘里南敷郷
 記横山柴田巳に之を載す奈土に作るの十區を合し其古昔大須賀郷の一部なる
 を以て用ゐて村名とす。○本大須賀村は吉岡巳に西雲宮村と稱す慈恩寺元文書十二年巳
 卯印書川氏同寺に與ふる津富浦中野巳に慈恩寺元文書十一年巳
 朱印書始めて吉岡巳に慈恩寺元文書十一年巳
 村分ち一松子白作白慈恩寺元文書十一年巳
 久井崎同記杭崎に作る中世に作るは東國の十區を合し亦大須賀郷の地にして松
 子是其本土なるを以て舊稱に仍り更に本の字を冠す。○香西村は大根取家主家
 十月神領目録十一年巳根大相根元明徳文書後大根文書皆相根大崎觀音長山本矢
 作城の矢造此地を本矢居氏稱す移福田寅取神宮源朝臣實長讀及武建武五年戊
 牧野與倉鳥羽の十區を合し其香取町の西部なるを以て香西と稱す。○香取町は香取
 古追野村あり香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 後ち本區に合し香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 二之を本區に合し香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 子小見大内福宜大綱戸神泰狀に香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 本區に吉原檢取帳水及六年巳文大福宜之家神宮釜塚詳記に新部香取郷永文書に
 合す。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 以下作ね返田見元餘は多田に注す。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取

日沙文元二年甲辰四月廿二日文書永元八年戊子七月分參河守胤相文書等九
 皆已之を載す。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 美上丙子開拓したり一村を爲す。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 年西五月更に町を改む。○津宮村は舊に因り獨立す。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 及香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 分郷堀村より分村す。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 の六區を合し嘉字を用ひ村名とす。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 冠す。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 新八之を曰く往時南部内野より移住するも原の地を平野と稱せり。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 首區の舊稱に仍り村名とす。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 元文安の文書に載す。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 神里に合す。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 小堀村ありし註を本區に合す。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 所在の地なるを以て村名とす。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 田邊仁其の八區を合し區數に仍り更に都字を加へて村名とす。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 下飯田二區古へ一村たり。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取
 址あるに仍り村名とす。○香取郷永文書等に載す。○丁子郷古に作る文書に載す。○香取町は香取

和泉貝塚の五區を合し阿玉臺に平良文塚墳存在の傳説あるに由り村名とす○府馬村は府馬詳記志高古内長岡の四區を合し首區の舊稱に仍り村名とす○山倉村は新里桐谷小川詳記鳩山大角山倉の六區を合し山倉の舊稱に仍り村名とす○常磐村は川島方田坂東松崎後東字を冠し南玉造後南字を冠すの五區を合し松崎等の舊村名に基づき嘉字を用ゐる村名とす○栗源村は岩部助澤澤野毛稱し延中改稱せりと高萩西田部初西田部と冠し澤荒北の七區を合し栗山川の水源に屬するを以て村名を定む○久賀村は舊に仍り獨立す御本所は明治十年丁丑四月井戸山寺古へ土橋西古内の十一村を合し○多古町は多古詳記染井水戸石成村十二年己卯十月千田詳記島練倉大草紙喜多明治十年丁丑四月東佐野中佐野東登飯笹に作結篠林五反田間倉一志摩に作る喜多明治十年丁丑四月東佐野中佐野東登飯笹に作結篠林五反田間倉一鐵田の十一區を合し首區の舊稱に仍り村名とす○日吉村は新井二又篠本寶米市野原の五區を合し篠本區中日吉神社あるに仍り村名とす○東條村は船越牛尾の二區を合し村名となす其理由を詳にせず○吉田村は吉田南神崎初め神崎と稱し八邊區に新作寺天正十九年徳川家康朱印世矢部入山崎南山崎二區初め一村たの五區を合し首區の舊稱を用ゐる村名とす○中村は南中村北中村亥之を分たり餘は郷莊に詳記南借當南並木より分村す中村新田某之を開拓す南和田後南の和字を冠すの六區を合し中

村の舊稱に仍る○飯高村は飯高金原安久山小高大堀片子の六區を合し首區の舊稱を用ゐる村名とす○豐和村は飯塚大寺莊詳記米持内山往時之内山新田の四區を合し嘉字を用ゐる村名とす○古城村は鏡木萬力秋田の三區を合し鏡木城址あるに仍り村名とす○中和村は清和持松澤十三年庚辰十月諸徳南堀内初め南字を冠し長部米込入野の五區を合し松澤神社近傍に庄内の地名あるに由り庄内村と稱し後嘉字を用ゐる村名を改む○萬歳村は萬歳關戸二區は干潟新溝原の三區を合し首區の舊稱に仍り村名とす○神代村は大久保大窪舟戸東和田初め和入新田あり後東字を冠す區の上代五左衛門神田櫻井つ以上五區及上代郷と總稱申し後六村に分御座候而御座名に御座候以前格新村と御座候に付萬歳村久保村へ出百姓六ヶ村に代村に候り候座名に御座候以前格新村と御座候に付萬歳村久保村へ出百姓六ヶ村に代郷に候り候座名に御座候以前格新村と御座候に付萬歳村久保村へ出百姓六ヶ村に代申候而村々は今上代郷之内小名村に而御座候云窪野谷小貝野大友高部平山の十區を合し此地の舊郷名に仍り用ゐる村名とす○笹川村は須賀山鹿戸の二區を合し須賀山區中に笹川の地名あるに仍り用ゐる村名とす○橋村は青馬東大神記に青山本惣左衛門蔵寛永廿一年甲申宮本今郡區人天正九年辛卯徳川家康附狀宮に青十月三日文書に青馬村に作る甲申宮本今郡區人天正九年辛卯徳川家康附狀宮に青座近傍の地を指し地帳に宮本と稱す本區は後分て二村と一爲村にして東大如今郡の古郷冠すに後今の字を以てす石出永日に見う谷津爲正貞九年辛卯津地帳を加ふ東今泉

初め今泉と稱し明羽計郡郷の本土なりしが尋て羽計に改む時新宿帳那正十九年辛卯檢地
 治二年東字を冠す羽計郡郷と稱せしが尋て羽計に改む時新宿帳那正十九年辛卯檢地
 の八區を合し橘莊の舊土なるを以て用ひて村名と爲す詳記す○東城村は小南に
 作南に夏目栗野郷莊に八重穂小座の五區を合し東氏の城墟あるに仍り用ひて村名
 とす○豊里村は下櫻井初め櫻井と稱し後下の字を冠す或は曰く區中に東莊富川下
 森戸初め森戸と稱し後諸持宮原屋原と稱す○御東笹本初め笹本と稱すの六區を合
 し嘉字を用ひ村名とす

附説

本郡は往時匝瑳海上二郡の地を割き之を合せしより同名の村落殊に多し元祿
 中之を正し或は東西の字を冠し又は上下に分ち以て之を區別せり今之を掲記
 すれば小野高岡村小野神崎吉田神崎並木中村並木松崎常磐村松崎郡米澤
 郡堀内瑞穂村堀内和田瑞穂村和田森戸豊里村森戸小川東大川町小川
 山倉村田部栗源村田部玉造常磐村玉造二又香取町丁子區内古内内府周村古
 内篠本豊里村征本櫻井豊里村櫻井とし瑞穂村部田は隣郡印旛郡に同名ありし
 より西部田とし橘村今泉は匝瑳郡に同名あるより東今泉と稱せり

十六島

本郡の地往古より變遷極りなかりしが徳川氏關東に入るの後更に二大沿革あ
 り一を十六島新田と稱し一を干瀉新田と名づく今参考の爲めに之を畧記すれ
 ば十六島は即ち利根河中の沖積地にして古昔は神崎驛の對岸押砂以東の地未
 だ陸地を爲さず利根の流域此に至て河幅を加へ渺々として直ちに霞浦に接し
 古歌に之を香取の海と稱し水路の難處たりしが年を歴るの久しき漸く中流に
 汀洲を生せり之を沖の島と稱す津宮村久保木藤右衛門家記に天文の頃津宮郷
 圓海なりしを岩崎の沖に洲出來たる天正十八年庚寅常陸國信太郡江戸崎の城主
 土岐治綱守美作の家臣石田駿河周死に主同城落去の際徳川氏關東入國の事あり乃
 ち吉田佐太郎に就き堆洲開拓の擧を請ふて許さるを得たり是に於て水田を墾
 闢し一村を爲し之を上之島と名つけ十九年辛卯西代を開き慶長十年己未長島を
 開き寛永元年甲子大島三島扇島境島を開き六年己申中洲加藤洲を開き七年庚結佐
 六角松崎中島を開き八年未乙八筋川ト杭を開き十一年戊申磯山を開く開拓の年
 度
 在りしを元祿度の洪水に罹り一村流失せるを以て更に北岸新洲の最高地に
 移住加藤洲扇島堀島等の諸村は開拓の當時無民家なりしも漸く村落を爲すに
 至れり其間大約五十年總稱して新島と唱へ更に之を二分して上島中島結佐六

角松崎西代を上新島と稱し八筋川ト杭大島三島境島扇島磯山長島中洲加藤洲
 を下新島と稱す又佐原組新田津宮新田篠原新田大倉新田岩崎新田を一耕地入
 會と爲し之を新島料と稱す延享元年^{甲子}檢地高入となれり^{利根川沿岸取調}又大
 島を開拓するに當り黒田則利^充なるもの常陸行方郡大臺城主小貫大藏と常
 總二州の境界を争ひ大に抗闘し^{アカトリ}アカトリ^{舟中の漏水を以て泥土を擲ち翌日再び}
 激闘し後公應の決するところとなる世に之を^{打泥合戦}打泥合戦と稱す^{來起}來起^{全地水患}全地水患
 の害少なきに非るも地味到る處肥沃ならざるなく且五穀成熟の期殊に早し島
 の中央一小流を横通し利根川より常陸國行方地方に達す之を横利根川と曰ふ
 明治廿二年^{己卯}町村制度の更革に當り各村を合せ横利根以西を本新島と云ひ以
 東を新島と名づけ結佐六角の二村は十餘島村に合し従前の十六島は遂に三村
 と爲りしが^文卅二年^{己卯}一月帝國議會の決議に因り新島村を除くの外利根川以北
 の諸村は悉く常陸國稻敷郡に編せり

干潟新田

干潟は古昔に於ける海灣の遺址にして香取海上匝瑛三郡の間に亘る傳へ云往
 時此地に一大椿樹あり後枯槁し朽株の跡窪凹遂に湖沼を爲す之を椿海と稱す

と固より荒唐の説に過ぎず慶安中江戸の人白井治郎右衛門^{山三右衛門}なるもの
 の幕府に建議して開墾を請ふ寛文の初に至り執政酒井雅樂頭稻葉美濃守等其
 請を善とし關東代官伊奈半十郎をして其地を檢せしむ半十郎議して曰く關田
 成らば水田大約八千餘町を得べし然れども田成るの後湖邊の村落恐らくは漁
 獲濫瀆の利を失はむ是れ實益に非ずと事遂に行はれず七年^未六月地方奉行妻
 木彦右衛門細田重左衛門平野治郎右衛門再び之を檢し以爲く關田の利少から
 ずと僧鐵牛亦大に斡旋するところあり是に至て議始めて決す因て治郎右衛門
 に命じ工夫總督と爲す然るに次郎慶安より此に至るまで二十五年間奔走財竭
 て命を奉ずる能はず同時小南に辻内刑部左衛門なるものあり^{福聚寺鐘銘に社}
 子^人爲^{小南}公^許許^長長^文文^子子^{治郎}治郎^{右衛門}に代らむことを請ふ命あり治郎右衛門と事を
 共にせしむ是に於て二人俱に工事を督し普請奉行關口作右衛門八木仁兵衛之
 を監す先づ上は後草より下は三川に至るの間に水路を鑿つ川底濶十五間左右
 堤防各七間半二人川の中央を以て界と爲し役を督す刑部更に富商野田市右衛
 門栗本清右衛門に募り用度を辨せしむ白井窘窮遂に免せられ是より特に刑部
 に任す然るに水底巨石あり深疏する能はず以て公事を誤ると爲し官吏二人^左

兵衛門仁自刃して死す然れども事中止すべからざるを以て別に地を太田井戸野の間に相し又一川を鑿つ辻内野田栗本三人之を督し今の匝瑳郡共和村新町妙義社より吉崎に至るの間を通じ海に入る川の濶さ二丈五尺より十二間に至る左右堤防各十五間其側に間地各九間を設く合せて六十間長三里十九町四十間餘此他或は堤防を築き溜井を設け略ぼ計畫するところあり工事未だ全からずして刑部の病死するに會し其子尙幼なるを以て婿善右衛門の伊勢亞で監督たり幕府亦金六千兩を下し之を助く九年^{己酉}十二月廿八日水路成り之を決するに流駛箭の如し十年^{庚戌}三月より十一年^{辛亥}に至るの間湖水全く竭き稻禾長すること蘆葦の如し鑿つところの水路を名づけて新川又刑部川と稱す延寶四年^{丙辰}九月福村長右衛門亦開拓の事に關し罪あり伊豆大島に流さる貞享二年^{乙丑}大旱し泥淤固乾し翌年又旱し田彌堅實し牛馬を通すべし是歲縣令稼を檢して小南に至る市郎右衛門清右衛門事を以て相争ひ清右自殺す二家はより相惡しく遂に相滅するに至る元祿八年^{乙亥}三月代官設樂勘右衛門田を檢し竹村總右衛門諸屋内藏之助池田新兵衛之を監し九年^{丙子}水帳を定む時に村落を成すこと十八夏目八重穂萬歳關戸入野新町米込鎌數萬力秋田米持春海琴田高生大間手長尾清瀧幾

世と稱す田圃八千餘町に及ぶ十一月各村に名主役を置く其收むるところは二萬二千七十三石四斗五升七合に達す耕地の周回十里八町六間新村に沿ひ舊村十八村あり之を母村と稱す新村名は乃ち舊村名に基づきしものにして之を例せば小南の新村を夏目と名づけしは初夏南至の氣候に取り粟野の新村を八重穂と稱せしは禾穂の意を表し蛇園の新村を長尾と呼びしは蛇蟲の形狀に象りし等皆據るところあり新村中本郡に屬するものは米持萬力秋田米込入野萬歳關戸八重穂夏目の九部落と爲す或は曰く關田の測量を爲すに當り海上郡松谷村長者松と本郡飯塚村長者松とを以て東西の目標と爲せりと餘は干潟開墾記椿沼開墾記等の書に詳なるを以て此に贅せず

原野新開墾地

本郡の地たる中央一大高原を爲し東南北三面に低下す而して其低下の地は田園相連り戸々屋を並ぶも中部は荒原渺として無人の境を爲す所謂大須賀原矢作原油田牧址等是れなり明治維新の後漸次開拓に従事し遂に九美上の一村を爲し是より次第に歩を進め高萩區に沿ひしものを高萩開墾と稱し福田區に沿ひしものを福田開墾と稱するの類日を逐て緒に就く是れ亦地理上の一變化

なり

郷 莊保 領

按ずるに靈龜二年丙里を改めて郷とし郷の下更に里を置く此時の里は大抵後世の村に同じ是時に當り天下の土地は皆公領にして人民には班田の法に因り公田を耕さしめ秩序整然たりしが王政の漸く衰へしより莊園なるもの諸所に起り大小錯亂して郡郷の制壞る抑莊園は養老七年癸庶民に賜はる墾田より訪まりしものにして後には院宮攝關の尊きより諸國武士に至るまで争おて山野を占め莊園を作る加之公領をも併せて莊園と爲すものあり國吏憚りて禁する能はず就中武士の如きは其領主の居りし本郷の名を以て號と爲せり後世に至り互に并吞を謀りしかば領主の權勢如何によりて隨て種々の變遷を爲したるものあり是時に當り私に莊園に名づくるに郡名を以てせしものなきにあらず即ち私稱郡にして本郡に在ては千田郡の如きもの是なり文治中源頼朝天下を制するに及び封建の制と爲り國司領公領の領家領等親王公卿功臣領頼朝の功臣に與の三と爲し又別に神領寺領ありて郷名益亂れ莊名起り名保等を以て之を分轄し郡郷の區域狹小となり足利氏

の末に至りては豪族互に并吞を事とせし時なれば土地の制は亂雜殊に甚しかりき徳川氏の關東に入るに及び大に檢田に着手し各村の區域を定め豊臣氏の天下を一統するや諸國を檢地し悉く莊保郷里の稱を廢し直ちに郡を以て村を統ふる事とせらる元和建曆の後更に合して郡村の經界を正せしこと少からず陸郷考常

和名鈔載するところ本郡六郷あり後世郡界變遷して匝瑳海上二郡の地を并せ疆域大に廣し下項郷名の沿革に因り以て其大略を想像するに足る

古より本郡に屬するもの六郷あり

大槻訓すく讀てオホツキと爲す下總國香取郡大槻平郷主二年庚寅十二月廿八日野云を載せ又香取郡大槻郷十村内二郷村加符多田三ヶ村又見う以て昔香取郡大槻郷の地想至八町大槻郷十村内二郷村加符多田三ヶ村山槻の記せなるものあり大月は其遺物大槻郷十村内二郷村加符多田三ヶ村造く佐原大町川岩等諸區大戸村と玉香取郡今註香取郡の社乃大月郷山槻の記せなるものあり大月は其遺物大槻郷十村内二郷村加符多田三ヶ村香取は古く神宮の内に香取郡の地想至八町大槻郷十村内二郷村加符多田三ヶ村香取は古く神宮の内に香取郡の地想至八町大槻郷十村内二郷村加符多田三ヶ村

海上郡より編入せし諸郷本和郡各に抄合海上郡も十五郷を載りす今
 大倉す即ち其諸本國土名村郷岡皆其註に及て香取町子爲區す地べ方し今大倉と存○城
 上を訓是とくせ山城今城の上の神郡里村註木之岐乃其加本士に訓しず本東郡鐵城上郷はシノ
 帳キ木内！駐は内ち郷キをノ版ウセヘ同村り虫轉幡心區來伊り藤七な左木衛門同藏天正は月十
 武郷五枝年虫戊幡寅村六と月記二し日同大社同臣年實十長一區徳伊り其家左木衛門同藏天正は月十
 豐し浦其等郷の城は蓋にし亘今の神大里○麻績麻訓郷く其一本績を績て績乎に宇作美ると伊勢せ多し氣も下本野も香の取殊神に宮木檢内地
 の註には乎信美濃と伊那に郡及り更ヲ級ミ郡と麻績郷く其一本績を績て績乎に宇作美ると伊勢せ多し氣も下本野も香の取殊神に宮木檢内地
 て其本然土れなどりも同區りか勢又を小寮見す郷のに古後世の例に關見拓都り村麻小績乎に宇作美ると伊勢せ多し氣も下本野も香の取殊神に宮木檢内地
 月及記の康注進四年等乙な酉り六○布萬方訓に關作る同蓋名の例假な字を讀ては八區爲はす其舊稱是存らし伊も那
 全馬村及府馬八都村仁土長な區り河の田罷に曰亘く同と村○輕部訓の關例く和因泉のば和泉ル郡と部なす元區永方官は
 地今詳なら日ザ本清郡秀堅日考くは陸征國常川須賀の山地方即し今河の鹿島郡と部なす元區永方官は
 村及方必り山鹿本清郡秀堅日考くは陸征國常川須賀の山地方即し今河の鹿島郡と部なす元區永方官は
 諸區及にび亘須賀今山鹿本清郡秀堅日考くは陸征國常川須賀の山地方即し今河の鹿島郡と部なす元區永方官は
 じカもムにのしとて踏すてべかし今口と神訓代ザ村即舟ち戸カム田シ櫻口の大勿久會保にのし五て區上は代中の世字も代亦神代稱にせ

と蓋なづりししも後の世向り上代戸郷と田稱等せの昔明治名二あるに由り已明に至り年再成び各特及し其他の村
 萬歳村を合原神地代郷にの亘舊れりを用此おり地方輪出のす米穀田を飛曰しく古上へ代の米郷と域呼はり○編玉
 訓阿玉は同名ちのア註ミ例タマき切讀なアりミ村岡長と弱曰く二區か及び文五村郷阿玉具臺阿玉等保に等亘あ
 り訓阿玉は同名ちのア註ミ例タマき切讀なアりミ村岡長と弱曰く二區か及び文五村郷阿玉具臺阿玉等保に等亘あ
 地も亦河此海城曰のく中森に山屬村せ岡し飯も田の飯非布か野と○小野の訓註乎く乃山城例國に愛宕れは小讀野て郷
 村清ノ里區並すにべ白し井八取本町山下川小八野都區村生即等其に本亘土るなり或は河曰く關海曰郡同推區及野里
 の嶽地區○石田筑訓前國く怡伊上勢郡國石安田濃郷郡等石皆田伊郷之は多伊と波註田すと郡石設田岐も國亦寒此川例郡に石因田イ及
 タ村今訓泉區及を是と豊と里す村宮全秀石田濃郷郡等石皆田伊郷之は多伊と波註田すと郡石設田岐も國亦寒此川例郡に石因田イ及
 郷亦此其地隣な區ち小む川往の時舊石家田に小田と飯出川今隆極日村く山合す村其新本土區なり石と河の田舊羅地日
 詳寺一らにザ橋清宮と秀稱堅し日同區岡飯田水村今堰を森山池村とに稱合すの地考ふ或は日とく(寺八記都別村に田一部設區
 日東く鑑橋川莊は今殿のす海蓋上し郡橋三川と足同川堀な賀ら富む浦か諸今區橋の地ありし其て本土郡なりちと稱ザす河田
 以上は和名抄載するところの郷名にして今の本郡に關するものなるが後世郷域の
 區劃大に亂れしより一村一部落の小區域を雖も尙呼ぶに郷名を以てし濫稱極まれ
 り今余が見るところの古文書中に載するものを摘記すれば左の如し抄古文書の中和名
 は註之出を省くもの
 西大須賀郷徳同川區家真神印香に正殿十九年辛卯區十一地月○滑河郷今の上滑河町書川區すの即地ち

○伊能郷能大須賀地村伊 ○奈土郷大須賀地村奈 ○津富浦郷本以上須賀村共津富浦郷の地
 永三(左三)年丙午寺四月十四日見大須賀 ○雲富郷同朱印天正十一年辛卯吉岡一區の徳川家
 朝信(左三)年丙午寺四月十四日見大須賀 ○雲富郷同朱印天正十一年辛卯吉岡一區の徳川家
 南城郷同小寺門元寺四月十四日見大須賀 ○雲富郷同朱印天正十一年辛卯吉岡一區の徳川家
 地勢に相往々南弘治中坊の文井書又す小松も南の城高り等を井書す村或は植す区に足りて且香取古つ
 日社書正元二徳宮申二小月松上三多文青に見云今等米或郡は區の地なり同郷
 如何を稱なりにせと説の ○小松郷同社神崎の邊 ○宮和田郷嵐高社永三永代三實十録三午文書
 云見ける其地を詳し蓋し神崎の邊 ○宮和田郷嵐高社永三永代三實十録三午文書
 徳今川の家康崎印地書方に見り ○下福田郷香取見神宮治承五年辛酉十月神崎郷九年崎神
 郷即ち今同慶古浦文書に見り ○香取十二郷十取神宮治承五年辛酉十月神崎郷九年崎神
 大細合幡丁子部二股野等佐原大田見り ○香取十二郷十取神宮治承五年辛酉十月神崎郷九年崎神
 抄原中名金の註原に出ケ郷は粟原は即ち飯高村金原郷は和名 ○吉田郷今平山寺文徳三年辛酉十月
 吉田記に吉記田郷は粟原は即ち飯高村金原郷は和名 ○吉田郷今平山寺文徳三年辛酉十月
 廣田記に吉記田郷は粟原は即ち飯高村金原郷は和名 ○吉田郷今平山寺文徳三年辛酉十月
 耳く記に吉記田郷は粟原は即ち飯高村金原郷は和名 ○吉田郷今平山寺文徳三年辛酉十月
 部郷日東尊文飾書郡に八千幡田村庄妙部郷至見徳う今年甲子源九村山部區の寺地領なり ○大寺郷寺豐區和龍村尾大

寺應永同區廿五年戊戌是文書なり ○飯塚郷老尾の社和永二區己未正月廿二日郡
 宜飯塚郷寄進狀 ○宮本郷桶十宮一月本區川の家康寄附狀及東二其郷
 永二郷年己未八月古羽計區天郷正十九年辛卯檢地亦正之二年甲申羽大若郷
 庄今郡郷同新年宿八月廿八日字をて冠計而て以て羽村本外は皆し後村分とて記し其一部に
 傾亦郡郷同新年宿八月廿八日字をて冠計而て以て羽村本外は皆し後村分とて記し其一部に
 のなて郷に諸稱せし郷の字をて冠計而て以て羽村本外は皆し後村分とて記し其一部に
 なり然れども後元郷の字をて冠計而て以て羽村本外は皆し後村分とて記し其一部に
 は同区岩七石の衛門銘は元郷の字をて冠計而て以て羽村本外は皆し後村分とて記し其一部に
 郡郷同新年宿八月廿八日字をて冠計而て以て羽村本外は皆し後村分とて記し其一部に
 非郡郷同新年宿八月廿八日字をて冠計而て以て羽村本外は皆し後村分とて記し其一部に
 下に詳なり ○粟野郷に海上郡銚子區三稱乙卯の契と約ん書 ○東莊三十三郷に鎌倉の倉を大草
 及賀村其他の古邊に往々七八載の村長城と日伊能今野區文書 ○大須賀郷元香取永官符
 須賀村其他の古邊に往々七八載の村長城と日伊能今野區文書 ○大須賀郷元香取永官符
 亦大須賀 ○此他里人の口碑に存するものは助崎郷屋小區御近傍村の地名古 ○時崎郷西瑞坂徳
 郷寺中内諸區等なり
 田谷寺中内諸區等なり
 莊名の古記古文書に散見するものを擧ぐれば左の如し
 大須賀莊四千葉系圖及銘びに小御す村名古屋賀郷と願寺所賀永 ○神崎莊の東條に文治二年丙午

莊

郷

東十萬一節水八帳幅に本は妙千寺田至庄三元村甲及子九月田文三井合之見載うす
 卯萬一節水八帳幅に本は妙千寺田至庄三元村甲及子九月田文三井合之見載うす
 區あり古稱せしなり
 莊あり古稱せしなり
 二宜城に香取あり
 部以て千上田總莊國に稱せしなり
 十以て千上田總莊國に稱せしなり
 忠胤一久月申請入云文を寄に北蓋條古大寺匠郷松澤莊香取今宮の一圓郡井のに東田南島部右任河豊邊和飯正
 社等の後岡諸を村呼に耳云を寄に北蓋條古大寺匠郷松澤莊香取今宮の一圓郡井のに東田南島部右任河豊邊和飯正
 地をり庄今内松山澤と神稱社せ所在○橘莊す東其地に未木定井す諸かと同載るし亦橘川位郷と納言所記な
 守文の書設にあ橘り海號上東郡眺栗子野町福云寺を正歳和二年の癸丑四月廿五日
 永三東年庄甲辰載四載月十正五栗子野町福云寺を正歳和二年の癸丑四月廿五日
 記又三東年庄甲辰載四載月十正五栗子野町福云寺を正歳和二年の癸丑四月廿五日
 和文等倉は十餘庄紙と及同宮内氏す永三東年庄甲辰載四載月十正五栗子野町福云寺を正歳和二年の癸丑四月廿五日
 村少等倉は十餘庄紙と及同宮内氏す永三東年庄甲辰載四載月十正五栗子野町福云寺を正歳和二年の癸丑四月廿五日
 出谷津呼等な青り馬今上向代東高大部神近野傍谷の平地を飯東田莊と野稱す南諸は持古松名谷をの存す地なりて後
 世の谷稱津呼等な青り馬今上向代東高大部神近野傍谷の平地を飯東田莊と野稱す南諸は持古松名谷をの存す地なりて後
 保の古記に見えたるものは

大須賀保院香取神二宮文永八年辛未二月癸卯大宜賀賀郷河同町所附正
 領の古記に見え又口碑に傳ふるものは

莊

郷

千日及村亦ニザはしな庄直よ村並元寺八他古野に辰文今二長と領
 觀田文び南東位文二ニら之りり大に年歳八正く文羅込は馬仍四書の莊讓と記と
 應莊書文玉鑑權治位位む内し佐戸桶八正く文羅込は馬仍四書の莊讓と記と
 元原に治造に區載納平納納ち々も原に宮十五村及に浮其七嶺町記康取古
 年及は二區載納平納納ち々も原に宮十五村及に浮其七嶺町記康取古
 壬び治年のす旨清旨旨古見な野大八日庚は天せ諸を寫知書るに小地松な社三
 辰同田丙地三た盛を領へうの蓋の香取郷取城近の傍地の一視て神大宮取年己新支福二
 七莊里午本井りの以との蓋の香取郷取城近の傍地の一視て神大宮取年己新支福二
 月中爲條に領しと此條人隆と上爲郷すも同のちの直常る磐今鑑のに神載里せ文村延はは未同た郷此の官項に註銀出同大記戸取莊東戸
 一郷し井て爲近す傍即のち區今直常る磐今鑑のに神載里せ文村延はは未同た郷此の官項に註銀出同大記戸取莊東戸
 日を同に傍即のち區今直常る磐今鑑のに神載里せ文村延はは未同た郷此の官項に註銀出同大記戸取莊東戸
 平載中を山載法世其直常る磐今鑑のに神載里せ文村延はは未同た郷此の官項に註銀出同大記戸取莊東戸
 胤せ山載法世其直常る磐今鑑のに神載里せ文村延はは未同た郷此の官項に註銀出同大記戸取莊東戸
 繼建山載法世其直常る磐今鑑のに神載里せ文村延はは未同た郷此の官項に註銀出同大記戸取莊東戸
 文元香年取甲神宮十治月七年日戊申三八月平又長千胤田客進
 武元香年取甲神宮十治月七年日戊申三八月平又長千胤田客進
 香年取甲神宮十治月七年日戊申三八月平又長千胤田客進
 取甲神宮十治月七年日戊申三八月平又長千胤田客進
 神宮十治月七年日戊申三八月平又長千胤田客進
 宮十治月七年日戊申三八月平又長千胤田客進
 十治月七年日戊申三八月平又長千胤田客進
 治月七年日戊申三八月平又長千胤田客進
 月七年日戊申三八月平又長千胤田客進
 七年日戊申三八月平又長千胤田客進
 年日戊申三八月平又長千胤田客進
 日戊申三八月平又長千胤田客進
 戊申三八月平又長千胤田客進
 申三八月平又長千胤田客進
 三八月平又長千胤田客進
 八月平又長千胤田客進
 月平又長千胤田客進
 平又長千胤田客進
 又長千胤田客進
 長千胤田客進
 千胤田客進
 胤田客進
 田客進
 客進
 進

矢作領矢作莊東領岡飯田區谷本氏藏天正十八年庚寅古椿領千瀨新田千瀨新田及指す其他の
記録に據り何村と等あり其他雜記に香取を香取領に大戸莊を大戸領に千田莊を
 千田領等に書せしもの少からず

分 合

本郡地勢及び郡界の往古より變遷極りなかりしは郷莊及び其他の諸項に
 掲記せしも更に其大略を摘記し以て參考と爲さむとす

太古未だ郡稱を爲さざるの時香取海は北部を限り椿海當時は椿海等のは東南に灣
 入し就中香取海は直ちに霞浦に連なり今の本郡沿岸なる今區及び石納野間谷原并
 に小見川八都森山諸村の入會耕地其他須賀山鹿戸等の諸區は當時尙一帶の寄洲な
 りしも後世地勢の變遷に因り逐次部落を爲すに至りしものならむ是れ地質の調査
 に徴して明らかかなり更に其一二證を舉ぐれば神崎町の東端より川尻今の諸區即ち
 利根の古水路に沿ひしところは宛然として灣形を存し南北原地新田の近傍小名開
 發原かきりを深鑿せしとき海魚類の變化せしものを發見せしことあり岡飯田區字問屋の
 水田底下に着船場の遺址に類する形狀を存し土中往々古木材を得たる等歴々證す
 べし椿海は後世の呼稱なるも即ち九十九里灣の香海區三郡の境に至り一大灣を爲

合

分

分

合

し其遺跡の存して湖沼を爲したるものにして當時今の本郡東部より海上郡の地は
 殆ど半島形を爲せり上記するところは昔時の狀を想論するに過ぎざるも其後國
 郡の制定まるに及び下海上印波二國造の管するところを割き本郡を置き其疆域北
 は今の利根川南岸を限り南は矢作牧より堀内長田印波郡地方を限り西は野毛平同郡中小
 泉成毛大生同郡久より長沼を限り一郡を爲し東部大倉本郡より以東は悉く海上郡に
 屬し今の栗源山倉久賀以南の諸村は匝瑳郡に屬せしなり之を一變と爲す中世匝瑳
 郡の北部本郡の南部を割き別に一郡を置き千田郡と稱すの如き確乎たるも今
 の千田郡を載す村岡長尾曰く拾芥抄は洞院左大臣實照の著す香取神宮應保中古文書
 曰く古莊を呼んで郡長尾以北の玉作以南の地を割き千田郡を稱すと云ふは
 六なり已卯鎗造の中鎗等寺並に日本寺正十の九年の千田郡及稱は飯高村飯高寺寛永十
 變設として一尋て世の變遷に會し郡郷の制大に亂れ本郡の地匝瑳海上二郡と錯雜混
 亂し植生郡の一部亦本郡に入り植生莊と稱せり當時の狀は史の記事備はらざるを
 以て之を考ふるに由なし之を二變の時と爲す天正以後今の利根川北部即ち香取海
 に洲渚を生じ十六島の村落を爲し以て霞浦を割れり之を三變と爲す元和中東南松

谷岩井の二村を海上郡に編す之を四變となす松谷岩井は往古より海上郡なり此に至りて復す或は以て復舊は貞享三年丙午千田郡を本郡に合し再び植生郡を別ち更に本郡西部なる今の印旛郡久住村地方を割き之に合し植生郡界を定め本郡の地南部に増し西部に減す之を五變と爲す是より先き椿海開拓の舉あり寛文より貞享元祿を歴て其功漸く疎り夏目八重穂萬歳等の村落を爲す之を六變と爲す元祿十三年庚辰以後大に各郡の經界を正し海上郡の西北部より匝瑳郡の北部を本郡に合し本郡の西部は水掛川を以て植生郡を限る滑河大須賀區八幡神社同年辛卯徳川家康寄附狀皆植生郡滑河及同生郡西大須賀郷と爲し同社記に元祿十三年以後西南水掛川を界し本郡に合すと村記被仰波云同寺記載するところの元祿十三年の言渡書に今より香取郡と改め可届出と取郡と記せり是れ後に係るもの境界を海上郡と正せし證なり香是に於て本郡の地本州諸郡に在て最大面積を占むるに至れり之を七變と爲す後世利根の流域中十六島以東及び各村の北邊に遼年流沙の沈澱あり新田の開拓隨て起り大倉村に沿ひしものを大倉新田と稱し一分目村に沿ひしを一分目新田と稱するの類二十餘村に亘り明治三年庚辰更に須賀山近傍八村に沿ひしものを開拓して沖洲新田と稱す之を八變と爲す同三十年丙午に至り利根川以北所謂る十六島地方を割き常陸國に屬するの議帝國議會

に上り協はずして止み尋て郡制施行に際し南部を匝瑳に東部を海上に屬するの説を唱ふるものあり卅二年亥己一月十三議會を開くに當り十六島分割論再び議案と爲り遂に金江津村及び十餘島本新島の二村を以て常陸國稻敷郡に編す三村は乃ち利根川流域の北部にして横利根川の西部に屬せしものなり之を九變となす是れ本郡地勢の沿革なり

地勢

本郡の地勢東西に長く南北に短く中央尤も廣濶にして其狀殆んど斜方形を爲す高地は西境より中央に及び他の三面は概ね卑濕なるを以て河流皆同一の方向を取らず利根川沿岸及び干潟地方は水田渺々として所謂る天富の土なるを想するに足る他は大平面地至て少く此間矢作油田取香の諸牧場址あり大須賀本大須賀栗源香西諸村の間に亘り一大高原を爲し以て郡の中央部を占む餘は至るところとして丘陵岡阜の起伏せざるなし利根流域に屬するの諸村は往々水害を被ることあり

地質

本郡の地質一定ならずと雖も其區分を大別すれば東方豊里橋東城の諸村より西部滑河小御門諸町村に至るまで郡中の最大面積を占むるものを第四紀古層壤土と爲

地

す部^高地の耕地多く山林原野亦少からず其地味概して肥沃ならずと雖も本郡に在て農業上の關係を有すること至大なりとす此間の原野及び耕地の表土は深きあり淺きあり且腐植物を^含ひあり含まざるものあり其下層の質は大抵埴質壤土又は埴土にして腐植物を欠き且其深淺も同一ならず之に亞ぎ一大面積を有するものは第四紀新層地たり分て埴質壤土砂質壤土及び砂土の三種となす概ね耕地なり其地味は要するに瘠薄ならずと雖も大抵地下水^平近きものなり利根川以北所謂る十六島地方及び夏目八重穂入野等の諸區は乃ち埴質壤土に屬し就中十六島は河成沖積地なり各種砂土等の^河流の^作用^に仍り^累積したる地大和田小浮野馬込小松崎今毛成大貫郡谷中寺内西和田佐原大戸森戸關柴田奈土福田新部新々田下小川南原地新田小見川竹内川上北原地新田布野五郷内和泉水戸島等の諸區は砂質壤土に屬し東方豊里より福笹川小見川大倉津宮等の諸町村内にして利根川に沿ひし部分の低地は砂土に屬せり多古染井五反田喜多南並木中村新田等の數區は概ね第三紀古層壤土にして中野津富浦西田部村田片野等は第三紀砂土なり其詳に至ては地質局調査に詳らかなり

氣候

氣候は郡の東西に因り少異なきに非るも之を要するに温暖中和にして平均極暑九

人

十三四度^氏極寒三十度内外に昇降せり霜は十一月初旬に降り三月初旬に終る雪は一月前後に於て降る大約三四回積量四五寸に過ること殊に稀なり風は春夏東南風多く秋は西風多く冬は北風又は西風多し

風土病

本郡風土病と稱すべきものなし十六島地方及び利根沿岸の村落中往々瘧病に罹るものあるは窪下の地低濕の氣因て以て瘧毒を媒助するものならむ

人情

日本地誌提要本州人情を論じて曰く人情澆薄と是れ偏く本州一般を評せしものなりと雖も本郡人亦其一部評に當らざるを得ず然りと雖も澆薄の語未だ其肯綮を得たるものと言ふべからず寧ろ緩慢の二字に改むるの至當なるに如かず夫れ本州の地たる水陸の産概ね具はり土地の富饒他州に譲らず是を以て人情隨て安逸に流れ易く遂に緩慢の風を生ずるに至る一たび緩慢の心を生ずれば事に臨んで敢爲の氣象に乏し敢爲の氣象に乏しきものは事物に處する必ず熱心の度薄く遂に澆薄の譏りを受くるに至る又本郡人の團結力に缺く所以は維新の前に在りて十里の方面十藩主の分領に歸し其他旗下の采地代官の支配地社寺の朱印地等犬牙錯雜四分五裂

情

風

し甚しきに至ては一村一區にして十二幕士の分領たりしものあり是を以て政令二ならず習慣の風は遂に維新の後に及ぼし東部の企つるところ西部は之を非とし西部の圖るところは南部之を沮するの弊なしとせず故に或は本郡人を評して猜忌心を含めりとすものあり是れ固より紫の朱を奪ふの説に過ぎざるも亦本郡人情の缺點とするところなり爾後本郡人にして善く協同一致以て此天宮の土に據らば何事か敢て爲し得ざるの事あらむ又試みに之を區別すれば東部は横濱西部は權智南部は巧捷北部は開達なり

風俗

本郡の風俗中特に之を記すべきの事なきも茲に其一二を擧ぐれば六月の候香取津宮近傍諸村の兒童相聚り芻馬草牛を作り馳逐嬉戯し之を軍神祭と稱す其童謡に曰く香取鹿島の大明神軍に勝た見なさいな云云と是れ往古香取神東國勳定の遺風を存せしものならむ衣服裝飾等は素にして質なり男女七歳に至れば親戚近隣を招集して宴を其家に開く之を帯解と稱し男子十五歳に達すれば更に一盛饗を設く之を元服と稱す古の所謂る加冠の禮なり婚儀葬祭等に至ては各地小異禮ありと雖も要するに特記すべきの俗なし其少年子弟の遊戯は手力を闘はし角瓶を好むの風あり

宗

一月陰曆下同じのピシヤ葦相集其社なりむ各區の人民三月の大帥供養老幼相率ひて拜す之を弘法大師に至すとなり六月の祇園祭鎮守祭等は郡内一般に行はるゝところなり平素閑暇の時に於て男子は相會して小宴を開き之を日待と唱へ婦人も亦時日を選び歡娛雜談以て一日を消す之を子安講と稱す即ち其子女の幸福及び安産を祈るの會なるを謂ふ又少にして五六多にして數十の會同を爲し近ふして三峰阿夫利の神社に詣し遠くして伊勢熊野より畿内四國の歴遊を試むることあり所謂る大山参り伊勢参りなるものにして即ち地方人が畢生の愉快となす所なり

宗教

本郡の人民大率神佛を併信す近來一二の徒西教を信するものなしとせず按ずるに本郡の如き經津主命東國平定の偉績は深く民心に存するものあり故に神祇を敬すること殊に篤し佛教中に就て之を區分すれば最も盛なるものを眞言宗となし之に亞ぐものを南部地方に於ける日蓮宗となす

民業

本郡の地田野相連なり耕圃相望むを以て居民概ね農業を力め利根川沿岸の地は漁業を専とするものあり農漁兼業のものあり佐原小見川多古等の市街は商業家其七

八分を占む之を例するに市街居民を除くの外は女子の勞力は男子に比して虚日なきが如く農業者の餘力を以て養蠶に従事するもの年に多きは維新以來本郡民業に於ける一變化なり醸造家は各町村に散在するも佐原を以て第一となす最も少なきものを工業家となす

物産

本郡の物産禾穀を主とし菜菓木材水産物醸造品及び其他の雜品之に亞ぐ其種目は一々記すべからざるも茲に概略を擧ぐれば左の如し

- 米 麥 豆 粟 黍 蕎麥 甘藷 馬鈴薯 蘿蔔 茄子 瓜類 蜜柑 柿 栗 梅
- 實類 綿 茶 繭 酒 酢 醬油 鯉 鮭 鰻 鮒 鱈 鰻 松杉其他の木材
- 薪炭 油 各種製作品 家畜中鶏豚の類 織物類

首邑

佐原町

佐原は獨り郡内の首邑のみならず實に本州中屈指の市街なり地は利根川の南岸に沿ひ郡の中央部に位し東に香取岡あり西に諏訪山あり南は膏腴の田園を控し北は水路に因り以て十六島富實の境を扼し加ふるに銚子街道の一驛に屬するを

以て百貨の流通旅客の往復常に絶へず市坊を分て二十七區と爲す戸數大約二千餘戸全市の廣袤東西九町南北十二町更に之を大別して小野川以東を本町と稱し以西を新町と稱す其中間に協橋あり或は曰く佐原は往古香取神宮供祭の土器を作りし地にして「サラ」「サハチ」等の名稱に基づきしものなりと隣村に玉造村あり亦神宮祭典の玉を作りし地なりと神宮藏嘉元應安中の文書並に左原に作り應永文書佐原と書し文安文書復た左原に作る千葉系圖に佐原氏あり蓋し佐原を正とし左原は省畫せしものならむ天正以前は矢作城主國分氏の領地に屬し徹々たる一村落到過ぎざりしが千葉氏衰滅の後同族及び國分氏の臣伊能永澤圓城寺の諸氏此地に移住し土地を開き家屋を營み漸次部落を爲すに至りしなり徳川氏關東に入るに及び其臣鳥居元忠此地を領し後佐倉藩堀田氏の管轄に歸し安永中旗下の士津田日向守の采地と爲り元治元年^甲水戸浪士の變浮浪の徒佐原を劫掠するもの多し津田氏制する能はず遂に再び堀田氏の領地に屬す其西方に岩崎村ありしが明治八年^乙十一月之を合す當時尙佐原村と稱せしが廿年^丁六月町と改む地に郡役所警察署憲兵屯所區裁判所稅務署町役場郵便電信局中學校尋常高等小學校女子小學校銀行清酒醬油醸造家等あり旅店客舎等頗る多し市の西北端に鐵道停

車場あり小野川河口に汽船發着場あり交通の便少なからず清酒味淋奈其漬は此地の名産なり古謠あり曰く御江戸見たけりや佐原へ御坐れ佐原本町江戸まさりと又以て其盛況を證するに足る

佐原

藤森 天山

估客帆檣擁碧津、臨灣瓦屋疊魚鱗、家家釀得霞湖水、送與江門万户春、

佐原古謠

逸名

此地由來通四境繁華今日歷京陽、官君欲識江都景、須到佐原見本坊、

名 邑

滑河區

郡の西端に在り西大須賀猿山大菅等の諸區と共に滑河町なる一稱の下に立てり其縣道に屬し佐原成田間の宿驛と爲り源太河岸新川河岸等の利根川着船場亦本區の中に屬するより水陸運搬の便少なからず是を以て旅客の往來常に堪へず天正以前は大須賀氏の領する所たり徳川氏の時稻葉氏之を管す戸數大約百二十戸區中町役場學校郵便局廻漕店等あり旅店の類亦稍見るべきものあり毎年七月九日十日の兩日は龍正院觀音の賽日にして十月十五日より七八日の間は馬市あり

殊に雜沓す此地より小御門神社に詣するの里道あり

神崎區

利根川の南岸に屬し郡の西部に位す今小松並木の諸區と相合し神崎町と稱す此地は右へ子松郷の一部にして神崎の地名は神社鎮座の地なるを以て呼稱せしものならむか區は實に水路の要津なるのみならず銚子街道の衝に當り滑川佐原の間に介する一驛なるを以て旅客の陸路を藉り銚子に至るもの及び舟楫に賴て香取鹿島息栖等に參拜するもの必ず此區を過ぎざるなく旅人の出入頻繁なり往時は單に神崎郷又は神崎村と稱し後分て神宿本宿の二區と爲せり傳へ曰ふ古へ神崎神社の領地たりしが千葉氏の時其族神崎氏の管するところと爲る天正以後領主の更迭ありしも幾何もなくして代官支配地と爲り以て維新に至れり戸數大約三百戸客舎船戸の軒屋を並ぶるあり人烟殊に稠密なり對岸は所謂る押砂河岸に屬し舟行者の上陸して常陸國稻敷郡阿波大杉神社に賽するの要路たり區中小學校郵便局町役場醸造家廻漕店等あり

香取區

郡の中央部に位し佐原を距ること一里弱にして津宮村を距ること十八町許の地

に在り即ち香取神宮鎮座の地にして往古は大槻郷又は香取郷と互稱せり當時本區の地は渾て神宮神林域内なりしが如し香取古文書中建永二年卯關白左大臣家政所下文に御寶殿四面八町内大竹を切取を停止するの文あり應永以降神領散居の神宮等地頭或は地方豪族等の爲めに所領を侵掠せられ避けて宮林内に移住するものあり遂に一の村落を爲せしものゝ如し天正十八年庚徳川氏關東入國の後其臣鳥居元忠の領するところとなり翌年卯徳川家康千石の地を神宮に寄せ本村を以て之に充て神宮領香取郷と稱す大宮司大禰宜家世世之を宰し地を割て神官數十名に分與せり明治の初之を官に納れ郷を改めて村と爲し今や丁子多田吉原等の諸區と相合し香取區と稱し神宮接近の地を宮中と呼唱せり杉種杉苗は本區の名産なり

津宮村

佐原町の東方に位し亦利根川の南岸に沿ひ縣道に屬す古昔香取神宮領たり嘉元中及び建武五年寅五月貞和五年丑七月文書等津宮の地名を載するもの多し天正の末年より慶長中に至るまで鳥居氏の領地と爲り後徳川氏旗下の士小笠原加藤堀三氏の分宰するところたり戸數大約三百戸利根川の通船に賴り香取神宮に賽

するもの概ね本村に着するを以て水中一の大鳥居を建つ故に津宮鳥居河岸の稱あり民家相接して市街を爲し旅店客舎等の設けあり或は曰く此地を津宮と名けしは竈神社と號する神社あるに基づきしものなりと社は澳津彦神及び澳津姫神を祭り此要津の鎮護に充てたるものにして初めは其社を津宮と呼稱せしが歳を経るに従ひ終に村名と爲したり村中郵便局小學校村役場等あり

小見川町

津宮の東二里餘に在り郡内屈指の名邑と稱す地名の基因は古昔麻績郷の一部にして水流之を貫通せるを以て此稱を附せしなり一に小見河小美川等の字を用ひしことあり騷人雅客の輩は又呼んで續川と稱す千葉氏の盛時は其の族粟飯原氏の領地たりしが天正十八年寅松平家忠封を此に承け子忠利に至り磐城に轉じ後代官吉田佐太郎の支配地となり幾何くもなくして土井利勝大炊安藤重信對馬石川忠則主殿三浦安次志摩の諸氏相尋て封を受け代官一色忠次郎復た代て之を宰し遂に内田正信の領するところとなり明治維新に至る黒部川市街の中央を貫流して直ちに利根川に注ぐ市坊其兩岸に分れ合はせて十有四區域あり方七町許戸數大約七百戸一區の戸數即ち市街地に係るもの此地も亦銚子街道の衝に當

り且つ利根川の沿岸に在るを以て水陸の交通最も利便を占め就中常陸地方に至るの要津たり故に廢藩後と雖も毫も舊來の殷賑を減せず街衢の繁華なる郡内に於て佐原町の次に居れり明治五年^{壬辰}新治縣支廳を此に設けしことあり區中警察分署郵便電信局町役場小學校等あり

府馬區

府馬村府馬區の地なり往古布萬郷と稱し後布馬或は賦馬の字を假用せしことあり即ち小見川町より匝瑛郡福岡町に達するの樞要里道に屬す戸數大約四百戸天正中は千葉氏の族府馬氏の領地に屬し徳川氏に至り旗下の采邑と爲れり此地は西北小見川佐原に通じ東南匝瑛郡地方に達し或は多古鎭木及び神里等に至るべき四通の衝路たるを以て人馬の來往少からず就中小保内^{コホウチ}區内の尤も繁華の境にして商業を營むもの多し區中小學校郵便局醸造家製絲場等あり

多古町

多古町多古區の地にして本郡の南部に位し印旛郡成田町より匝瑛郡福岡町に達する縣道に屬す或は曰く此地の近傍は往古湖沼池殊に多きを以て多湖と稱し後省きて多胡と爲し後世遂に多古と改む今は染井水戸等の十區と共に多古町なる

一稱の下に立てり足利氏の時千葉胤直父子原馬加の兩氏と相闘ぎし地なるを以て其名特に著はる天正中牛尾氏之を領し十八年^{庚辰}八月保科正直^{直正}封を此に受け子正元^{守肥}後に傳へ尋て遠江濱松に轉じ土井利勝代て之を領し後代官支配地と爲り尋て松平勝以の封せらるるところと爲り以て明治維新に至る本郡南部中の樞要地にして近傍村落亦産出物に富めるを以て市街自ら富饒の狀あり商業に従事するもの農工を務むるもの戸々相連り戸數大約四百戸區中警察分署八日市場區裁判所出張所町役場郵便局銀行小學校製絲場等あり此近村より産出するところの米穀を多古米と稱せり其質優位を占む

萬歲區

本郡の東部に位し稍南部に邊す即ち萬歲村中の一部なり笹川村より匝瑛郡福岡町に達する樞要里道に屬す本區は實に千瀉中の大區にして萬歲の地名は千瀉開墾の當時上代郷の地名に基づきしものなりと維新前は安中藩板倉氏の領地たり戸數大約三百戸字水門と稱するの地區内に在て最も人家稠密の處と爲す商業を營むもの多し區中郵便局小學校村役場清酒醸造家等あり

須賀山區

笹川村須賀山區の地なり此地は銚子街道に沿ひ利根川所屬の要津にして郡の東部及び千瀉地方より常陸國鹿島郡地方に至るもの概ね路を此に取らざるなし區の一部に笹川の古名ありしより町村改正の際に當り用ひて村名を爲せり笹川は往古サツサカハと訓せしものにして香取應永文書及び高田^{海上}宮内氏藏元龜四年^{癸酉}八月六日文書等皆之を載す後切してサ、ガハと爲す千葉氏の盛時は六黨の一東氏の領するところたりしが天正の末年より松平家忠忠利の二世之を管し元和七年^{辛酉}土井利勝の領地に屬し寛永以後旗下の土中根石川石尾の數氏之を分轄せり區に小學校村役場銀行郵便局醬油醸造家等あり

里程

本郡の首邑佐原町より各地に至るの里程を記すれば左の如し
 東京市へ廿一里廿五町五十間 千葉縣廳へ拾六里五間 佐倉兵營へ拾一里六町
 匝瑳郡福岡町へ七里四町 海上郡銚子町へ拾里二拾八町 印旛郡成田町へ八里 同郡境村安食區へ七里廿九町 同郡木下町へ九里廿三町 常陸國鹿島町へ四里廿町^{此間水路} 本郡^{同下}香取神宮へ廿八町 府馬區へ五里八町 多古區へ五里廿六町 萬歲區へ六里卅四町 郡中にて最も遠きものを東條村牛尾區七里廿八

町とす餘は道路の項に出づ

道路

縣道

銚子街道

印旛郡安食町 三里二町 本郡滑河町滑河區 二拾一町二拾九間 高岡村高岡區 一里拾五町五拾六間 神崎町神崎區 二里廿六町拾六間 佐原町 三拾一町四拾三間 津宮村 二里拾二町六間 小見川町 一里拾六町四拾間 笹川村須賀山區 一里拾一町四間 橘村石出區 二里拾二町拾五間 海上郡椎芝村野尻區^{合十三里二町四拾}

本路は即ち東京より本州東葛飾郡行徳町に接し印旛郡を経て本郡に入り海上郡銚子町に達するものにして其本郡に屬するの部道路の改良を進めて殊に平坦なり

銚子別街道

上總國山武郡千代田村大里區 一里七町三十七間五尺 多古町 三十二町四十九間三尺 中村 二里三十一町四十八間五尺 匝瑳郡福岡町

本路は印旛郡成田町を起點として上總國に入り再び本州に入り本郡より匝瑳郡を經過し海上郡に至て本街道に合するものなり又中村より東方に向ひ飯高豊和を歴て古城村箇木區に至る別路線あり

小見川福岡道

小見川町 一里十四町 八都村田部區 十六町 府馬村府馬區 三里三十三町 十三間一尺 匝瑳郡福岡町

佐原成田路別線

佐原町 一里三十四町 大須賀村櫻田區是より南に向ひ多古町 二里 本大須賀村吉岡區 四里 印旛郡成田町

府馬旭町路

府馬村府馬區 二里十七町 海上郡旭町匝瑳郡共和村新町區を經過して旭町に至る

樞要里道

伊能大貫路

大須賀村伊能區 一里三十四町 米澤村大貫區
本路は銚子街道と佐原成田路別線との間を横通するものなり

佐原新島路

佐原町 二里十六町 新島村三島區此間に水

神宮路

津宮村 十八町二十四間 香取町香取區

本路は銚子街道の支線なるも香取神宮に至るの順路なるを以て題して神宮路とす

佐原福岡路

佐原町 三十一町 香西村大根區 一里廿八町 神里村清里區 二里廿九町 豊和村大寺區 一里廿四町 匝瑳郡福岡町

本路は本郡の中央を南北に横通するものなり

佐原多古路

佐原町 三里廿八町 栗源村澤區 十九町三間 久賀村 一里十五町 多古町

豊和中村路

豊和村大寺區 一里二十一丁三十間 中村北中村區
本路は銚子別街道及び小見川福岡路に連通す

森山神代路

森山村阿玉川區 一里三町十一間 神代村平山區

本路は銚子街道より笹川干瀉路に貫通す

笹川干瀉路

笹川村須賀山區 廿町 神代村平山區 一里十二町十五間 同村大久保區
十七町廿一間 萬歲村萬歲區

萬歲笹本路

萬歲村萬歲區 卅六町五十間 東城村小南區 一里三町 豐里村東笹本區
銚子街道に合す

干瀉路

東城村小南區 十五町萬歲笹本路より起點とす 同村夏目區 卅二町四十間 萬歲村萬歲區
八町 同村關戸區 一里 中和村入野區 十五町 同村米込區 廿一町 古
城村萬力區 五町廿間 同村秋田區 一里一町 豐和村飯塚區
本路は干瀉沿村各區間の里道なるを以て別に名稱なきも便宜上千瀉路と假題
し之を掲げたり此路線中にて中和村より海上郡旭町同郡共和村に併すに豐和村より

匝瑳郡福岡町に至るべき順路あり

同別路

東城村小南區 一里三十町四十間 海上郡鶴卷村蛇園區

本路は干瀉の東邊に通ずるものにして前記干瀉路と同一線なり假りに萬歲村
を起點とすれば前路は西南走し別路は東南進し以て干瀉の東北西三面を包括
するものなり本路は本郡の東部より海上郡瀧郷村鶴卷村飯岡町地方に至る順
路とす

上記するところの外尙數多の細路小徑あり以て各町村に通ずるの捷路
と爲すも繁雜に渉るを以て之を略す且里程の如きは道路の修繕を爲す毎
に多少の伸縮變更あり必ずしも前記と合はざるものあらむも知るべから
ずと雖も其概略を測るに足れり

香取神宮修道碑

千葉縣知事從四位勳四等 阿部浩題額

神祇之在乎天地間者猶日月焉照臨下土覆庇萬姓非由奔走拜跪與否爲之明晦增
減也然若使其廟觀祠宇在荒僻幽陬之地險隘磽确之境亦何以致上下之瞻仰而達
禱祀之誠虔哉是所以宮殿樓閣之不可不飾修而道路橋梁不可不繕治也下總國香

鐵

取神宮祀經津主神蓋太古時神奉天祖勅與武甕槌神夾輔天孫以戡定邦土勳載典冊今不具論自神武帝建神宮於此二千五百餘年靈威赫奕猶前日上自王侯下至庶民莫不瞻仰誠虔焉宮殿樓閣煥然具備以時造修不改厥觀而道路稍多阻隘雨後泥濘人頗艱焉佐原人小倉九兵衛等憂之屢白於千葉縣廳既而縣會決議以明治卅一年拾一月下付道路修繕補助費若干圓然豫算額一萬餘圓不得不募之本郡有志者九兵衛等奔走拮据大興土木蓋自佐原至神宮凡長一千二百五拾六間幅三間其岨者夷之隘者擴之填其窪刻其角遂以卅二年八月得竣其功自今以後上下之瞻仰禮祀之誠虔日愈盛月愈昌猶天地開朗不見纖翳亦未嘗不由道路改修之美舉也百川適寓佐原九兵衛价滑川達求余銘乃銘曰天造草昧明神茲降威攘群兇德懷萬邦神宮斯建千古巍然大道如砥不倚不偏誰其修治克協衆力維昂維勉以報神德步履安詳賽者如雲欲知顛末來徵斯文

明治卅二年十二月

正六位依田百川撰

青野喜兵衛書

道

鐵道

成田線

東京より銚子港に達するところの總武線路中佐倉町より分岐し成田町に至り之を主點とし東走して本郡に入り左の宿驛を置く

印旛郡成田町

本郡滑河町

米澤村郡區

佐原町

豫定線

佐原町を起點とし小見川町笹川村等を歴て海上郡海上村松岸區に至り總武線に合するの豫定

水路

本郡の水路は利根川を主とし東京に沂るものと銚子港に下るものと或は分れて霞浦湖に入り常陸國土浦高濱等の地方に達するものと北浦江に入り同國麻生鋒田等の地方に至るところの航通なりとす皆漁船等の利便あり

河川

利根川

一に刀根刀嶺刀禰東寧等の字名を假用す其關東第一の大河なるを以て往古より坂東太郎の稱あり即ち利根川の本流にして源を上野國利根郡文珠山藤原沼利根内に發し西南流して赤谷川を容れ沼田に至り發知川薄根川を合せ片品川に會し

路

水

西群馬郡白井村にて吾妻川を容れ尋て廣瀬川を分ち猶數派となり稍東下し那波郡にて鳥川を合し再び廣瀬川を結び東流し漸く大河となり本州西葛飾郡中田町及び武藏國北葛飾郡栗橋町の間に於て二派に分れ南を權現堂川と稱し江戸川是より分流す北を赤堀川と稱す二川關宿町に相會し東流して長井戸ナガイロ諸沼の水を受け南北相馬郡の間を過ぎ絹川及び養蠶川を合せ更に手賀印旛長沼の諸水を容れ遂に本郡に入り霞浦浦灣の間に於て幾多の分派を爲し大浦沼を容れ與田浦及び常陸國浪逆浦北浦等の餘流と相合し更に分れて數條と爲るもの又合して一流となり洲嶼最も稠きところに至ては河中別に一河を生ずるか如きの奇觀あり此間の河幅は一里以上に亘るも河流數條に分岐せるを以て江面殊に狭く獨り浪北二浦滙合の處水烟縹緲の大觀を爲し一は以て江流の遼悠なるを見るべし是より東南流し海上郡に沿ひ常陸國鹿島郡を界し銚子港に注ぐ長七拾三里最も濶きところ四拾餘町に及ぶ其本州に沿ふもの三十五里本郡に屬するもの十四里許其下流三里餘にして海に達す之を總るに栗橋以上を上利根川と云ひ以下北相馬郡布川町に至るを中利根川と云ひ其下流を下利根川と稱す船楫の便殊に著るしく加ふるに河中の物産亦少からず就中鯉鰻鮠鱈鱒鮒鮓鱒等ノドコイの類尤も多額なり

按ずるに本川の沿革は之を詳悉する能はざるも往古は本州相馬郡立木以東並に常陸國河内郡以東は常總の山脈を限り渺々たる内海にして村落田疇河脈等を爲さざりしが中世以後漸く淤塞して寄洲を生じ隨て村落を設け田疇を開き堤防を築き終に一の水路を爲したるなり利根川本支清宮秀堅曰く今の下利根川は絹川の河口に屬し古の所謂利根川は乃ち今の江戸川に通せし水路なり今の下利根川の人工を加へしは布佐布川の間開鑿の跡尙ほ存せるに因て證するに足る且古への絹川は水海道驛に於て小貝川に合し文間明神北相馬郡文間の裏面に在りを過ぎ田川邊より下利根川に入りしを寛文の頃今の流域に變せり故に金江津片卷等の地に絹川の字名を存するの處あり以て考據と爲すべしと香取蓋し利根川流域の古來より變遷極りなかりしは言を俟たず或は天災に因り遷移するあり人工を以て疏鑿するあり今の所謂下利根川なるものは要するに古への小貝川及び常陸川の末流に屬したるものにして香取海乃ち是なり河田羅嘗て利根川十二變説を詳説して之を史學會誌に掲げたり事概ね上利根及び隅田太井等に關するの説なるも地理歴史を研究するもの併せ參看すれば大に裨益するところあらむ今下利根川一二の沿革を略記すれば其水脈往時は本郡餘津谷

より清久島を経て神崎に周流せしを寛永三年^丙松崎より神崎を経て直線に之を新疏し同四年^午又其下流郡村を迂廻したるを神崎より今村に新疏直流せしめ又中島より北方佐原新田の中を通じ直ちに浪逆に達せしを同年時に佐原地先に新川を疏し其脈を移して南せしめ津宮大倉地先に向て流域と爲し以て十六島の耕地を全ふせしめしことあり享和年中享和川を新疏し降て天保年度に至り佐原堤防衝突甚しく北岸崩壊し南岸に洲渚を生ず爲めに水流の迂廻を來せり同二年^卯辛一分目地を新疏し水神川と號し惡水を下流に注がしめ三年^壬新に大須賀川を分疏し九年^戌佐原地内の迂廻せる流域を直疏し今の河流に改む是れ變換の尤も大なるものなり其他自然に流域の變遷を來せしものは年々是れなきに非ず土沙の沈澱し川底を高ふしたるは一分目地先以東新宿地先に至るものなり即ち須賀山外八區寄洲の如きは皆土沙沈澱の結果にして初めは通船の不便を感せしのみなりしが今や新田を開き嘉穀を殖するに至れり其年度の次第は考ふるに由なきも文政天保以後の出水毎に土沙の沈埋ありしものにして其積量は等しからざりしも凡そ一二尺より六七尺に至りしものなり要するに寄洲の最も生じたるは下利根川に於ては猿山小浮神崎結佐野間谷原佐原

等の地先にして北利根川に於ては霞浦の落口たる大島三島等の地先なり又寛文年間に新利根川を新疏し布川地先に於て本川を塞ぎ新利根川を以て利根川の本流域とせしも塞ぐところ數ば決潰し其利を得ざりしを以て終に舊に復せり天保二年^卯辛二月十七日徳川氏下利根川水路取締に付沿岸諸村をして組合法を立て浚渫漁業等一切の事を辨せしむ當時の書類尙存せり近年に至り其流勢を殺ぎ洪水暴漲の害を防がむが爲めに印旛郡安食町より之を印旛沼に通鑿し直ちに東京灣に達するの議起り調査に従事せり明治卅一年^戌八月より河川改良の舉あり森山村阿玉川區より笹川村を歴て橘村新宿區に至る地先の沖積地所謂沖洲新田の中央を浚鑿し以て水路の駛流を便にす之に亞ぎ其上流なる佐原及び津宮村等の北岸を開鑿し順次其上下流を通疏し以て水路の直流を計畫せり往古は大船を容るゝに難からざりしも今や水底の淤塞年に加はり舟楫の不便殊に甚し是を以て本郡以西の貨物は皆之を小船に移載し僅かに運輸の事を辨するに至る通船は高瀬房中船舩漁船及び漁船にして高瀬船の大なるものは三百二十石積にして吃水三尺二寸其小なるものは六十石積内外なり吃水は大抵高瀬船に準ず舩漁船は長二間内外にして吃水一尺三寸許なり

新利根川 本川は常陸國に屬す明治三十一年前はその河

南相馬郡の東境より起り北相馬郡の南邊を通過し常陸國稻敷郡本新島村上須田區に至り霞浦に入る流域大約十里本川は寛文二年壬寅常陸川今利根川水路の下流を開鑿したるものにして南相馬郡布佐町と北相馬郡布川町の間にて堤防を築き同郡押付新田に一渠を鑿ち本流をして皆此に注がしめ稻敷郡に入り之を貫流し霞浦に入らしむ當時之を新川と稱し後新利根川と改稱す工事同六年丙午を以て成る然るに太直に過ぎ水流極めて竭き易く舟行殊に不便なるを以て同九年己酉再び布川の堤を去り舊流に復し閘門を新川に設け小貝川の水を引き灌漑に供せり或は曰く此疏鑿たる中利根川の水を導き通船運漕の本流として以て下利根川の上流を塞ぎ手賀印旆兩沼の開拓を爲さんとするに在り然るに流域至て淺く兩沼の水亦涸渴せず遂に目的の如くならざりしと北相馬郡文村大字羽根野稻荷神社域内に修堤碑あり参考の爲めに之を録す

新利根川大堤修補碑

寛保壬戌秋洪水坂東四大川決漂没人物傷害稼穡官命列侯某々修補之越前鯖江侯兼若狹守間部詮方與焉乃築下總州新利根川大隄及分流支派之堰延袤二十五

横利根川

里首自下總州相馬郡河原代村押付新田腹接常陸州河内郡尾距下總州香取郡結佐侯遣陪臣植田左仲純總督其事里見權七郎義季副之曰井儀太夫善胤金子八左衛門公忠幸島善兵衛且平諏訪又左衛門勝爲佐之十一月鑿塞水始作至明年三月告功桃花水無反壤之害用郡中民力大凡二十二萬七千五百工錢穀若干萬於是六監等竊議勅于石以建下總相馬郡羽子野村叢社之中云寛保三年癸亥夏四月吉

植田左仲純謹識

佐原町の對岸佐原新田より起り新島村大島三島二區の地先に至り霞浦の落口に合し以て霞浦と北利根川と相通じ運漕の便を爲す即ち十六島を横斷せる南北の水路にして常陸國稻敷郡を界す天正中諸村の開墾ありしより左右に堤防を築き自ら此流域を爲せしなり沿革取調書長二里餘濶さ六十間

北利根川

本郡新島村地先と常陸國行方郡牛堀町との間に於て霞浦の餘水を受け東南流し界島扇島加藤洲諸區と行方郡潮來町等を歴て附洲新田に至り浪逆浦に合す即ち常總二州の境界を流るゝ水路にして亦十六島の北方を限る蓋し同島開拓以來自

水神川

然に流域を爲せしものなり長三里濶六十間舟楫の便少からず

享和川

本流の分派にして本郡豊浦村一分目區地先に起り小見川町の地先なる江湖に至り再び本流に合するものなり本川は天保二年_{卯辛}下利根川上流の水害を除かむ爲めに幕府命じて之を新疏し直ちに悪水を下流に注ぎ以て本流の迂曲を正せしも後年流域自然に淤塞し今は僅かに小船を通ずるのみ長一里二十町

大須賀川

新島村扇島區に起り西代區以東十區及び佐原篠原津宮大島四ヶ町村新田組合耕地の悪水を本流に流下せしむるの必用ありしを以て享和二年_{壬戌}幕府附洲新田地先に於て本川を新疏せしものなり長一里濶七間舟楫を通すべし

本流の支川にして本大須賀村前林區字大堀山に發し迂廻屈曲して東大戸村大戸川區に至り兩派と爲り一は佐原町地先より本流に入る之を舊流とす一は東大戸村川尻區に至り本流に注ぐ此水路は天保三年_{壬辰}幕府の新疏するところなり水源より一里餘本大須賀村松子區より下流舟楫を通すべし沿ふところ六拾餘區に及

小野川

ひ霖雨に際すれば下流の諸區は往々漲溢に苦しめり其水脈殊に屈曲せるを以て俗に之を九十九曲と稱す長六里濶五間より十間に至る

黒部川

本流の支川にして香西村矢作大崎二區の間に發し同村牧野區を歴て佐原町を中貫し本流に合す長二里十五町濶平均六間餘下流一里餘の間舟楫を通す加ふるに佐原町繁華の地に屬するを以て河口は船舶常に輻輳せり

本流の支川なり二源あり一は府馬村志高及び府馬兩區の間より發し一は神代村和田區字稻荷入地方より來り八都村等より出るところの細流を合せ環流して八都村川上區を歴て小見川町に至り本流に合す長三里四町濶上流は平均五間下流は十間餘に及べり日之橋より下流舟楫を通す其小見川町中央の地を貫流するを以て船舶發着の要津たり此發源なる字稻荷入に黒部の地名あり元祿中徳川氏八州地圖を製するの時取て以て水路に名づけ同三年_{庚午}川上村所屬數百間の屈曲を正ふし水利を便にす_{川上區}同區に沿ひしところを一に篠の川と稱せり_{米井戸田社記}按ずるに本川は麻績郷近傍を流過し其河口を小見川町と稱するより之を考ふ

水掛川

れば往古は小見川の稱なりしも後世に至り黒部の名を用ゐる來りしならむ
本大須賀村新田區に發し本郡と印旛郡を界し長沼の餘水を受け本流に入る印旛郡に水掛の地名あり因て川名と爲す長三里二十町

高溝川

本流の支川なり大倉村大倉區に發し豊浦村三分目區に至り本流に合す長一里七町下流小舟を通ず

新左衛門川

本流の派川なり新島村加藤洲區より起り津宮村地先にて再び本川に合す長二里濶十間舟楫を通ず

栗山川

栗源村高萩區より發し大須賀村櫻田區より發するものと相合し多古町を過ぎ南流して匝瑳郡と上總國を界し同國山武郡と本州匝瑳郡境に於て海に入る長九里三十四町濶十五間舟楫の利少からず支流に高谷木戸の二小川あり

高谷川

新川

栗山川の支川なり多古町一畝田區に發し上總國山武郡大總村に至り本流に合す長三里八町

神代村窪野谷區の溪間兼田堰より發する細流を水源と爲し萬歳村に至り千瀉新田を貫通し匝瑳郡に入り同郡共興村長谷區に至り遂に海に入る下流舟楫の利あり長四里餘字妙掩尻より下流三里十九町餘に及ぶ此水路を鑿つに當り辻内刑部左衛門工事を督せしを以て一に刑部川の稱あり

堤防

堤防は本郡に於ける政治及び經濟上に關せる一問題にして十六島分割論の又嘗て起りし所以なり今本郡に屬する利根川の堤防中南岸なるものは滑河町西大須賀區に其一部を築き是より本川に沿ふて或は斷じ或は起り延長一萬七千二百間二尺數丁七百八十一町四十間二尺里に及ぶ或は利根の古脈と新川との間に於て新堤内更に舊堤を存するあり今區及び川尻石納西代飯島諸區の如きは皆圍むに堤防を以てし是より斷續定まらず大倉村に至て止まる北岸なるものは延長一萬八千七百拾間三尺四寸丁數八百三十三丁五十間三尺四寸にして南岸に相對し金江津村を起點とし河

流に沿ふて東し其間折れて横利根北利根の諸川に入り以て十六島を包括し本流に屬せしものは大倉村字新田沖の洲に至て止まる然るに横利根川以西金江津村に至るの間は今常陸國稻敷郡に編せしを以て本郡に屬するものは其半ばを減せり沿革及び精細の調査に至ては之を詳にすべからざるも一二記傳に散見するものを擧ぐれば古記に利根川堤古戸村より下五ヶ村に至るの間一萬八千三百二十九間總計八里十七町高一丈五尺乃至二丈敷十五間馬踏三間乃至五間文祿四年築立石川佐治右衛門云云あり或は曰く五ヶ村は大徳官淵長竿源清田生板ならむと皆本郡の所屬より上流なる南相馬及び常陸國稻敷郡地方のことに關す是に因て之を考ふれば下流の堤防は即ち後年の築工にして新田等の開拓に因り隨て増堤せしものならむ附するところの名稱に南和田堤新川堤沖の洲堤立會堤川脇堤等あり皆堤防中の一部分を指せしものなり利根河水の漲溢する往々潰決の變あり害を數村に及ぼすことありしも近年築堤の法漸く工みなるに因り被害も亦大に減するところありと曰ふ北岸南和田堤に修堤碑あり

修南和田堤記

千葉縣令從五位船越衛題額

明治十八年四月我北總香取郡佐原村南和田堤工事告成組合十四村之民相告曰

隄既成矣我輩永免水患矣豈建碑紀其事來請余文隄當利根川之衝而在横利根川分派起頭處是以本流漲溢則水勢激射奔流衝突蝕啣隄趾隨築隨壞無不歲起役民不遑寧處余亦生長其間親視其事每以病之及承乏本郡衆皆曰南和田隄動輒壞決水害相仍君之所悉知也聞有蘭法能退水勢今因其法以改修得長免患害則民之幸矣如其工費請集衆力而辨之君其圖焉余大嘉之遂以明治十五年十一月定十四村之職職金三千圓乃具狀請諸縣令船越君君素愛沿河水害至是直允其請特聽以地方稅若干助之尋遣屬吏植田藤作董役十六年九月先就水勢最衝突處起工越明年四月告成縣令臨視慰其勞民皆感奮更修全隄復職金二千五百圓再就役其年八月利根川暴漲而所嚮改修處毫無虧損民皆曰果有驗矣十八年四月役全竣夫十四村被水害者不知幾歷年所也今而免其患焉是雖因民之捐資勞力銳意就役抑亦非我縣令愛民之篤與董役者勵精盡力安能至此哉是舉也閱月二十要費一萬六千四百餘圓而隄隆然改觀者六百三十有五間蓋地方盛事也嗚呼自今以後得長免水害專力稼穡則瘠土化為膏腴菴葦關爲沃壤豈難期哉雖然安堅牢而忘患害忽防虞而就偷安吾恐蟻穴之潰或生意外十四村千四百四十五町餘步之田園流亡無遺將有甚於昔日戒愷之日者矣豈可弗思哉可弗慎哉所謂十四村曰佐原曰篠原曰津宮曰大

渡

倉曰西代、白八筋川、曰大島、曰三島、曰境島、曰扇島、曰加藤洲、曰磯山、曰中洲、曰長島、是皆關係於本隄、而共利害者也、若夫與工事、而有勤勞者、錄姓名於碑陰、以傳不朽云、明治十九年三月、香取郡長大須賀庸之助撰、

渡津附河岸場

本郡の地沿河の村落殊に多きを以て渡津の位置亦隨て少からず之を細別すれば利根の本流に屬するものを平川、高岡村、江津村、浮川、常陸郡、國稻敷、十三間戸村、小津區、金江津、荷前、江津河、金江津區、源太、滑河、津山、神崎、餘島、村橋、向區、郡、十四谷、神崎、四谷、篠原、佐原、區、津宮、區、新田、小見川、小見川、島、郡、息、須賀山、須賀山、郡、野村、日川、區、宿、石出、今泉、橋村、新宿、石田、今泉、三、下櫻井、宮原、河津、揚、櫻井、三、區、鹿島、下、村、間、部、の、渡、津、と、し、横、利、根、川、に、屬、す、る、も、の、を、利、平、地、先、新、島、村、八、筋、川、區、と、稻、敷、の、渡、津、と、し、北、利、根、川、に、屬、す、る、も、の、を、三、島、國、行、方、郡、牛、堀、町、開、の、渡、津、と、し、栗、山、川、に、屬、す、る、も、の、を、新、井、牛、尾、東、條、村、牛、尾、區、と、の、渡、津、と、爲、す、此、間、最、も、濶、き、も、の、を、小、見、川、息、栖、間、と、爲、す、水、路、三、哩、餘、に、及、ぶ、又、河、岸、着、船、場、は、新、川、河、岸、大、須、賀、區、滑、河、河、岸、同、郡、源、太、河、岸、同、郡、高、岡、河、岸、高、岡、區、福、島、河、岸、神、崎、郡、江、口、河、岸、米、澤、村、高、谷、河、岸、神、崎、郡、佐、原、河、岸、佐、原、大、河、岸、村、大、河、岸、分、目、區、一、仲、内、河、岸、川、小、見、笹、川、河、岸、賀、山、區、須、新、宿、河、岸、宿、區、石、出、河、

津

橋

岸、同、村、石、今、泉、河、岸、泉、區、今、宮、原、河、岸、豐、里、村、櫻、井、河、岸、櫻、井、村、下、東、笹、本、河、岸、同、村、東、富、川、河、岸、同、村、宮、等、と、爲、す、就、中、新、川、源、太、佐、原、仲、内、笹、川、櫻、井、笹、本、等、其、名、最、も、著、は、れ、入、出、の、船、常、に、絶、へ、ず

香取神宮藏海夫文書なるものあり概ね北朝應安より永徳の際に於けるものにして本郡利根沿岸の要津を記載せり今其詳なるものを掲ぐれば下の如し、さし、も、の、津、東、區、も、り、の、津、同、村、下、い、し、て、の、津、石、出、い、ま、い、す、み、の、津、今、泉、さ、つ、さ、か、わ、の、津、須、賀、お、見、か、わ、の、津、小、見、そ、は、た、か、の、津、大、倉、村、し、の、原、の、津、佐、原、區、さ、わ、ら、の、津、佐、原、い、わ、か、さ、さ、き、の、津、佐、原、町、か、う、さ、さ、き、の、津、神、崎、等、な、り、地、名、は、文、書、記、載、の、順、序、に、因、り、村、順、次、に、

橋 梁

本郡の地河川は利根川を除くの外大水脈なきを以て従て大架橋なし今其著名なるものを擧ぐれば左の如し

協橋は小野川に架し縣道に屬す、同、即ち佐原市街の中央に在り長八間幅三間石造なり、嚮時は木造にして大橋と稱せしを市人清宮利右衛門伊能源六伊能茂太郎等識して石橋と爲す、工事は明治十四年己辛に始まり翌年に終る、大橋は黒部川に架し

梁

橋

小見川町の中央に屬す長拾四間幅二間木造なり東橋は瑞穂村谷中區と東大戸村大戸川區の間に在り大須賀川に架す長拾間幅二間半初め圮橋なりしを後改めて木造とす阿玉川橋は森山村阿玉川區字向地と字宿との間に在り曲川に架す長八間幅一間三尺木橋なり花立橋は一に花館橋笹川村須賀山區に在り方沼川に架す長六間幅一間三尺亦木造なり日橋は八都村小見區と川上區の間に在り黒部川に架す小見川町より府馬村に達する縣道に屬す長五間幅一間二尺石造なり事は碑文に詳なり井伊土井橋は多古町多古區と中村南中村區の間に在り栗山川に架し印旛郡成田町より匠瑳郡福岡町に達する縣道に屬す長十七間幅三間木造なり此他小野川に榮橋學校橋中橋江戸新橋北賑橋あり黒部川に三倉橋竹橋新橋柏熊橋あり概ね長五六間より十四間許に至る

日野橋碑

從四位勳三等船越衛門額

黒部川、在下總香取郡、發源於郡之南隅、蜿蜒二里強、經小見、抵小見川驛、而注利根川、運輸之利、甲于近郷、其南數里有椿湖、寬文中疏爲田、俗呼曰千瀉、八萬石、地最適果蔬、秋夏之候、駄輪小見川者、絡驛如織、而黒部川當其衝矣、平時揭而涉、然會大雨、則暴漲、阻行、衆患之、沿道諸村相謀、架板橋、僅便來往、每暴漲、乃壞、乃修、其費不貲、明治十四年、

漁

戸長平野太右衛門、當選委員、小久保作兵衛、椿長兵衛、平津利右衛門、伊藤樹兵衛、大八木總一郎、木内金一郎、木内久藏等、擬使沿道百三十餘村、釀每年所課之二十倍金額、以充改造石橋之費、付之村會、衆皆贊之、事聞於千葉縣廳、助以五十餘金、通得千餘金、十七年五月起工、十九年六月告成、因其舊稱、謂日野橋、遂勒之于石、併記與事者之氏名、以垂不朽、明治二十一年十月、正四位秋月種樹撰、東洲菅井雄書、

漁場

本郡諸村にして利根川に沿ふものを滑川、神崎、東大戸、新島、佐原、津宮、大倉、豊浦、森山、笹川、橋、豊里の諸町村となす、漁獲の利少からず、新島村は霞浦に對し亦得るところ多し、久賀中村飯高、多古、東條、日吉の六町村は栗山川に沿ふて、遺利の存するあり、其漁具及び方法は、打網、四手網、引網、繩釣、ツウケ等に因り、幕府の時は運上永の法ありて、本川支川及び霞浦の一部、箕和田沼等皆漁業區域あり、時期を定めて之を漁せしも、近年は殆ど濫漁の狀あるを免れず

湖沼

本郡湖沼地殊に多く、霞浦湖は常陸國新治、東茨城、行方、稻敷の四郡及び本郡の北部に連する一大湖にして、往古は香取海と相通じ、以て渺々たる内海を爲せしが、中世以後

下流の淤塞するを以て終に今の湖面を爲れり常陸四郡の細流及び新利根川の流域等皆此湖に入り北利根横利根の二川亦流末を承け以て利根の本流に通ず其本郡に屬するものは湖南の一隅なる新島村に止まるのみにして概ね常陸國に關するを以て之を詳記するの要なし○小見川入江川小見○與田浦入江大倉新島○沖洲入江○前入江浦村に豐等は皆利根川流域の灣入して湖狀形を爲すものにして漁場或は採藻の用に供す此他水田灌漑の便に備ふるものは高岡堰村高岡入會池武田立野新三區に在りる面積十二町五反歩灌漑の用に供す其爲す増田堰里浦村小堀區問府馬堰府馬村龜城堰區東城村夏目太田堰中野村兼田堰九町五反二畝餘大久保堰積九町五反三畝餘夏目堰區東城村夏目小南兩區の間に在り四等にして是等は皆人工に因り施設せしものと天然の窪池に因り設計せしものとあり又日吉村篠本區篠本堰は農時に際し粟山川の水流を塞堰貯溜して以て灌漑の用に供し平時は別に之が設けを爲さず方沼は笹川村須賀山鹿戸等の諸區に屬し面積大約百町歩に及ぶ秋季より初夏に至るの候は一大沼池を爲すも挿秧の時に至れば之を決して其水を利根川に瀉下し以て水田となす此他區々たるものは數ふるに遑あらず又利根沿岸の村落及び十六島并に栗山川附近の地に多少の沼澤池あり

香取郡誌卷之一終

香取郡誌卷之二

神社誌

神社

本郡神社の總數九百三十七座あり社格に就て之を區別すれば官幣大社一座別格官幣社一座縣社一座郷社七座村社八十三座境外無格社四百四十九座境内無格社三百八十三座延喜式に載するもの大社一座香取徳川氏の時朱印地を領するもの八座あり即ち今の郷社以上の諸社小御門神社を除く大朱印地を分領す及ひ西大須賀區八幡神社となす今郷社以上及ひ其他の名社を録すれば左の如し今常陸國稻敷郡金江津本新島十餘島の三村に入るもの四十一社あり即ち現在するものは八百九十六社となす

官幣大社

本郡鎮座するところの官幣大社を香取神宮と爲す其記事に至ては正史雜傳交も之を載せ近世小林重規の香取志久保木清淵の香取私記清宮秀堅の舊事稿及ひ香取新志伊藤泰歳の神宮小史等亦其要旨を摘記するもの多きを以て更に贅述を俟たざると雖も特に一二を採輯し以て

香取神宮

神徳を表す且本社の特に他州諸大社に冠絶する所以のもの四あり其一正史東國の事を記する本宮を以て首と爲すに在り其二東國平定の功實に、經津主命の經略に因るに在り其三朝廷武家の崇敬殊に厚きに在り其四古文書の保存其道を得るに在り文學博士重野安綱官命を以て本邦諸州を巡り古記古文書を徴し細大漏すことなく其言に曰く本邦中古文書の最も多きは本社を第一とし次を阿蘇神社と爲す然るに阿蘇は尙本社の半數に過ぎずと此四事は本社に詣するもの、尤も心に記すべきところなり

茲に謹んで神宮の歴史を按ずるに社は本郡の中央香取町香取區字龜甲山に在り城内九千七百六十八坪經津主命を主神となし武甕槌命天兒屋根命姫大神を合祀す吉四年壬戌本社古文書に香取四所明神とす祭日四月十四日神代草創の世に在り東國未だ開けず邪神瑞穂國に横行す天照大神八百萬神を集め征討の任を選ばしむ皆曰く磐裂根裂神の子磐筒男磐筒女神の生むところ經津主神可なりと則ち武甕槌命と共にせしめ蘆原中津國に至り驅除平定の功全く畢り遂に靈威を中津國に留め子孫をして

此地を鎮せしめ復命の任を全ふす日本紀我國皇統の連綿たる實に皇祖皇宗の偉徳に由ると雖とも一は經武二神の恩威以て帝業を翼賛するの大功績に基くに非ずんばあらず香取神宮小史稱して我國將帥の始祖と爲す蘆原神武天皇紀元十八年戊辰初めて宮柱を此地に建つ正和五年丙辰大福宜實長文書〇建社の説故に史に記して曰く此神今東國楳取の地に在ますと一に齋主神と奉稱す日本紀是より鹿島神宮と並び稱して東國の古社と爲す蓋し香取鹿島の地勢たる大江を夾て關門の如く且つ天然の要害に富めるを以て二神の此地に下りしとき皇化の及ぶところ此邊を限りと爲せしを以て本營を此に設け草萊を除き土地を開き順次馴化の道を講じ神裔各地に蕃殖し或は村落を爲し遂に國郡を爲すに至りしならむ故に歷朝皆二神國家鎮護の偉績と國土經營の功勳を重んぜられ特に尊崇を厚ふし祭祀典秩の禮を嚴にせり神宮紀舒明天皇三年辛卯始めて圭田を奉じ神禮を行ふ總國風土記皇極天皇二年癸卯三月水災に因て勅使を差し綿三百純馬二匹鋤二丁鋤一丁を獻じ類聚文武天皇大命を下して本朝鎮守棟梁の號を賜ひ大宮司家系大養小佐美に詔して之を造營せしむ香取神社武名記弘仁三年壬辰六月令して廿年毎に社殿改造の例を定む日本後記承和三年乙卯四月正二位を授けられ同六年己未十月丁丑從一位を授けられ日本後記嘉祥三年庚午

正一位を授けらる實錄元慶六年壬午十二月九日敕して本州の除税五千八百五十五把を神宮雜舎を造るの料に充てらる三代實錄延喜中大社に列す令して曰く凡そ諸國の神社は破損に隨ふて修理すべきも本社及び住吉鹿島の三社正殿は廿年毎に改造し其料は神税を用ひしめ若し神税なければ正税を充てよと其他祭祀用途及び裝束賜給の例を定めらる延喜式天曆五年辛亥正月廿二日學生正六位上藤原行葛内藏史生從七位上秦公連夫を使とし幣帛を奉す宣妙當時神領方七里に亘る長保二年寬仁四年庚申八月修理進藤原能隆等を奉幣使とし朝服笏封等を奉し承安三年癸亥四月鹿島香取使經孝をして幣帛を捧げ封戸を寄奉せしむ小右寬治五年辛未源義家神馬并に秣料を寄せ古文長治二年西勸學生正六位上藤原信賴を奉幣使とし之を差し尋で又學生從六位上藤原助清内藏史上從七位上息長宿禰眞正を使とし幣帛を奉す群載保延三年丁巳及び保元三年戊辰并に社殿の造營あり治承元年丁酉又之を造營し葛西清基三豐其事を督し年記養和元年辛丑古文書治承五年丁酉十月源賴朝下福田郷を寄せ古文八月十一日賴朝千葉成胤小太をして本社に祈請せしむ室政子の分婉に臨みしを以てなり尋で世子賴家生る東建久八年丁社殿を造營し千葉常胤其事を督す年記爾後千葉氏國司とし詔を奉じ式年遷宮神事の用途都て

之を掌り常胤の五男國分胤通本郡矢作に在り特に宗家の命を受け毎年來りて檢察す當時之を國守代と稱せり社記是より葛西豐島千葉氏等相尋で造營奉行たり古文書嘉祿三年丁亥又之を造營し葛西定蓮伊豆之を督す年記曆仁元年戊戌文書嘉祿四年改元の三年北條氏書を千葉氏に寄せ神宮造營の間は國境を出ること勿らしむ又本州地頭の千葉氏に從て京に在るものは免して歸國し工役に從はしめ在國の地頭は先例を守り専ら造營の任に當らしむ古文以て其敬重の厚きを知るに足る是詳り以後文永八年辛未正應六年癸巳元徳二年庚午貞和六年庚寅永應二年丁未元祿十年癸卯天明十五年癸卯天保元年丙辰文政元年乙未文和元年壬辰北朝足利高氏戸頭郷を寄せ以上文中元年壬子北朝十一月本社に常陸及び本州諸要津の海夫並に戸ヶ崎大塚行徳等の關務を知行することを屬す長者宣○海夫或は關務の征錢等を以て明德四年西二月五日足利義滿奉幣使をして幣帛神馬を納れしめ天正十八年庚辰五月豐臣秀吉淺野長政木村重茲の二人をして香取十二ヶ村大戸六ヶ村云々の制札を建て以て社地を犯すこと勿らしむ古國

及ひ州中戰亂に際するのころは將軍及び國守將帥等制札を附し軍卒甲乙十九年卯徳川家康香取郷の地千石を寄附し神領を爲し後世遠ぶ勿らしむ以上古慶長十二年未丁徳川家康正殿及び雜舎を造營し元祿十三年庚徳川綱吉正殿以下諸雜舎に至るまで悉く之を造營す嘉永六年丑十一月繪旨あり異類退散の祈禱を行はしむ時に外船の渡來するを以てなり安政元年寅甲より六年未己に至るの間又數ば祈禱の繪旨あり毎に白銀十枚を寄せられ以て幣帛に充つ文久二年戌壬十月御米三十石を納む三年癸亥英船復た來り兵端を開くべきの兆あるを以て更に祈禱の繪旨あり明治元年辰戊十二月九日源雅言位正四等を勅使とし御刀御馬黃金を奉せらる關東及び奥羽の鎮定を報賽するを以てなり三年庚午八月大奉幣の詔あり九月坊城俊政位從三を宣命使とし大史主記奉幣使等十數名之に屬し其他縣屬十數名亦社頭を警衛し大奉幣式祭典を執行し幣帛を獻じ四年未辛十一月十五日大嘗祭あり宮谷縣參事國司僊吉を班幣使とし幣帛を奉す爾後國家の大事及び祭日には奉幣使及び諸員の參拜あり祀神威日に隆盛なり社殿を分て正殿拜殿神樂殿神饌所樓門等とし數十宇の攝末社等は深林鬱樹の間に斷續相連なり規模の莊嚴古奥なる詣拜するものをして肅然として畏敬の念を起さしむ社後に接して櫻馬場の名園あり

名勝
木名

社祭 中世祭典は大中小祭を合せ一年の中九十餘度あり元三七種御田植新飯相撲大饗側高返田御戸開團喜等を大祭とす明治五年壬申神社祭式を發布せられ官祭を執行し恒例の祭典は私祭とす官祭は例祭祈年祭新嘗祭之を三大祭とす地方長官奉幣使たり他は元始祭孝明天皇遙拜式紀元節神武天皇神嘗祭兩度大祓除夜祭毎月一日月次祭なり恒例祭典は軍神祭四月十四日○陰大饗祭十月之を二大祭とす之に亞ぎ歳始祭一月白馬祭七月射禮式同十月春季祭三月御田植祭四月流鏑馬式五月秋季祭八月初賀詞祭十一月内陣御神樂同四月團喜祭同七月其他攝末社祭等なり軍神祭は傳へて神功皇后征韓の役を擬するものとなす往古は國守より警固の人衆を出し非常に備ふ神輿本社を出て津宮鳥居河岸より御船に乗じ香取浦を航幸し佐原町に出て翌日を以て還宮す官司船奉行等皆供奉し諸村の人民數百人概ね武裝を爲し或は騎し或は歩し幡旗鉾等次に隨て進み其典古雅にして上代の遺風を存す途次の警衛殊に嚴にして狀景枚記し難きものあり徳川綱吉嘗て其圖を取り更に畫工をして副本を作らしむ今大福宜家に傳ふ田植祭は七八歳の少女八名早乙女と爲り額上寶冠を加へ手にヒ、ナ草を携ふ寶冠は奉書紙を以て之

を作り木葉草花等を飾り一人少女を負ひ神庭に來り一人其後に在り華傘を蓋ふ少女は右より進み樂人六名假面を被り左よりし一は薙刀を取り一は鍬を取り一は苗草を携ふ他の三名は笛鼓大鼓を取り是等の樂人は早乙女と爲り共に神庭を三廻し植苗の狀を爲し式を畢り苗草は神前に納め以て其年の豊稔を祈る大に古風を見るに足る

本宮の攝社及末社三十一座あり之を區別すれば側高返田大戸奥宮以上四社別忍男命○津宮村 勝男○大名持命 鹿島命○神宮境内 匠璣 女命○境内 又見別記の九神社を攝社とし天降伊伎志速保 諏訪方命 花崗 六所 須佐之男命 大國主命 岐能 雷神 竈與津比古命 馬場殿 建速須佐 櫻大刀 自耶姫命 市主命 八社を境内末社とし餘の十四社を境外末社とす

又往時本宮の職制は延喜式大藏省に官司禰宜祝各一人物忌二人と見へ建久元年庚戌の古文書に田所といへる職名見へ建保六年寅戌の古文書に録司代と云へる職名見へ文永八年辛未二月の古文書に大中臣實政の國行事に補せられたることも見へたり其外代々の文書に權禰宜物申祝惣檢校案主檢非遣使押領使檢校判官代何某の祝何某の禰宜何某の神主何の長などいへるも多く載たりさて此く

の如くにして明治五年壬午正月の解任に至るまで數百年の間各家其の職司を世襲したるものなり茲に其の詳を掲ぐれば大官司大禰宜二家を兩社務と稱し神宮一切の庶務及び神領一般の政事を主宰す大官司家は大中臣氏と稱し右大臣正二位大中臣朝臣清萬呂の孫清暢を始とす中古本宮に官司を任ずる必ず大中臣を以てす故に大中臣清暢香取官司となりしより從七位下大中臣宜年香取官司たり其弟從八位下大中臣數並造香取宮使たり同族中臣仲澤香取官司たりしこと中臣系圖に見へたり六年秩限替任するを以て例と爲せしも終に久しく此地に居住し數世神孫香取氏と婚姻を結ぶ互に相倚頼して兩流恰も一家の如くなりし之に依て香取連秋雄の裔も亦大中臣氏を稱せり永享二年庚戌十一月秋雄四十七世の孫大禰宜兼大官司幸房の二男大中臣元房大官司となり以來世傳す大禰宜家は經津主命の子天苗加命の裔香取連秋雄を以て祖とし嫡流相承け大官司と同じく社務を統轄し神宮内院の事を掌る寛喜元年己丑關白家政所下文に當社大禰宜職者自元秋雄之時至于實澄世九代敢無異論所補來也云云見う今の香取中臣氏其本宗なり兩家は徳川氏の時謁見以上の家格にして代替り及び神宮造營遷宮の際位冠狩衣時服等を下賜せられたるものなり當時大官司家は

祿百五十九石餘を領し大禰宜家は百十四石を有せり 宮之介 權禰宜 物申
 祝 國行事 大祝 副祝 此以上六家を六官と云ふ兩社務人を加へて之を番頭とす
云神宮宿衛の番頭に社務等にして社殿の修理 總檢校 權之介 行事禰宜 録司代 田
 所家 案主 高倉目代 正檢非違使 權檢非違使 分飯司 以上十家を奉行事務
を分 大神主 四郎神主 次郎神主 六郎神主 小井土神主 中幣神主 堀口
 神主 大長手 以上八家を内院神主と云 押領使 六郎祝 禰宜祝 三郎祝 堀
 祝 權祝 源太祝 五郎祝 酒司 修理檢校 幣所祝 郷之長 文三郎祝
 小長手 中祝 油井儵仗 迫田儵仗 大細工 側高祝 返田祝 鍛冶儵仗
 權次郎祝 吉原儵仗 土器判官 佐原禰宜 秀屋長 神子別當 以上廿七人
の云外陳一切 角案主 雉子判官 田令判官 權判官 正判官 以上六人を
調進の兵衛大夫より笛大夫に至る七人一切の神樂人と云年中 物忌 八乙女及
ひ命婦八人 神夫十人 祭庭の雜事に役等なり
 慶長十四年仲夏下旬第六雁下總國香取の御社にまゐりてあさからぬ祈を
 かけ云云跡たれし神の昔をどへは人皇のはしめの代となんきてあける
 准三宮尊政

末の世に仰くみかけや瑞籬のひさしき神のちかひなるらん
 詠 草 高田 與清
 まつろはぬ國をはやし、大かみの宮居かしてきいつのほこすぎ
 同 伊能 穎則
 かとりやいつのほこ杉風ふけば神のをたけひいまもきくこと
 同 式部助 橋本 實梁
 海の外もしつめまさむと浪あらし開どりの浦にちかくましけん
 同 正三位 津 輕 承昭
 大船のかどりのやまをしめませる神のみや居は千代もうちがし
 詠社頭新樹歌 正二位 侯爵 源朝臣 茂 韶
 ぬかつきてしはまかへさもわすれけりわか葉すゝしき神の廣前
 正二位 伯爵 東久世 通 禧
 みつ枝さす神のいかきのわか楓みどりの色も世にさりけり
 從二位 伯爵 藤原朝臣 承 昭
 奥ふかくいかきもみえて木枝さす香取の森はしけりあいけり

大船の香取の宮の玉かしはにひかゝみ葉の色ぞすゝしき
從二位伯爵 源朝臣 詮

まけりあふ木々の青葉に神さひていよこたふとくみゆるみつかき
從三位子爵 菅原朝臣 利 昭

夏衣香取の神の廣前のわか葉をわたる風の涼しさ
正四位子爵 源 忠 敬

かひしける神のぬ垣の夏こたちあをにきてともみるへかりけり
正五位子爵 源 忠 元

咲にほふ花の香取の神社わか葉になりて夏は來にけり
從三位 源朝臣 正 直

布傳登利亭以佐屋宇津散舞夏衣香止里野宮濃木々乃若葉越
從四位男爵 言 長

大前におものもりてもさゝくへく葉ひろになれる玉かしはかな
平 藤原 義 方
平 藤原 光

はふり子が朝きよめせし神垣にわか葉のつゆぞ風にこぼるゝ

ほこ杉のむかしの色とみつ垣のみまへにしける夏こたちかな
正四位子爵 源朝臣 乘 承

聳水丘陵喬木圍種風肅々見神威人逢社日喧來賽繩程如雲接夕暝
小 永 井 岳

水抱丘陵一派横、巍々廟宇倚崢嶸、天然要害依然在、想見鴻荒古陣營、
同 三 島 毅

石徑平敷滑碧苔、祠門岑寂向南開、老杉蒼蔚偏圍廟、後苑清空自作臺、
何世青銅磨鏡古、有人白鬚乞符回、馳車直向津頭去、願望神林殊鬱哉、
同 河 田 熊

維昔神皇十八年、經營功竣礎臺堅、於今官幣享時祭、威武長敷東海天、
同 山 田 怒

別格官幣社

小御門神社
小御門村名古屋區字館内に在り、小社域六千坪南朝の忠臣贈太政大臣藤原師賢

を祀る祭日四月廿九日私祭十月四日公墓の世に表白するや村民澤田總右衛門之を官に請ふて建社の議を申す尋で許さるを得特旨小御門神社の號を賜はる時に明治十二年卯巳一月二十八日なり翌年工事を起し六月金幣を賜はり十二月稻葉正邦祭田を獻す是に於て有志の士互に私財を醜集し正殿拜殿幣殿等を新營し十四年巳宮柱を建て十五年午壬一月四日御劍を下賜し神靈と爲す親王家亦各金幣を寄せられ有栖川職仁親王特に額字を賜ふ四月工竣り大小祭禮を行ひ六月廿九日別格官幣社に列す十二月宮司澤田總右衛門社地六千餘歩を獻す是より年を逐ふて中門石垣石階等の築營あり青山忠誠村岡瓦弼等亦社田或は樹木等を寄附す第一鳥居より二の鳥居に至るまで六十間の間兩邊に櫻樹を並植せり公此地に薨せしより數百年人の忠魂を吊するなく荒墳徒らに榛莽の中に埋没し明治の聖世に至り此恩典あり忠義の氣を興起せしむるもの豈大ならずや餘は墳墓の項に詳かなり

小御門神社すてになりて御祭典仕へまつる日よめる三首

本居 豊 順

糸柳むすほゝれけん御心も今そなこやの里の春風

廣前のにしきのとはりかゝる世を那こやの里に君も待けん

まき上る御まへの小簾の朝風に今こそはれぬ比衣の山露

小御門神社碑

三 島 毅

南朝忠臣之遺跡存于關東者曰萬里小路藤房公放流之地在常陸藤澤曰北畠親房公舉義兵之地在小田騷兩城之間曰藤原師賢公竄死之地在下總名古屋其事皆赫著于史乘而關東之民久仰勅政不知勤王之爲何事是以其迹荒蕪無復問之者迨今上東遷土人始知勤王可貴嘗就萬里小路北畠兩公之迹建碑謁余文表之而未聞藤公之迹如何今茲明治十二年某月名古屋人澤田總右衛門來請曰藤原公之墳實在我邑而埋沒不顯近時舊領主稻葉正邦君立石表之稍爲世人所知然未足以厭土人敬慕之心乃者相謀將建新祠請諸千葉縣廳廳允之賜號曰小御門神社於是醜金購墳前地六千六百餘歩築祠其上巍然煥然足以表公之盛忠工既畢將樹碑錄助役人名請子銘之余曰萬里小路北畠兩公雖留迹于常陸非其死所而藤原公之於下總實留其靈魄是最可崇也且兩公猶遭逢建武中興而藤原公則不及見之而歿是最可悲也嗚呼此而湮晦無聞是最可憾者今總右衛門等創建祠廟爲永世祭祀之處余安得不應其請以繼兩公之銘々曰王化東漸遺迹乃明公而有神永可以寧奕々新廟王民所營

拜小御門神社

佐 野 常 民

一六
塋域湮埋在僻村曾無過客吊幽魂精忠不滅千年後褒贈名馨小御門、
縣社

大戸神社

東大戸村大戸區宇宮本に在り城内六百七十六坪手力雄命を祀り天照大神手栲幡
姫命を相殿とす祭日三月中旬日陰雜祭一年の間四十五度社傳に曰ふ日本武尊東征
の時之を勸請し白鳳二年戊甲更に之を再營す中世武家紛争の時に際し文書等兵亂
に罹り散逸するもの多し正應二年丑己及び明德二年酉癸兩度の造營あり天正十八年寅庚
豊臣氏關東を征せし時大戸神領内亂妨禁制の札書を賜ふ文書尙存す徳川氏入國
の後香取神宮朱印内に於て百石を分配せしむ寛永寶一四年卯丁幕府の命に仍り更
に社殿を新にし明治十年丑丁三月定めて香取神宮の攝社とす一に曰く本社は往古
同區宇大内臺に鎮座し後此に移せりと祭祀等往時より神宮に擬し神宮よりも亦
神饌幣帛を供へ或は神地神戶を分與して祭祀の用途に充て並に神職の秩祿とせ
り社に神寶龍面を藏む製作殊に奇にして其質亦尋常木石の類に非ず傳へて人工
に非ずとす或は曰く古昔矢作野に降下するものなりと後世其處を天降りと名つ
け里人祠を建て、之を祀れり旱魃の時此面を出し水を灌げば則ち降雨の驗あり

と大戸區宇明神山に古松あり祭時に至れば里人龍面を樹枝に懸くるを古例とし
呼んで雨乞塚と稱す城内末社廿座あり社藏に又佐藤庄司寄附せしところの大刀
と稱するものあり

清宮秀堅曰く出雲國造神賀詞に天鳥船命爾布津努志命乎副天天降遣天云々と
あり此神固と香取神と共に大節を握り天下を平定したるものなり然るに其祠
の香取神宮近接の地に存在せざるは疑ふべし大戸は乃ち大津の意にして往昔
舟楫輻輳の地により鳥船命を祀れるものに非るか殊に本社は他の攝社と異例
にして祠人は神主大禰宜等三十四人なり又以て其由縁の深きを見るべしと説
の如何は未だ確證を得ず

郷社

神崎神社

神崎町神崎本宿に在り城内八百三十六坪面足尊惶根尊大貴已尊少彦名尊を合祀
す祭日一月四日三月中旬日四月六日八月中丑日等なり創建詳ならず社傳に曰ふ
白鳳二年戊甲二月朔日常陸國河内郡と本郡の境界なる大浦沼字二塚より此地に遷
座す史に元慶三年亥己四月五日正六位上子松神に従五位を授くと三代實錄記するもの

は即ち本社なり文應元年庚申〇正三月神崎師時左衛門尉社記に北神崎莊内宮和田小松上畠多賀青山等六ヶ所の地四十餘町を寄附し祭事等先例に因り違ふ勿らしめ以て天下の安全を祈る時に定めて毎二十一年の造營とす天正十九年卯徳川氏社領二十石を寄附す當時神崎明神と稱す寛文十一年亥今の正殿を改造す明治の初神崎神社と改め郷社に列す今神崎並木松崎小松等三十四區の鎮土神たり社地は利根河岸に臨み一大岡丘を爲し幾級の石階は驛路より峙ちて樹木蒼鬱の間に通じ正殿拜殿及び末社十五宇境内に相連なれり其石階は往時平川の人飯塚主計なるもの、寄附するところなり階前又一大鑄製の鳥居あり神崎氏世々のが社職たり名勝

清宮秀堅曰く本社も亦大戸神社と共に鳥船命を祀れるものに非るか大戸は乃ち荒魂を祀り本社は即ち和魂を祀れるものならむ大戸川の東西に此二社あるは尙常陸國那珂川の左右に大洗磯崎酒列磯崎の兩社あるが如し且本社祭の祭事に御船神事あり彼此證とすべしと或は曰く三代實錄載するところ子松神は本社に非ずして小松區篠塚神社を指すなりと確證を得がたし

大須賀神社

大須賀村伊能區字三笠に在り城内四百九十五坪天照大神天兒屋根命武甕槌命經津主命を合祀す祭日四月十四日より二十日に至る又四月六日の御田植祭九月中午日陰曆の流鏝馬祭あり社傳に曰ふ弘仁元年庚の勸請するところなりと天慶中平將門の反伊能二郎なるもの官軍に屬し功あり大須賀莊内の地を賞賜せらるる是に於て春日大神の舊社を造營し以て此地の總社とし大須賀大明神と稱す當時社領百石あり大須賀氏世々亦崇敬せり尾張守世次寶劍一口を寄附す天正十九年卯徳川家康三十石の朱印地を寄す孫家光に至り莢章御幕を納む寛政十年午十二月八日村中火を失するものあり本社に延焼し拜殿寶藏神饌所神樂殿等皆類焼し社記寶物概ね祝融の災に罹り尋で之を再營す幕府造營料黃金拾枚を下賜す今の社殿即ち是なり明治の初郷社に列す本社拜殿共に銅瓦を用ゆ社前元祿中建つるところの一大石鳥居あり城内末社三座あり伊能氏世々のが社職たり

側高ソノカ神社

大倉村字側高に在り縣道に沿ひし山頂に鎮座す城内五百四坪往古或は脇鷹神社と稱す香取天日鷲命を祀る祭日一月十日社傳に曰く神武天皇紀元十八年寅の創建なりと本社祭神は往時神秘として其神名を知るものなく或は曰く伊弉諾尊

天照大神神功皇后を祀る又曰く高皇產靈尊を祀ると香取後定めて今の祭神とす
 香取神宮の攝社となり神宮と共に武家の改造を同ふし慶長元祿兩度徳川氏の造
 營あり明治の初郷社に列す社祭の古式に白狀祭及び撫鬚祭と稱するあり社地は
 森然たる高丘にして北に利根の碧流を瞰し秀靈の氣凜として人に迫るを覺ゆ社
 隨に御手洗池及び社司石田氏壽藏碑あり

傳へ曰ふ側高神香取大神の命を奉じ陸奥に至り荒野を巡り牝牡馬二千疋を捉
 へ得て歸り常陸國霞浦浮島に達す彼國の神之れを惜み追跡し至る側高神急に
 水を濟り本郡の地に達す其地を馬渡と稱す敵神亦濟らむとす側高神滿珠を出す潮水忽
 ち滿ち渡るを得ず其地を玉尋と稱す尋て川を濟り岩崎に至り其地を乘馬と稱す馬を香取の境牧
 野の牧に繋ぎ遂に之を本州の諸野に放つ故に牧場の本州に多きは此時に初ま
 る敵神遂に國に還るを得ずして此地に止まる側高神社と相對するころの追手
 明神今追手島なるものは其神を祀れるものにして今馬渡乗越洲今新川牧野釜塚
 隠井玉落笠塚等の地名は之に基因すと白狀祭は其事を白狀に書し祭詞と爲す
 に由る祭は十一月七日なり説必ずしも確信すべからざるも記して參證となす
 清宮秀堅曰く此神は香取神宮に深き所以の神なるべきか香取の祠員大祭事に

與れば一百日間此社を拜するを故實とす朔望の參拜も怠るとなし白狀祭は江
 家次第に見うる春日のことと同じさまなり馬を陸奥より牽き來るよしなれば
 此神當時馬政を講せられしとありしを訛まり傳へしなるべし常陸國行方郡小
 高村にも側高の影祀あり常陸風土記に同郡男高社有栗家池北有香取神子社と
 あり土人今呼んで側高と云へば此側高等並に香取神の御子にてありしならむ
 云々と鹿島日記に側高明神年毎に鬚撫の祭といふとあり其は酒宴の席を設け
 て神酒を汲みかはし若し口のあたりの鬚なでし者あれば強めて三杯のますな
 らはしなりと云へりとぞ説は伊藤泰歳の記事に詳悉し大八洲雜誌に掲げたり
 一説に曰く近江國日吉神社大行事と云へるは此神を祀れるものなり斯て我神
 官神樂新嘗祭の重き神事を掌り物せる年に當りては神符を受けて慎んで齋き
 祀れり其文に以脇高天神爲大行事可令糺定と云へるに本づくなるべし此社前
 は山林相連なり後は香取浦にして昔は此社の後岸に至るまで浪打寄せて水清
 かりし故祓除するものは皆此處に於てせり然るに今は數里の間悉く水田とな
 り僅に小流を通じ古昔の狀に似すと雖も古例に因り神官等尙此處に至りて
 祓除すること古の如しと

木内神社

神里村木内區字宮下に在り域内六百十八坪豐受姫命を祀る祭日三月一日曆社傳に曰ふ大同年間の創建にして往古木内莊神領に屬せり後木内胤朝社殿を造營し以て木内及び油田小見諸宗族の祈願所となす加ふるに北條氏の崇敬殊に篤く寄するに若干の社領を以てし社又伏見天皇の宸翰を社庫に納む往古一に天之宮の稱あり古文小田原城主北條氏亦百石の地を寄す社天正十七年己粟飯原保宗社領若干を寄す文十九年卯徳川家康社領七石を寄附し後世之に因る文往時油田米井高野等三十餘區内野竹内旗餘宮田八本小見増田分郷三の分一の小見川白井野谷川上新福寺上小之か所屬たり天和二年明治の初郷社に列す今小見川町及び神里豊浦村内十一區の鎮土神たり藏むるところ伏見天皇の宸筆は白詩文集中の長篇三首を草書せしものにして堅剛滑澤の熟紙を用ゆ妙法院堯仁親王及び比叡山座主の奥書あり實に稀世の珍寶とす妙法院親王は以て末代の重寶と爲し叡山座主の旨を賜はり此他千葉氏納むるところ粟田口吉光の短刀一口あり拜殿祈雨の大額を掲ぐ木内氏世々之が社職たり

記木内大神祈雨事

總の名社を木内大神と號す實に香取郡神里村木内及び虫幡等十一區の鎮土神たり社の創建往古に在り得て詳にすべからずと雖も之を社記に徵するに東鑑載するところ木内莊已に神領に屬す是に因て之を見れば其舊社なると從て知るべきなり大神の靈なる早の雨霖の晴祈れば則ち驗し祭れば則ち應じ神威の著るしき舉て社記と古老の口碑に存す故に邑人の大神を奉ずる所以の者尤も篤く敬畏の念常に懷に離れず明治癸巳の歲仲夏より雨降らず七月に至て益甚し阪陀圃哇概ね龜背の如く凡そ地産のもの悉く枯死に瀕せざるなし頭を擧ぐれば滿目蕭然として徒らに藉野を見るのみ邑人憂苦爲すところを知らず皆曰く我大神の靈能く衆の知るところなり今陰徳候を憐ひ昊天殃を降す人力の如何する能はざる者宜しく之を大神の加護に乞ふべしと相率ひて木内祠官に謀り是月卅日祈雨の典を社前に舉げ期するに三日を以てす勢の急に願の切なる亦以知るべきなり翌日應なく遂に期に至る青天湛然早氣轉た甚だし老幼空を仰ひて長嘆哭泣し悲哀の情見るに忍びざるものあり衆又曰く大神の徳彼が如く下民の情此くの如し然るに雨澤の至らざる蓋し我誠未だ及ばず禮其れ缺くるあらむか是に於て全邑悉く會し更に大典を張り神輿を奉じて邑内を巡る鼓

聲坎々として九天を動かし笙音鎗々として社域に徹す木内祠官國歌一章を詠
 じて下民の衷情を委曲し之を神前に獻じ祈禱甚だ力む日午を過ぐる數刻殿内
 凄々廡下に伏候するもの頗かに異氣に感ずるが如く毛髮竦然として凜乎坐に
 堪へざらんとす忽ち見る黒雲西北の天に起り瞬間四野に敷き電撃ち雹碎け風
 伯雨を飛ばして霽霈灌注し水源の決し堤防の潰ゆる如く坦途河を爲し岡隴沒
 せむと欲す既にして霹靂一聲大雷林木に震す須臾風止み雲霧れ出て耕野を望
 めば降澤已に洩く苗の枯るもの勃然奮興し稼の萎むもの油然肥潤す然るに其
 社屬以外の諸村に至りては纔かに田塍を隔て、微雨の至るに過ぎず是時に當
 て邑民歡呼の聲社域に湧き乾坤爲めに碎けむとす泣くもの笑ひ哭するもの歌
 ひ痿の歩し膝の見る如く悲喜處を異にし鰲老童稚東西に奔走し慶并舞躍狂す
 るものに似たり數日の間詣拜するもの社門に填咽す報四達し都下爲めに穀價
 を減ずるもの若干秋に至て歳果して大に稔す邑人唱へて曰く嗚呼大神の靈な
 かりせば我輩將に溝壑に轉せむとす塵度崇々として鼓腹の樂を得るもの豈他
 あらむや神恩其れ忘るべけむと相謀り一大額を社頭に掲げ永く後昆に示さむ
 とし中臣講衆をして來て文を余に求めしむ中臣講衆なるものは木内祠官の祖

松崎神社

保舊君の設くるところ邑人と共に結社會同し神道を講ずるものにして傳へて
 今に至る其祈雨禱祭の時に當て講衆奔走周旋與て力ありと云余聞て曰く靈な
 るかな大神の仁なる瑞を降して嘉生を助く懿なるかな邑人の義なる幣を獻じ
 て報恩を表す夫れ靈瑞懿徳は太平の象なり豈賀せざるべけむや明治二十六年
 某月某日山田戀盟漱謹んで記す

常磐村東松崎區宇稻荷山に在り域内千百四十一坪倉稻魂命邇々藝命大宮姬命を
 合祀す祭日二月初午日陰を以てす社傳に曰ふ寶龜三年壬子二月九日之を勸請す往
 時坂東稻荷本宮の稱ありしと源賴朝崇敬殊に厚く寄するに社田を以てし源實朝
 亦爲めに殿宇を建營す足利氏の時に至り天下相亂れ社領或は武人の侵掠するこ
 ころとなり社人亦漸く解散するものありしが鎭木城主鎭木胤定山林等を寄附し
 後復た舊觀に復するを得たりと天正十九年辛卯徳川家康社領二十石を寄附し元祿
 中徳川光圀本社に詣し金襴戸帳等を寄進せらる明治の初郷社に列す本社は古よ
 り武家及び諸侯の崇敬殊に淺からざりしを以て祭事等皆費用を出し之を助けら
 れしより盛儀を極めたりと曰ふ社藏に木鼓一箇あり長三尺徑一尺五寸許木皮を

以て鼓皮と爲し樹脂を以て釘に代へ製作奇古なり其他數通の古文書等あり社額は九條攝政家の筆なり今多古町全體及び匝瑳郡等の地に於て二十餘區の鎮土神たり境内未社二座あり松崎氏世々之が社職たり

熊野神社

中和村清和區松澤村字莊内山に在り城内千九十一坪速玉男命伊弉册命事解男命を合祀す祭日九月五日陰曆社傳に曰く承和二年卯九月紀伊熊野より之を勸請すと千葉常胤殊に之を信奉し宮殿造營の事を源頼朝に白し許さるを得たり建久元年庚七月頼朝莊内の一莊を寄附し神領と爲す五年甲正一位を賜はる後争亂に會し領内往々武人の侵すところとなる天正十九年辛卯十一月徳川家康神領五石を寄す後世々違ふことなし元祿中火災に罹り尋で之を再造す明治の初郷社に列す今中和村内の鎮土神たり境内未社一字境外未社四字域内往時平將門手植の松なるものありしが後枯槁せりと或は曰く松澤の村名は之に基きしなりと又酒呑石と名づくる奇石二あり神興十二年卯歳毎に三川浦海上へ御祓の例あり社屬の村人儀装を飾り皆之に従ひ中和村より北方府馬神代橋東城の諸村を歴て海上郡瀧郷村に入り鶴巻村より三川村海濱に至るを順路とせり其干瀉直徑の路に循はずして殊

に迂回する所以のものは往古干瀉の海灣たりし時之を巡りし古式に因るものならん社外に祠官宇井包高壽藏碑あり宮中顧問官船越衛の篆額にして小中村義象の撰文なり宇井氏世々之が社職たり

東大神

橘村宮本區字八尾山に在り城内七百四十二坪玉依姬命を祀り鷓鴣草葺不合尊を相殿とす祭日四月八日九日九月十九日二十日陰曆社傳に曰く景行天皇五十三年癸亥八月丁卯朔群卿に詔して曰く朕愛子を願ふて何れの日に止まらんや宜しく小碓王平ぐる所の國を巡狩せむと是月伊勢に幸し轉じて東海に入り冬十月上總國に至り日本紀海邊を巡り更に本州八尾岡に渡御す群臣奏して曰く此地東海の邊隅なり宜しく都城に還幸し以て玉體を安すべしと天皇尙還興の意なく行宮に在すと七日天皇及比叡武尊の遺跡上總より本州を歴て常陸の間同月甲午春臣命に勅して一社を造らしめ以て東海の鎮護となす本社即ち是れなり堀川天皇康和四年壬午四月海上郡高見海上郡の海上卒然震動し波濤天を浸し數日尙止まず事帝都に聞す天皇本社郡中總社の郡中總社時に此地海なるを以て臨時祭を行はしむ神輿高見に渡御し災遂に熄む偶々海中一靈玉を得る奉じて以て神璽となし新に社殿を營む

天皇總社玉子大明神の號を賜ふ是を神輿高見に渡御するの濫觴となす是より先
 き本社を總社東宮及び八尾神社と稱す是に至りて玉子大明神と號し後更に今の
 名に改む養和元年^丑州の介千葉氏神田四十五町を寄附し宗族門葉の祈願所とな
 す就中東氏の崇敬尤も厚く寄するに青馬郷若干の地を以てす東莊三十三郷の鎮
 土神と稱し世々の奉祀殊に崇重を加ふ元暦元年^{甲辰}四月十五日源賴朝御厨一所を
 寄す^社應永二十三年^{丙申}四月東胤家^{左馬}社殿を修理し海上憲胤^守後等大行事とな
 り別に寶函を造り神體を安むす^資享德三年^{甲戌}後花園天皇總社玉子大明神の勅
 額を賜ふ庭田頭中將其事を奉す^勅康正元年^{乙未}十一月東常綠馬加陸與守を討する
 の時願文を納め添ふるに和歌を以てす^社千葉胤持^介亦書を寄せ社屬の諸村を
 して神事を奉じ違ふ勿らしむ^文永祿三年^{辛酉}東勝秀地若干を寄附し^文天正十九年
^卯十一月徳川家康神領十石を附し^文寛永十八年^{辛巳}社殿を修造す^札慶安元年^{戊子}八
 月徳川家光亦朱印章を寄せ社領をして先例に仍らしめ並ひに社内竹木の斬伐を
 禁じ諸役を免す^文嘉永二年七月二十八日花山院家厚^{前内}東庄大社の掲額を納る
^扁明治の初め郷社に列す實に近郡中の名社なり今本郡東部四十二區の鎮土神と
 なれり社前鑄製の大鳥居を建て社側に征清紀念碑あり飯田氏世々之が社職たり

名
木
参
遊
名

本社の社祭古樸且盛にして春秋を以て大祭と爲し雜祭合せて七十五度毎年四
 月八日九日其春季祭に當り神輿隔年毎に豊里村櫻井區に渡御し利根川に御移
 し毎二十年に海上郡外川浦に渡御す當日式祭を社前に行ひ幡旗鉾櫓次を以て
 進み神職及び社屬の村民悉く之に隨ひ縣道を歴て外川に達し海邊を巡り後神
 輿を海中御輿島巖上に奉じ式畢て還御す前後四五日の間に亘り遠近來り見る
 もの堵の如く社屬十二郷の諸村は布絹米穀を納れ以て祭費を助け途上諸技を
 演じて餘興を添へ沿道皆之が爲めに饗饌の具を設け今に至て例と爲す式は堀
 川天皇の時に初まり天永元年^{庚辰}に至り定めて廿年間一回と爲し明治三年^{庚午}宮
 谷縣知事柴山文平其大屬佐藤信瀨をして來て祀事に蒞ましむ廿三年^{庚辰}に至り
 外川巡幸往古より實に七十六回と爲す九月十九日廿日の秋祭は流鏑馬及び相
 撲會あり

詠草

八尾山すぎ乃むらたちしるければたかくそあふく神のみむろは
 同

黒川 春村

野之口 隆正

椿さくはるにかきらてつらくに八尾はいつもさかえますらん

櫻井神幸のをりにはかならず北の風に吹かはるよしをきいて

野之口 陸正

海原の神風かよふ八尾山なみくならぬあるしありけり

詠草

明樂茂 正守大隅

やはらくる光をそへて春の日の長閑にかすむ神の廣前

同

藤大路 久樹

神さひし杉のむらたちこたくもふりいてなくほととぎすかな

同

木内東 一郎

乙女子か立舞ふそでに櫻ちる東の宮の春の夕ぐれ

或は曰く上總國長柄郡玉前神社亦玉依姫命を祀り本社と實に同神なり兩社

相並ぶの故を以上總と下總に至る海濱所謂る九十九里の邊を玉浦と稱すと

東 志 本社古昔より傳ふるところ寶玉あり一書に二箇の玉置一を玉前に納れ

一を東社に納むと兩社共に滿珠干珠の説を傳ふ考ふべし又曰く玉依姫兩社

一は海上郡飯岡町玉崎神社を指すものなりと然れども房總治亂記に仍り之

を考ふるに曰く永祿中内藤久長及正木大炊介等上總長柄郡一宮城に據る宮一
神社所在玉前里見義頼固より久長と隙あり萬木城主土岐頼春等をして兵七千
を率ひて之を攻めしむ久長玉前社の社士及び郷民と拒守數月城遂に陥り社
亦兵燹に係る社司神器を擁し後門より遁れ出で支族海上郡司海上忠常に依
らむと欲し航して此地に至り玉崎社を創し以て神體を安むす是に因て之を
考ふるに玉崎社は永祿の創建にして玉浦の稱は其前に在り玉崎社を指すに
非ること明らかかなり云々と記して参考と爲す

名社

八幡神社

滑川町西大須賀區字曾根に在り城内二百五十坪神功皇后應神天皇仁徳天皇を合
祀す祭日八月十五日曆社傳に曰ふ天元五年壬午之を創建し往時本郡及び植生兩郡
の間八十餘村の鎮土神たり天正十九年辛卯徳川家康領地十石を寄せ後世之に仍る
地頭小笠原家等の信奉亦厚し明治五年壬申宮谷縣令して郷社と爲し六年癸酉新治縣
西大須賀等十二村の村社と爲す今の社殿は明和五年壬戌の改造にして明治廿五年
壬辰の修營するところなり社に永仁元年癸巳及び慶長元年申丙の古文書等あり社額は

耀窟神社

傳へて小野道風の筆となすも信偽を詳にせず境内末社四座あり
同區字谷津に在り城内三百三十六坪稜威尾羽張神を祀る神は武甕槌命の祖父なり社傳に曰ふ創建詳ならず正徳五年未社司飯塚氏請ふて正一位の神階を受けしと社地は西大須賀城址の一部にして地勢尤も高濶なり往時より社後山麓に一洞窟あり窺するもの之を神靈の在るところと稱し小兒と雖ども敢て瀆犯するものなしと参観

須賀神社

小御門村名古屋區字須賀町に在り城内六百坪素盞雄尊を祀る祭日六月十九日曆陰社傳に曰ふ慈覺大師比叡山より之を勸請し天授中北朝助崎城主大須賀氏歸依に因り之を再營し以て世々の祈願所と爲す安政中火災に罹りしことあり今村社に列す本社は近郡及び常陸地方の信徒殊に多く祭日の如きは詣するもの堵の如く助崎天王祭と稱す

八幡神社

同區字宮臺に在り城内千八百坪神功皇后應神天皇仁徳天皇を合祀す祭日一月五

八幡神社

日曆陰寛永及び天和中本村兩度の火災あり延て本社に及ぶを以て舊記等焼失し爲めに沿革の徴すべきものなし貞享中今の社傳を造營す本社は初め本區の鎮守たりしが明治に至り須賀神社の村社と爲りしより尙無格社たり

西坂神社

米澤村武田區字八幡に在り城内五百十坪應神天皇を祀る祭日九月十七日曆陰社傳詳ならず往時は妙樂寺之が別當たり今村社に列し武田新二區の鎮守たり往年社後の地より石柳を得たることあり平面石を以て之を疊む中に薙刀の鞘に類せしものを發見す銅製にして金色を帯びたるものなり

八坂神社

瑞穂村西坂區字宮山に在り城内七百八十四坪面足命大己貴尊惶根尊少彦名命を祀る祭日 月 日社傳に曰ふ白鳳二年甲鳥崎村に勸請し後此に遷座す天和二年壬大久保加賀守拜殿を造營し元祿正徳安永以後復た數ば改修せりと曰ふ

諏訪神社

す一に遷宮すと前域内末社三座あり祭日には市人祭車を盛飾し街衢を巡廻し觀るもの來集堵を爲すに至る社域に祭車藏庫數棟あり社殿の構造は素雅見るべきものあり屋宇は覆ふに銅瓦を以てせり今村社に列す域内水天宮社あり

同町の西方字諏訪臺に在り域内千三百二十二坪建御名方主命を祀る祭日八月廿五廿六廿七日の三日を以てす創建年月詳ならず或は曰く伊能村より之を勧請すと享保十八年丑之を改造し嘉永六年丑復た之を造營す往時莊嚴寺之か別當たりしが寺の本管觀福寺享和二年壬燒失の際本社の寶物を合はせて之を失ひ爲めに社傳の徵すべきものなしと明治二十八年己九月村社に列す社祭は八坂神社と並び稱せらる

稻荷神社

佐原町岩崎字稻荷山に在り域内二百三十二坪稻倉魂命を祀る社傳に曰ふ景行天皇四十年庚之を創建すと即ち岩崎城址の丘上に鎮座す岩相對して愛宕神社あり

熊野神社

皇産靈神社

東大戸村山之邊區字三笠山に在り域内二百十五坪熊野加夫呂岐奇御努命伊邪冊尊速玉男命事解男命を合祀す社傳に曰ふ弘仁九年戊之を勸請し應仁二年戊閏十月國分氏社領若干を寄附し永正中社殿を造營し文祿四年乙鳥居元忠本殿を造營し寛永元年甲鍋島忠茂祈願の爲めに拜殿を造りしといふ

熊野大神

同村上小川區字城に在り域内七百八十坪皇産靈命を祀る社傳に曰ふ永正年中の再建に係ると元和中更に之を改造す城内末社一座

稻荷神社

大須賀村櫻田區字權現脇に在り域内千七百五十坪速玉男命伊邪冊尊事解男命を祀り瀨織津媛命譽田別尊を相殿とす社傳に曰ふ創建詳ならず治承中源賴朝武運繁榮を本社に祈願し神樂を神前に奏す此時を以て譽田別命を勸請す瀨織津媛は本社の大須賀川水源に屬するを以て守護神と爲せしものなり

本大須賀村稻荷山區字宮臺に在り域内二百廿一坪稻倉魂命を祀る或は曰く本社は東松崎及び岩崎の二神社と共に本郡三稻荷の稱ありと

奥宮

香取町香取區字奥宮に在り域内九十坪本社は即ち香取大神の荒御魂を奉齋せし地なり故に奥宮祭宮と稱し明治十年丁三月攝社と爲す

又見神社

香取町香取區字又見に在り域内百四十三坪天苗加命經津主武沼井命武甕槌命天押雲命天津命根命の子の三神を合祀す創建年月詳ならずも其古昔に在ることは言を俟たざるなり今香取神宮の攝社たり社側及び社殿の下に古代石櫛あり域内三島神社あり香取連三島命を祀る

返田神社

同町返田區字宮本に在り域内二百九十九坪軻遇突智命埴安姬命を祀る社傳に曰ふ本社は香取神宮の攝社にして同宮古文書等に注進香取大神宮廿一年度造營を請求し社役并に雜掌人等返田惡王子社云等を載せ康永四年三月日文書に又返田惡王子社とあり以て舊社たるを知るべし元祿十三年庚辰德川氏之を改造す明治十年丁三月廿一日香取神宮の攝社に定めらる

妙見神社

神

瞻男神社

同町多田區字堀内に在り域内百五十一坪天御中主尊を祀る祭日一月廿二日創建詳かならず傳へて多田村地頭多田掃部亮の建つるところなりと或は以て多田滿仲の創建と爲すも附會に過ぎず貞和四年二月廿二日の棟札に奉勸請妙見宮武運長久之處多田彦右衛門尉平朝臣胤時彦太郎胤廣平二郎胤陸とあり

忍男神社

同村字東宮に在り域内百六拾坪伊井諾尊を祀る其社傳は瞻男神社と同一なり

須賀神社

小見川町字小路に在り域内四百坪素盞鳴尊を祀る祭日六月十二日より十五日に至る陰曆創建年月詳かならず寛永十七年庚辰五月以後數ば修繕し棟札等存在せり本社は小見川市内の鎮土神たるを以て祭日の如きは殊に雜沓を極む

日宮神社

社

誌

八都村田部區字神ノ内に在り城内百六十一坪正哉吾勝々速日天忍穗耳命高皇產靈命豐秋津姬命を合祀す社傳に曰ふ天慶六年卯正月山城國木幡郷より勸請し三十年間毎に田部河原に御稔の例あり日ノ川關部及び日橋川上等の地名は本社に因みて名づけたるものなりと往時一に麻績權現の稱ありしが弘安六年癸三月天子大明神と改め後今の號に定む城内二十餘座の攝末社あり

戸田神社

同村米野井區字宮内に在り城内四百十坪大國主命を祀る祭日 月 日社傳に曰ふ天平八年丙九月出雲國杵築大社の荒魂を勸請し建長五年癸千葉氏本殿拜殿を再造す足利氏の末天下大に亂れ兵革已むなく本村蛇峯城亦陥り本社是より漸く衰ふ後小田原北條氏命じて修營を加へ舊觀に復す明治の初め村社に列す社地は高く八都の耕田に臨み樹木深翠にして又眺望に富めり城内末社一座あり

豐玉姬神社

真文村貝塚區字網岡に在り城内四百九十五坪豐玉姬命を祀る祭日四月八日九月十九二十兩日社傳に曰く日本武尊東征の時相模より上總に航し海上颯に遇ひ之を神に祈り後本社を創せらると景行天皇四十八年戊四月八日大祭を行ひ是より

二十年毎に神輿海上郡銚子に神幸の例あり本社は初め新宮大神の稱ありしが明治五年壬今の社號と爲す尋で村社に列す社に一品有栖川幟仁親王書するところの扁額を掲ぐ城内末社四座あり

編玉神社

同村阿玉臺區字宮臺に在り城内五百七十三坪天津日高彦火々出見命大己貴命少彥名命を合祀す祭日一月十一日六月十一日九月廿九日社傳に曰ふ景行天皇三十八年申之を勸請し延暦十年未田村麻呂東征の時大少二神を配祀す平良文の裔孫常直社領三十貫を寄附す神田等の地名尙存す元祿中地頭川口攝津守祈願所と爲し年に金穀を寄す明治十三年辰六月村社に列す本社は初め王ノ宮大明神と稱し維新の後明玉神社と改め尋て今の社號に定めたり

愛宕神社

府馬村府馬區字愛宕の峰巔に在り城内四百七十三坪火産靈神高雷神大雷神を合祀す祭日一月廿四日廿五日九月二十四日廿五日社傳に曰ふ治承四年庚千葉常胤粟飯原氏をして之を創せしむ一に曰く仁安二年亥二月東胤頼山城國愛宕郡愛宕山より神體を迎へ之を祀ると東氏村山林三町土地若干を寄す後千葉胤時次本社

を造營す弘治二年丙辰森山城及び里中屢ば火災あり千葉胤富深く之を憂へ神劍及び神石を内殿に納めて之を祈り更に社殿を改造す三年丁巳社田寄附の書を寄す天正三年乙卯二月東棟胤雜木及び松杉の類を社林に植し鳥居を再建す明治五年申八月四十五村の郷社と爲し尋て本區及び志高古内等六區の村社と爲す十四年巳辛八月二品有栖川熾仁親王の御額を社殿に掲げ十六年癸未十月内務卿松方正義の書額を掲ぐ社後更に一段の高岡あり最も眺望に富み上に軍人招魂碑を建設せり社祭には相撲會等あり殊に雜沓す

山倉大神

山倉村山倉區字臺に在り域内七百八十坪高皇產靈命を祀る祭日十一月初卯日社傳に曰ふ弘仁二年卯辛十一月之を勸請す往時大六天王宮と稱し山倉山觀福寺之が別當たりしが明治の初神佛を區別し祭神を明らかにし以て獨立の神社と爲る十四年巳村社に列す春秋二度太々講あり本社は都下及び四方の信徒殊に多く世俗稱して山倉様と呼ぶ祭日の如き雜沓群を成す毎年祭期に先だち本村近傍の細流に於て鮭魚を得る傳へ曰ふ本社創立の時より恒に欠くることなく以て神靈の致すところとなし神饌に供し來詣者に授與するを例とせり社屋は悉く銅瓦を用ゆ

八重垣神社

同村新里區字竹之鼻に在り域内百三十四坪素盞雄命を祀り天御中主命大己貴命を配す社傳に曰ふ延元三年庚寅〇北朝之を勸請し八重垣尊神と稱し康正元年亥乙妙見宮と號し後大明神と改め明治の初今の社號に定む域内末社一座

五社大神

栗源村澤區字宮下に在り域内三百坪大日靈命別雷命譽田別命天津兒屋根命中簡男命を合祀す祭日九月初酉日社傳に曰ふ仁徳天皇の時之を勸請すと域内樹木林を爲す

祖波鷹大神

同村岩部區字宮臺に在り域内二百六坪高皇產靈命を祀る祭日二月初酉日社傳に曰ふ長保二年庚子之を創建すと往時村の安興寺及び大乘寺相亞て之か別當寺たり

諏訪神社

多古町千田區字宮前に在り域内七十二坪建御名方命を祀る社殿甚だ宏莊ならずと雖も岑寂たる深林中に鎮座し自ら靈氣の人に迫るを覺ゆ社傳に曰ふ永承六年卯辛之を勸請し以て兩總の國境を鎮す故に境宮の稱あり或は曰く往古千田郷四十

餘村の鎮守たりしと

境宮

村岡 瓦 弼

荒祠界斷二州名今日未聞桑女爭欲訪英魂何處是秋風一路草蟲鳴。

按するに堺平次は即ち千葉成胤の弟常秀にして上總守護職に補せられ此地に居りしものならむ詩の三句之に基く

大宮大神

同町多古區字高野前に在り域内千九百十九坪天照大神を祀る創建年月詳かならず

宇賀神社

同町飯笹區字宿に在り域内七百三十八坪稻倉魂命を祀る社傳に曰ふ應永十年癸正月之を勸請すと境内末社一座

日吉神社

日吉村篠本區字古川内に在り域内二百坪大山咋命を祀る祭日正月十日陰社傳に曰く朱鳥年中之を勸請すと社は高岡上に在り松樹蒼々たり社前石階の傍に明治十年丑西南役の戦死者平山源次郎の碑あり石井重胤の撰文に係る

神

社

誌

熊野神社

吉田村吉田區字曲之内に在り域内三百二十七坪速玉男命伊弉諾命事解男命を祀る社傳詳ならずと雖も殿宇の構造と社林の位置等より之を察すれば殊に其舊社なることを想するに至る四邊の松杉は森々として繁茂し日光を蔽遮す

六所大神

中村北中村區字中内原に在り域内八百六十四坪伊弉諾命伊弉册命天照大神素盞鳴尊月讀命蛭子命を合祀す祠宇宏敞にして長林蒼鬱たり掲ぐるるところ六所大神の匾額は有栖川幟仁親王の書なり境内末社一座あり

飯高神社

村岡瓦弼曰舊志載每國府祀六大神在景行天皇之朝常武二毛房總諸國府址皆有其祠按倭名抄香中村郷隸匝瑳郡當時位郡之中央而郡衙在焉或倣國府祀之歟
飯高村飯高區字昌山に在り域内四百七十三坪天御中主命を祀る社傳に曰ふ天慶中平將門の祀るところ六妙見の一なりと或は曰く飯高城主平山常時刑部の祖新藤田入道縱空なるもの千葉妙見に參籠し一像を此地に感得す時に靈龜白蛇の瑞ありしを以て其處を龜田蛇ヶ洞と名づけ妙見山妙福寺を建て以て之か別當と爲

誌

社

神

松峯神社

す維新の際之を區別し妙見宮を飯高神社と改む今村社に列す祠宇宏壯なり
豐和村飯塚區字松峰に在り域内五百五坪猿田彦命稻倉魂命大宮姫命を合祀す社
傳に曰ふ應永元年戌甲二月之を勸請すと地勢高ふして干潟の水田に臨み蒼々たる
松樹は岡丘を被ひ三伏の候清風涼を送て和韻を奏し松峰神社の號實に空しから
ず

箇木大神

古城村箇木區字父原に在り域内四百三十三坪豐受比賣命を祀る祭日九月十五日
社傳に曰ふ康正元年亥千葉康胤之を修營し弘治三年丁箇木胤定信濃之を改造す
寛保二年壬拜殿を再興す往古は稻荷大明神と稱せしが維新の後箇木大神と改む
關戸大神

左右神社

萬歳村關戸區字村下に在り域内百四十五坪市杵島姫命湍津姫命を祀る祭日正月
中己日六月十七日陰社傳に曰く寶永二年酉安藝嚴島神社を勸請すと
神代村船戸區字作之内に在り域内四百二十九坪伊弉諾伊弉册二神を祀る祭日

諏訪兩神社

諏訪北南兩神社

月 日社傳に曰ふ創建詳ならず或は曰く往古神代郷の總鎮守たるを以て總明
神と稱し後諸册二神を祀りしに由り左右明神と改稱せりと社殿の修理は常に千
葉氏及び東氏の管するところとなり東棟胤又神田三段を寄附し以て祭祀料に供
せりと社地は干潟に臨める高丘にして尤も眺望に富めり
一本東國戰記附録に和田城主東氏里見氏と戦ひ陥るところとなり時に兩軍の
死者夥し後之を合葬して時々祭祀を致す因て左右明神と號すと
笹川村須賀山區字大木戸に在り域内九百廿五坪分て二殿と爲し之を諏訪兩大神
と號し北社は建御名方主命を祀り南社は建御名方主命事代主命を祀る祭日三月
八日七月廿七日社殿に曰ふ延暦二十年辛坂上田九麿之を勸請し承平二年壬國司
大江維時社殿を修造し文治元年乙千葉常胤亦之を修め享保三年戌正一位の神階
を下賜せらる揭額は近衛内前白の筆なり文化十四年丑伏見貞敬親王の祈願所と
す明治拾三年辰村社に列す境内巨木林を爲す祭日には相撲會等あり

津島神社

東城村小南區字北宿に在り域内百二十六坪素盞鳴尊を祀る祭日六月十四日陰創

神

建詳ならず或は曰く文徳天皇の時之を創すと初め字林作に在り尾張國津島神社の分靈を勸請せしものなりと建久中東胤頼今の地に移し牛頭天皇と稱し小南郷の鎮土神と爲す往時南瀧山惠光院神仙寺之が別當たり今の社殿は明治廿五年辰申中の再營に係る

菅原大神 御産宮

豊里村櫻井區字濱に在り城内三百四十七坪菅原道真を祀る創建詳ならず天正七年卯九月廿九日之を改造し千葉邦胤千葉大行事たり元和九年癸十一月廿八日之を修營す當時の棟札皆存す社に子産名と稱する奇石あり一に子寶石と名づく俗に所謂る舍利石の類なり大なるもの徑八寸五分其他并せて九十箇あり年を歴るに従ひ子石を産出するを以て安産石と唱へ婦人子を得んと欲するもの多く之に詣す社額は文學博士重野安禪の書するところなり同區内宇神出に御産宮と稱する一社あり橘村東大神の支社に屬す傳へ曰ふ堀川天皇の時本社々祭を高見浦に行ひ偶々靈玉を得て此地に至り更に清水を以て之を淨濯す産水及び御産宮の稱此に基づく也

寺院誌

社誌

寺

本郡寺院の總數三百四十二宇宗旨に就て之を區別すれば眞言宗百十三宇日蓮宗九十二宇天台宗五十一宇淨土宗曹洞宗并に廿九宇臨濟宗二十四宇眞宗二宇黃蘗宗時宗并に一宇徳川氏の時朱印地を附せられしもの十七寺あり今郡内に就き著名の寺院を擧ぐれば左の如し今陸國稻敷郡本新島江津十餘島の三村に入るものは十六寺あり即ち現在するものは三百廿六寺となす

雲遍山昌福寺

滑川町西大須賀區字谷津に在り城内千二百五十四坪淨土宗名越派にして阿彌陀佛を本尊とす傳へて慈覺の作と爲す寺傳に曰ふ永正十四年丑僧昌順之を開創し眞正上人を中興とす雲遍山の扁額は知恩院順眞法親王の筆なり

梧桐山檀林寺

同町大菅區字桐か谷に在り城内七百四十三坪淨土宗名越派にして阿彌陀佛を本尊とす寺傳に曰ふ天平神護二年丙四月僧良辨之を開基し智證大師を中興とし後大空和尚之を再興す寺に佛舍利及び古曼陀羅等を藏す城内佛堂一宇あり

滑河山龍正院

同町滑川區に在り城内千四百六十五坪天台宗にして十一面觀音を安置す像は佛

院誌

工定期の作なりと長一丈二尺許寺傳に曰ふ仁明帝承和七年庚申小田城主將治朝日淵に游漁し長一寸二分の觀音及び地藏の像を得し因て寺院を建つ本寺即ち是れなり得るところの像を本尊胎中に納れ本堂の側に一堂を建てて之を船越地藏堂と稱し以て地藏を安置す天正十九年卯徳川家康寺領五石を寄附す元禄十四年巳辛本堂を修造し屋宇は覆ふに銅瓦を以てせり坂東廿八番の札所と稱し近傍に在て著名の寺院たり藏するところ後西院天皇の和歌一品公辨親王の扁額及び其他の寶物あり本寺の二王門は其建立尤も往古に在りて飛驒大隅なるものゝ意匠に因りしなりと本郡中建築物の最古なるものと爲す境内佛堂四字及び寶篋塔あり

助崎山不斷光院乘願寺

小御門村名古屋區字内宿に在り城内八百八十二坪時宗遊行派にして阿彌陀佛を本尊とす三世遊行上人の開くところなり寺傳に曰ふ初め印幡郡久住村幡谷區に在り幡谷山東陽寺と稱し寺領二十貫ありしが助崎城主大須賀氏の歸依に因り弘治中此地に移し山寺號を改め僧了道珠阿中興たり

春岩山長壽院

同區字下門前に在り城内六百十八坪曹洞宗にして觀世音を本尊とす心傳永直之

が開山たり天正十九年卯徳川氏寺領六石を寄附せらる往時今の文貞公墳墓は本寺の管理たり

冬父山淨光院迎接寺

同村冬父區字村下に在り城内千百七拾坪淨土宗にして阿彌陀佛を本尊とす創建年月詳ならず或は曰く並木城主神崎政吉多五父の遺言に因り之を建つと當時七堂具備莊嚴なり長徳中僧惠心掛錫の地と爲り嘉曆二年卯其喜上人迎天亦來り大藍大に衰頽せしが天文二年巳其喜上人の弟其喜上人玄也碩徳の聞えあり村人請て之を中興とし淨光院と改號す是に於て殿堂門廡漸く舊に復し觀るべきものなしとせず塔中七箇院ありしが明治六年西之を廢す往時六堂今五木今十三井今あり寺藏の寶物亦少からず佛器の類皆永仁三年の銘あり之に因て是を考ふるに其舊寺たること知るべきなり然るに火災に遭ふこと三回に及びしを以て舊記等多く泐滅せり又觀音閻魔夜刀等の假面を藏す傳へて惠心の作なりとす寺の古禮に鬼舞と稱する一種の舞あり人皆衣冠を美粧し假面を蒙り赤鬼青鬼等に扮し幽冥界の戯狀を演ず之を鬼面判斷法會と名づけ以て勸善懲惡の意を寓すと云

南城山常福寺

同村名木區字門前に在り城内四百六十二坪眞言宗にして不動佛を安置す城内佛堂五宇あり

高岡山眞誠院

高岡村高岡區字西の内に在り城内千六百八拾坪天台宗にして阿彌陀佛を本尊と爲す寺傳に曰ふ應永三年丙子僧證尊なるもの、開基たり往古は隣村猿山區字眞誠に在りしを以て眞誠山眞誠院と稱せしが後此に移し山號を改む其數ば火災に罹りしを以て古書の徵すべきなし城内辨財天堂あり舊領主井上正榮守後嘗て本寺の九世俊秀に歸依し爲めに辨財天の像を寄附すと

祥雲山龍安寺

同村大和田區字内宿に在り城内千三百九拾四坪曹洞宗にして阿彌陀佛を本尊とす或は以て惠心の作となす寺傳に曰ふ天正元年癸僧寒窓之を開基す堂宇は千葉氏の族大和田内膳の建つるところなり徳川氏の時に至り朱印地二拾一石七斗餘を寄す七世盛鑿の時肥前鍋島氏生縁あるに因り之が爲めに堂宇を再建す城内觀音堂あり

妙法山神宮寺

神崎町並木區字郷に在り城内千七百七拾六坪眞言宗にして阿彌陀及び十一面觀音を本尊とす創建詳かならず往時は神崎神社の別當寺にして同社藏承久三年巳辛六月廿四日の古文書に神宮寺料田の文あり是に因て之を見れば其舊寺なること問はずして知るべし維新前は神崎神領の内より五石を寄せられたりしが社寺の區別ありしより漸舊時の觀を失せり

吳臺山密護教院妙樂寺

米澤村武田區字郷口に在り城内八百八十一坪眞言宗にして彌勒佛を本尊とす寺傳に曰ふ建武二年乙亥三月僧宥祖之を創す境内藥師堂あり

信光山高源院

同區字武田に在り城内三百三十四坪曹洞宗にして地藏菩薩を本尊とす寺傳に曰ふ永正十七年庚辰武田信光信濃守の開基するところにして僧石宙元介之が開山たり明治十四年辛巳火災に罹りしを以て舊記の徵すべきものなし

太貫山興福寺

同村大貫區字案内に在り城内九百四十四坪臨濟宗にして釋迦佛を本尊とす城内

藥師堂あり往時は藩主藤堂氏の位牌所たり
大洞山光福寺

瑞穂村寺内區字廣長に在り城内千二百三十五坪臨濟宗にして十一面觀音を本尊とす寺傳に曰く延久四年壬子之を創し後醍醐天皇元弘三年西癸八月廿二日勅願寺と爲し正平二十二年丁未治六年北朝十一月廿六日後光嚴天皇宸翰を下し足利義詮令して寺内の狼藉を禁制す大永七年亥丁九月國分朝胤亦書を本寺に寄す當時の文書尙存す境内佛堂一字あり

諏訪山不動院莊嚴寺

佐原町字横宿に在り城内三百十五坪眞言宗にして不動佛を本尊とす寺僧に曰ふ寛永十八年巳辛之を創す古へ諏訪神社の別當寺たり城内菅谷寺あり

長妙山淨國寺

同町字寺宿に在り城内二千四百四十二坪日蓮宗にして三寶佛を安んず淨妙院日施之が開山たり日施は千葉氏の族永澤伊豆守の法號なり明治廿一年戌子一月五日火災に罹り尋で之を再建す

理智山照徳院法界寺

同町字上宿に在り城内千三百九十四坪淨土宗にして阿彌陀佛を本尊とす寺傳に曰ふ天正十一年癸未七月僧天譽之を開創す城内堂宇二あり

紫雲山樂邦院淨土寺

同町字下新町に在り城内八百八十三坪眞言宗にして阿彌陀佛を本尊とす寺傳に曰ふ僧義傳之を開基す萬治年中河内丹北郡西野村石橋九兵衛なるもの創建の事を本山に請ふこと十三回にして遂に其望を達するを得たりと庭中垂絲梅一株あり花は薄紅色にして美觀なり

出興山不動院勝徳寺

同町字荒久に在り城内二千四十九坪眞言宗にして不動佛を本尊となす傳へて空海の作となし信奉するもの殊に衆し其創建は往古に在りしも寺傳詳かなる能はず後國分氏之を再興す寺に天國寶劍及び鈴蟲の古鈴と名づくる古寶器等を藏す正門出興山の扁額は龍湖親和の筆なり城内堂宇二あり

延命山即翁寺

同町字岩崎に在り城内四百七十九坪曹洞宗にして地藏菩薩を本尊とす寺傳に曰ふ天正二年戌甲二月十五日僧良悦之を開創す慶安中徳川氏の時寺領六石五斗を給

せらる

補陀山圓通寺

東大戸村小川區字谷に在り城内八百三十七坪臨濟宗にして釋迦佛を本尊とす寺傳に曰く永正五年辰戌僧月峰の開創する所たり慶長中同祿の災に罹り元和中領主鍋島和泉守之を再建す

妙榮山大法寺

同村森戸區字上宿に在り城内千二百六十坪日蓮宗にして釋迦佛及び多寶像を本尊とす鳥居元忠の臣原川氏の母顯妙院妙榮日正の開基にして大徑院日樂之が開山たり

遍照山光明院淨土寺

同村大戸川區字新宿に在り城内三百八十八坪淨土宗鎮西派阿彌陀如來を本尊とす創建詳ならず天正九年巳辛矢作城主國分胤政之を再建すと七十餘年前舞馬の變に際せしが古文書古鐘等は依然として存せり建長の古鐘銘に由り之を察すれば其創建は殊に古代に在りしが如し慶長七年壬戌六月十二日徳川家康亦梵鐘を寄附す後世伊能景晴改左衛門亦阿彌陀佛像を寄附せり

如意山寶應寺

大須賀村伊能區字塙に在り城内千十四坪曹洞宗にして地藏菩薩を本尊とす傳へて天竺羯摩の作を腹中に納むとなす寺傳に曰く寺は初め臨濟宗なりしを大須賀胤信之を再建し僧隆山正盛を以て中興とし今の宗派に改めしと後年古雲朴亦之を中興す城内大須賀氏世々及び徳川麾下の士神保氏の墓あり

龜鶴山長興院

同區字坂崎に在り城内千四百四十二坪曹洞宗にして十一面觀音を本尊とす寺傳曰く高山文島なるもの之を開き寂照阿鍔之を中興すと或は曰く初め横山村に在り火災に罹り因て此に移す故に其故址を呼んで長興院屋敷と稱すと徳川氏の時朱印地二十石を給せらる

雲富山池光院大慈恩寺

本大須賀村吉岡區字下町に在り城内千七百九十一坪眞言宗にして釋迦如來を本尊とす寺傳に曰く唐僧鑑眞の開基なりと初め鑑眞大和招提寺筑紫觀音寺下野藥師寺を建立し後此地に來り勝地を求め遂に一字を建て雲富山慈恩寺と名づけ尋で村名を雲富と稱すと後吉岡改む後稍頽廢に歸す文永年間眞源なるもの興復の志を起

五六
 し數年にして堂宇の經營悉く成り舊觀に復す延慶三年庚三月洪鐘を鑄る是より
 先き領主大須賀氏寺領若干を寄附せり元弘建武以後海内干戈息む時なく光明帝
 之を憂へ興國二年辛巳北朝四月足利直義に命じて寺を勅願となし翌月多寶塔
 を建て武藏六郡保大森郷等の地三百貫を寄せ國家悠久の福を祈らる元中八年未
北朝二年十二月廿五日後小松帝大の一字を賜ふて寺號に冠し崇敬淺からず宣旨
 今尙存す大須賀氏寄附する所の寺領は當時七百石餘ありしと應永廿八年辛正月
 七日火災に罹り卅三年丙大須賀朝信領地誓狀を下し天正十九年辛徳川家康朱印
 地二十石を寄す本寺の山門は俗に勅使門の名あり往古香取神宮例幣使の至る毎
 に本寺を以て旅館に充てたり故に今に至るまで其稱を留むと曰ふ寺中古佛畫等
 の寶物少からず本郡中寺院にして確たる古文書を存するものは本寺を以て第一
 と爲す

雲富山慈恩寺觀什器記

木村 啓

雲富之山北總靈氣之所鍾而山勢南奔蔚成一溪々間古刹即慈恩寺也天平勝寶六
 年孝謙帝命百濟投化僧鑑眞所創建此爲天下勅願寺之一也爾來至今一千一百四
 十年矣舊記古傳歷々可徵焉寺內有建永古碑及二層多寶塔々々々者應永卅三年

妙光山蓮華院觀福寺

所建雖甚荒廢今猶存焉是皆足以證陳迹也寺多藏古器書畫因別建寶庫而藏之每
 歲夏日開扉驅靈魚云今茲丁亥八月某日開扉余幸得一覽古今什寶無慮數百品就
 中最奇古者爲歷代院宣勅府教書鑑眞和尚自畫肖像衣鉢僧空海所雕刻佛體及佛
 像畫幅日蓮上人曼陀羅圖唐馬遠十六羅漢圖東坡居士墨竹等皆古來希世物也然
 而至近代物則其可愛可玩者不遑備指也予把玩終日只呼珍叫奇而已自以爲自非
 靈氣之所鍾庸詎得有此珍異物乎時聞天懸怒吼山谷相應回看則殘日冥々將黃昏
 因割愛而歸記以告未覽之人云

香西村牧野區字谷津の作に在り域内二千七百七十九坪眞言宗にして正觀音を本
 尊とす寺傳に曰ふ寛平元年西四月十五日尊海比丘の開基に係る本尊は佛工春日
 の作にして平將門の守護佛となす傳へ曰ふ將門牧野郷に至りしとき靈夢に感じ
 之を得たりと歴代武將の奠供常に厚く山谷理行兵部同智兼入道等亦田園を寄附
 し舊記の存するもの多し別に大師堂あり三十一世鏡覺京都嵯峨より空海自作の
 像を奉遷し厄除大師と稱し毎月廿一日來賽するもの多し域内本堂庫裏鐘樓等比
 々として夢を連ね庭園は植るに牡丹花等を以てし潔靚幽雅殊に極まりなく此境

寶雲山大龍寺

に栖めば庸俗人と雖も一二戒を保ち得べきの想あり堂宇の結構も亦郡内寺院の優位を占む伊能氏等名士の塔は墓地に並列せり又神佛區別の際香取神宮より送附するところ佛體四軀あり丈け一尺許弘安四年辛巳北條實政異賊追討報賽の爲め神宮に納めしものなりと刻銘あり之を證するに足る寺門の刻風は傳へて飛驒内匠の作となし或は以て朝鮮渡來のものとする此他古文書古器佛畫等最も多く就中二王像の如きは殊に奇古なるものとす城内佛堂四字あり

神徳山新福寺

同村與倉區字吐月峰に在り城内千八十坪臨濟宗妙心寺派にして千手觀音を本尊とす寺傳に曰ふ至徳中矢作城主國分齋歡大悦之道之を創し建仁寺大航慈船和尚の開基たり後衰頽に屬し元龜中大蟲宗岑和尚下野雲岩寺より諸州を遍歴し此地に至り其靈區なるを見て遂に錫を留めて之を再興す宗岑博學多才にして詩文を善くす其語錄今本寺に藏せり此他寶物文書の類少なからざりしが永祿八年乙丑九月及乙丑天正三年乙丑正月兩度矢作の兵燹に罹りしより皆之を烏有に歸せしと嘆すべしとす

東光山總持院

香取町香取區字新寺にあり城内千百十六坪曹洞宗にして十一面觀世音を本尊とす寺傳に曰ふ建仁三年癸亥十月香取神宮大禰宜具平の建つるところなり初め具平の祖より四世の間生育の男子一人に過ぐるのこなきを以て殊に憂と爲し神佛に祈り十一面觀音を彫刻し靈堂を建立するを誓ふ一夜忽ち靈夢に感じ木材を香取湊に得佛工をして像を彫刻せしめ一寺を創し寺田を附す初め今の神里村上小堀區字新福寺に在りしが幾くもなく此地に移す文永中僧大光開山と爲り今の山寺號を定む六年己龜山天皇勅額を賜ふ其後ち世の變遷に會し法燈漸く衰滅に屬す大永中常陸東齋寺二世道也之を中興し大に法務を擴む是より先き臨濟宗たりしが是に至て之を改む弘化中火災に罹り後再建す寺に古文書を藏せしが今や散逸して其一二を留むるに過ぎず

八幡山光明院

同町香取區字追野に在り城内千六百四十三坪眞言宗にして愛染明王を本尊とす寺傳に曰ふ開創年月詳ならず元中八年辛未朝北九月僧乘賀之を中興す曾て火災に罹り舊記を失ふを以て經歷詳ならず寺に天竺鈴と稱する古鈴あり

香取町多田區字寺内に在り城内四百二十坪眞言宗にして大日如來を本尊とす創建詳ならず或は曰く天慶中平將門下總に反せしとき源滿仲之を討し龜甲山傍に陣し其地勢の攝津多田に似たるを以て一寺を建て八幡宮を勸請し因て八幡山光明院と名づく之を端仲將門を討するの事史に天和二年壬戌三月法印其長中興開山たり寺藏に空海の眞筆五大明王幡及び龍鱗龍爪と稱するものあり

大倉山清寶院

大倉村字澤田に在り城内八百十四坪臨濟宗にして如意輪觀音を本尊とす寺傳に曰く永祿七年甲子矢作城主國分壽歡の孫大藏胤親正之を創し其子胤利孫二更に之を増築し觀音像一軀を寄せ以て父母の冥福を祈る明治二十年丁亥六月某日火災に罹り堂宇悉く焼失し尋で之を再建すと城内佛堂二字あり

野中山寶樹院善雄寺

豐浦村一の分目區字小路に在り城内千八百二十四坪淨土宗にして阿彌陀如來を本尊とす寺傳に曰く康元元年丙辰僧傳公之を開基す城内堂宇二字本寺の正門野中山の扁額は智恩院順眞法親王の筆なり

巨徳山光明院淨福寺

同村下小堀區字溝内に在り淨土宗鎮西派なり城内七百八十三坪寺傳に曰く延應中然阿其忠記主禪師諸國を經歷して廣く淨土の宗法を弘教し本州に至る小見川城主粟飯原胤秀式部深く師に歸依し屢ば法筵に參し建長二年庚戌爲めに本寺を創し師を以て開山と爲すと域内地藏堂あり即ち寺の本尊を安んず

弘富山福聚海院清水寺

神里村虫幡區字清水に在り城内五百九十四坪天台宗叡山派にして觀世音を本尊と爲す寺傳に曰く初め竹林寺と稱す大同二年丁亥空海本寺に至り自ら竹杖杖を以て觀音像を刻し小兒の病を加持し後之を本寺に納む天長中火災に罹り焼失し像亦所在を失ふ仁壽元年辛未慈覺關東弘教の途香取に參籠し夢想に感じ像を竹林中雙生竹の中に得たるを以て寺を再建し更に觀音像を刻し得るところを以て其胎中に納む後復た火災に罹り弘和二年壬戌朝僧圓金之を再興す城内垂枝梅及び信徒納むるところの雙生竹數株あり

稻荷山西雲寺

八都村田部區字上新田に在り城内四百五坪天台宗にして地藏菩薩を本尊とす傳へて行基の作と爲す寺傳に曰く建長五年癸丑田部城主木内胤俊の女橘姫なるもの

惡疾に罹るを以て遍く社寺を參拜し遂に身を池水に投ず胤俊人をして之を求めしむるに一佛體を得たるのみ胤俊之を奇異し爲めに一字の草堂を建て御靈山と稱し後更に一佛像を湯殿山より勸請し池中得るところを以て其胎中に納むと曰ふ城内佛堂三字あり毎年七月廿三廿四の兩日は地藏尊籠りと稱し來賽するもの尤も夥し庭前一株の五鬘松あり

富光山大乘院德聖寺

八都村小見區字大屋敷に在り城内千十五坪天台宗にして阿彌陀佛を本尊とす寺傳に曰ふ僧行基之を創建すと初めは區内字富光に在り後此地に移す故に富光を以て山號と爲す後世千葉氏の祈願所となす僧良海之を中興す良海は木内胤廣の三子なり後木内氏世々の歸依するところとなり木内胤尙香花料二百石を給す城内七本樹及び高木堅の壽碑あり信夫衆の撰文なり

通性山眞性院芳泰寺

森山村岡飯田區字寺谷に在り城内七百二十八坪曹洞宗にして十一面觀音を本尊とす寺傳に曰ふ平常將の創するところなり初め平山村に在り平山寺と稱す建仁二年戊辰七月東胤頼之を今の地に移す後胤頼の謚號通性院及び其室の謚號眞性院

芳泰禪尼の字を用ひ以て山寺號と爲すと記寺或は曰く本寺は千葉胤富森山に在るの時建つるものにして芳泰は其室の謚號なりと千葉系圖弘治二年丙辰五月及び享和三年癸亥五月某日弘化三年丙辰二月廿三日三回の火災に罹り寺記燒失して考ふるところなし

立正山安國寺

同區字明ヶ崎に在り城内四百六十六坪日蓮宗にして釋迦及び多寶如來を本尊とす寺傳に曰く弘安三年庚之を創し僧日朗開山たり是より先き其師日蓮立正安國論を鎌倉に唱へ弘長中佐渡に流さる尋や赦され一國一寺の經字寺を建つ本寺即ち其一にして寺號は之に基因す後日義二世たり慶長二年酉丁日榮之を修造す當時堂塔具備せしも安永八年己卯崩崖の爲めに大に破損せしを以て享和元年辛巳此地に再建す

天光山西音寺

同村下飯田區字根舞に在り城内五百四十二坪淨土宗鎮西派にして阿彌陀佛を本尊とす寺傳に曰ふ康元元年丙辰東氏の旅荒見胤村之を創し僧良忠開山たり後寺門大に頽廢す永祿五年戊壬森山城主千葉胤富堂宇を再建し僧秀譽を以て中興とす後

領主青山成重大に修理を加ふと云ふ境内藥師堂あり即ち本尊を安置す天正中の創立なり

白華山樹林寺

其文村五郷内區字堂之内に在り城内千四百八十七坪寺傳に曰ふ大治元年午六月千葉常重夢想を受け堂宇を稻荷山の半腹に建て祖其文の守護佛觀世音を本尊とす或は曰く像は鄒圃中に得るところ因て夕顔觀世音と稱す兼に平忠頼又は長建保六年戊東胤頼堂宇の破損を傷み之を改造し僧宥覺をして堂宇改造尊像入座の式を執行せしめ本寺を以て秘密の道場と定めしむ後木内胤朝の子氏胤の孫樂胤中興開山となり此時眞言を改めて禪宗と爲す天正十九年卯徳川氏寺領五石を寄す元祿十五年午三月廿九日徳川綱吉の母桂昌院本尊の靈なるを聞き江戸城に開籠し白銀廿枚を賜ふ明治四年未正月某日火災に罹り清人費晴湖及び東叡山法親王并に鐵牛書するところの扁額等皆燒失し今假堂を作る門外石階あり相傳ふ倒まに之を匍匐し降れば能く小兒の病を醫すと宿願あるもの皆之に従ふ或は曰く寺の觀音は扇島十六椎名氏の守護佛なりしと寺側夕顔大士應現碑なるものあり火災の際石面缺損して文字復た見るべからざるも其大意を詳録すれば左の如し

夕顔大士應現碑長文なれば大略延長之際平忠頼出守本村遊鄒圃中得觀音像瓜中奇異而奉祠之疾病災患祈則有

應裔孫常重亦感靈夢更營堂宇安之貞和中常重裔靜胤再修伽藍以覺源禪師爲禪林開祖海内繡流雲集師一夕夢神與櫻花明旦起視果得一櫻樹植之堂傍今存者即是也略下

東光山寶樹院來迎寺

同村貝塚區字羽内に在り城内六百八十六坪淨土宗にして阿彌陀如來を本尊とす寺傳に曰ふ寛治六年申千葉常將の建つるところにして平山村字夏海に在りしを建久九年亥に至り此地に移し僧高辨開山たり

滿壽山寶滿寺修徳院

府馬村府馬區字入に在り境内七百六十坪天台宗にして藥師如來を本尊とす寺傳に曰ふ僧昌天之を開基す昌天は千葉常將の三男にして幼名を清丸と稱す千葉寺に入り僧となり後高野山に入り比叡山に登り昌天と號し相馬郡守谷西林寺僧となり各寺を順歴し天喜三年紀本寺を創し中野の地を拓し之を寺地と爲す後國分胤通寺領を寄す府馬氏亦先例に循ひ舊領を安堵せしむ天正十八年庚徳川家康改め

山倉山觀福寺

六六
て朱印地を爲し十石を給す域内に權僧正慧暢寂道の墓あり安永中本寺に主とし名僧の聞へあり三州風來寺松高院僧歇堂之が墓誌銘を撰す

山倉村山倉區字門前に在り域内七百卅八坪眞言宗にして大六天尊を本尊とす寺傳に曰ふ弘仁二年甲午僧圓頓此地に來り除疫利民の爲に之を勸請し五年甲午空海東國を巡るの途次又此に至り再び之を開眼し錫を留めて修法すること九十日間に及ぶ後年僧玄慧之を中興し應永二年乙三月府馬式部之を再建し爾後宗風大に弘まり本寺を以て大六天の別當と爲せしが維新の後神佛の區別を明らかにし大六天宮を山倉神社と改め本寺は舊に依り大六天尊を安置せり毎年春秋を以て護摩讀經會あり遠近來り集まるもの多く其名推して都下に達せり堂後の庭園は築くに假山を以てし雅潔瀟洒にして吟詠煎茶半日の餘生を寄するに足る

法王山顯實寺

常磐村東松崎區字戸内に在り域内千二百二十坪日蓮宗にして十界諸尊を本尊とす寺傳に曰ふ大同中の創建にして往古は眞言宗なりしが文永中日蓮此地に弘教し本寺に宿す寺僧圓莖深く之に歸依し遂に其弟子となり日莖と改名す此に於て宗

勝榮山能滿寺

派を改む日蓮滯留十二日大に信徒を度し仰歸するもの多しと域内天女堂あり安んずるところの像は空海の作なりと堂傍又寺僧日慧上人の壽碯あり文は大内青緋の撰するところなり

同區字戸内に在り域内千六百四十二坪日蓮宗小湊誕生寺末頭跡にして七字題目及び釋迦佛多寶佛を本尊とす寺傳に曰ふ本寺は初め安房國加茂に在り勝榮院日蓮の開基せしところにして加茂日蓮寺と一寺なりしを後此地に移せしものなりと寺中馬頭觀音の像あり傳へて傳教の作と爲す其形狀最も奇古なり又石階上の石階は那須善兵衛林孝道等の寄附にして百五十二級等一の樓門あり方二間高四丈八尺にして圓柱六基を以て之を支へ構造殊に巧緻なり八十餘年前村人及川平兵衛なるものゝ考案するところなりと區中別に辨天八王子權現妙唱大明神の三社あり古は本寺の管理に屬せしと

東光山安興寺

栗源村岩部區字西崎に在り域内四百五十坪日蓮宗にして釋迦多寶を本尊とす寺傳に曰ふ往古は眞言宗たりしと元徳二年甲申三月之を創建し僧日義開基たり日義

は日傳の弟子なり初め鎌倉妙本寺に在り之に師事し後本寺を開く千葉氏爲めに寺地を寄附す亞で日憲なるもの之を中興し足利義滿亦寺地若干を寄す昔時は古記古物等極めて多かりしが大永中本寺主なく寺寶を助澤村長榮寺に藏し火災に罹りしを以て之を失ひしと天正中島居氏此地を領せし時悉く寺領を没し慶安二年己未十一月更に十一石五斗の朱印地を寄せらる域内椎の古木あり圍二丈許に及ぶ

妙法山大乗寺

同區字上山に在り域内七百十七坪日蓮宗にして釋迦佛を本尊とす寺傳に曰ふ天文二年癸巳大乗院日審之を創し日應上人^之が開基たり當時は岡籠の地に在りしと後日蓮之を中興す

蓮壽山眞淨寺

同村澤區字寺谷に在り域内千八百八十三坪日蓮宗にして釋迦佛を本尊とす寺傳に曰ふ矢作城の陥るや城主國分大膳大夫不詳走て本寺に入る敵兵窮追して火を放ち堂塔古記悉く灰燼と爲り後國分氏の室蓮壽院之を再興し以て其父の冥福を祈り今の山號を附すと今や本堂は大破に屬せり

妙印山妙光寺

多古町多古區字居射に在り域内千九十二坪日蓮宗にして釋迦多寶四菩薩を本尊とす寺傳に曰ふ弘安中僧日朝の創するところ日朝本姓藤原氏兼綱と稱す上總藻原の人後日蓮に歸依し其弟子となる日蓮與ふるに日朝の號を以てす寺中安んずるところ日蓮の像は則ち日朝の在時彫刻奉仕せしものなり子日通二世たり寺は初め染井村に在り後此に移すと元祿四年辛未正月徳川光圀本寺に詣り祈禱を命せられ寶曆四年甲戌三月葵章を附するを許さる域内祖師堂及び摩利支天堂あり祖師堂懸くるところの鰐口は多古城主牛尾胤仲左近の寄するものにして天正丁丑四月牛尾左近大夫胤仲の歎識あり

正覺山妙光寺

同町島區字鍛冶内に在り域内九百七十二坪日蓮宗にして三寶諸尊を本尊とす僧日朝之を開基す三妙光寺の一なり今日蓮宗不受不施派の教會所と爲れり

殿谷山金光明院新善光寺

日吉村篠本區字古川内に在り域内千三百六十五坪眞言宗にして阿彌陀如來を本尊とす寺傳に曰ふ朱鳥元年丙戌之を開基し行基を以て開祖とし嘉禎二年甲申之を再

正東山日本寺

興すと上世焼失せしことありを以て古記等を失ひしと

中村南中村區字大門脇に在り城内五千百坪日蓮宗にして釋迦佛を本尊とし郡中の名寺と稱す寺傳に日永元應元年未十二月僧日祐之を開基し其師日常を以て開山とす千田胤貞守大隅山林境内等を寄附す胤貞は即ち日祐の父なり尋で堂塔等を起し正中年間守護不入の制札を下す十三世日悦嘗て中山に在るの時北條氏政と善し其本寺に主たるに及び寺領十五石を寄附し因て堂宇を増築し大に規模を擴む天正十九年卯徳川家康亦先例に因り朱印地十五石を附し後世違ふこと勿らしむ慶長四年亥僧日圓本寺に主となり廣く學生を招集し檀林を創始し自後日を逐ふて隆盛に至り數十字の學康は域内に相連なり中村檀林の名遠邇に聞ゆ維新の後漸く衰頽し明治八年亥又檀林を廢す是に於て寺域大に荒み遂に昔時の形を留めず二十年丁十月十八日加藤日慶管長の命を承け本寺に入り再興の事を謀り逐次工事に着手し今や本堂功を竣り庫裏亦成り再び舊觀に復せんとす日常より日慶に至るまで實に三百卅一世とす城内最も廣く加ふるに巨木四邊を圍み晝尙ほ暗きの想あり總門正東山の掲額は本阿彌光悅の書にして筆力道健なり城内妙見摩

正峯山妙興寺

利支天藥師豐田稻荷岡田稻荷の五堂宇あり信徒の賽詣頻りなり

同區字横宿に在り城内三千百四坪日蓮宗にして釋迦佛を本尊とす寺傳に日永正安二年子日蓮の徒弟日辨の開基するところなり日辨は初め富士山下瀧泉寺の別當たりしが日蓮に歸依し後上總鷲の峰に至り長國山鷲山寺を創し尋で本郡大島に正圓山妙興寺を建つ後其徒弟日忍此に移し今の山號に改む元龜三年壬十二月廿一日正木時茂制札を下し兵士等をして寺中を狼藉すること勿らしむ寺藏に日蓮の大曼陀羅及び日辨日忍并に正木文書等を藏す城内妙見堂一字あり

竹林山妙光寺

同區字唐竹に在り城内四百二坪日蓮宗にして釋迦佛を本尊とす寺傳に日永正平十九年甲辰〇北朝五月僧日朝之を創し島區妙光寺多古區妙光寺と開祖を同ふするを以て三妙光寺の稱あり日朝は即ち藤原兼綱の法號なり城内妙見堂あり寛永九年壬寺僧日大の勸請なり

法性山淨妙寺

同村北中村區字北場に在り城内千百十八坪日蓮宗にして釋迦佛を本尊とす寺傳

巨榮山徳成寺

に曰ふ天平寶字年間唐僧鑑眞の創するところにして東耀寺と稱し律宗たり聖武天皇勅して祈願所と爲す正平元年丙戌〇北朝貞和二年故あり改めて日蓮宗と爲り今の寺號に定む天正十八年庚辰徳川氏寺領十二石餘を付す法性山の掲額は寛保中寶鑑寺法親王の賜ふところなり

妙雲山飯高寺

同區字芝に在り城内五百廿五坪日蓮宗にして釋迦佛を本尊と爲す寺傳に曰ふ初め眞言宗にして千葉胤貞の祈願所たり後其子日祐此地に説法し本寺僧了海之に歸依し改めて其弟子と爲り日祐を以て開基と爲すと城内佛堂一字あり
飯高村飯高區字城下に在り城内六千四百八十三坪日蓮宗にして十界の諸尊を本尊とす寺傳に曰ふ天正十三年酉教藏院日生の開基にして十八年庚辰蓮成院日尊之が開山たり當時の堂宇は飯高城主平山刑部の建てしところなりと初め法輪寺と稱せしが十九年辛卯徳川家康朱印地三十石を寄附するの時飯高寺と書せしより因て以て寺號と爲す慶安三年庚辰火災に罹り四年丁卯紀伊侯徳川頼宣及び水戸侯徳川頼房の母堂養珠院之を再建す二侯亦爲めに大講堂庫裏鎮守妙見堂七面堂鐘樓鼓

樓等を建つ元祿八年亥徳川光圀本寺に至り祖母の遺跡を尋ね并せて本寺の式目等を問ひ倣ふて飯内水戸に三昧堂を建つ維新の前は學寮あり日蓮宗の檀林となり日本寺と並び稱して兩檀林の目あり往時本寺の藏するところ珍寶少なからざりしが明治十五年壬午一月廿二日寶藏の火災に罹りしより皆烏有に歸し今日蓮の眞筆光圀の書簡養珠院の書及び一切經等あり城内巨杉林を爲すを以て尤も避暑に適す

日生は播磨の人にして日尊は京都の人なり共に六條本國寺日禎に師事し日統と友とし善し日統の飯塚談林を開くや日生來て之を佐く幾もなくして統の病むに會し日生に遺言して曰く吾れに至願あり果さずして死に就く公其れ之を謀れど日生許諾す統遂に逝す此時飯塚不受不施黨あり日宗を害とし郷人亦之を助く日生將に去らんとし統の言を思ふて之を棄るに忍びず衆を率ゐて内山村に移る村吏復た之を沮するものあり時に飯高城主平山刑部及村老林氏等師を飯高村妙福寺に迎へ以て講場を開く學徒期せずして集る者多し日尊時に尙日禎に侍し暇を乞ふて本郡に至る日生大に喜んで曰く我れ亦洛地開講の願ありしも統の言を思ふて留て此に在り子我が爲めに之を謀れど日尊之を諾し遂

に日生の後を承け妙福寺に寄講し日生京に歸り松崎談林を開く平山刑部日尊
を見るに及び又深く其徳を偉重し爲めに地を割て講堂を建つ學徒來集沸くが
如し身延山堂頭日新之を聞き以て徳川家康に言す家康爲めに飯高護法の印を
賜ふ實に飯高談林の祖なり是を以て今に至るまで飯高寺兩僧を崇む日生を開
講の祖と爲し日尊を談林の祖と爲す別頭佛
祖統紀

妙見山妙福寺

同區字昌山に在り城内七百二十一坪日蓮宗にして釋迦佛を本尊とす寺傳に曰ふ
延慶三年庚辰千葉氏の族新藤田縱空なるもの之を創し眞言宗たりしが日祐上人之
を再建し以て今の宗に改む寺記天正中飯高城主平山刑部僧日生を請ふて本寺に主
としめ大に宗風を振はしむ別頭佛
祖統紀往時妙見宮の別當なりしが維新の際之を區別
す

天竺山尊蓮院龍尾寺

豊和村大寺區字御手洗に在り城内千三百二坪眞言宗にして釋迦佛を本尊とす傳
へて齊明天皇の時海中出現のものとなす寺傳に曰ふ天智天皇の時堂宇を開創す
和銅二年西記天下大旱す僧釋命勅を奉じ印旛湖に雲祭す時に龍あり瑞を現はし頭

金臺山妙廣寺

同村内山區字本郷に在り城内四百十七坪日蓮宗にして釋迦佛を本尊とす本寺山
門安んずるところの二王尊は初め東京上野東照宮廟門に在りしものなるが神佛
分離の令に因り其宿院に移せしを明治七年戊申九月本寺に移安すと來賽するもの
多し

鎚木山胤定院光明寺

古城村鎚木區字谷ノ下に在り城内六百九坪淨土宗鎮西派にして阿彌陀如來を本
尊とす寺傳に曰ふ延應元年亥己二月記主良忠の開創するところにして鎚木胤定爲
めに堂宇を建つ良忠才學あり法譽上人と號す胤定及び飯田信濃守東親胤等皆深
く之に歸依す慶長中廿七世良憲京師智恩院に至り將に本寺に還らんとし關原を

過ぐ偶々東西の軍起るに會す其憲途次東軍の陣前を過ぐ軍士曰く陣に臨み僧侶
を見る不吉の兆なりと捕斬し以て軍神を祭らんとす徳川家康之を聞き召見じ問
ふに寺貫を以てす其憲答ふるに鐺木山光明寺の僧なるを以てす家康莞爾とじて
曰く鐺木は敵北にして光明は高名に通じ即ち敵の敗北し我れ高名を爲すの兆な
りと禮して歸らしめ役畢り寺領三十石を賜ひ後世々違ふことなし浄土宗十八檀
林末座の大寺と稱し五十石以上の格に准す

鐺木山正賢寺

同區字塙臺に在り本寺は参考の爲天台宗にして不動佛を本尊とす寺傳に曰ふ往
古一の庵室たりしが承平中平將門寓居三月に及ぶ因て兜上置くところの不動佛
一寸八分なるもの及び唐墨一箇笏一枚を留めて去る因て寺を將門寺と名づけ不
動佛を本尊と爲せしが永正十七年庚辰鐺木城主鐺木氏鬼門除の祈願を爲し更に今
の寺號に改めしと曰ふ本寺は古より修驗を以て宗道と爲し今寺貫に編せず

松巖山長泉寺

同區字河岸湖に在り城内四百四十四坪曹洞宗寺傳に曰ふ享祿二年丑巳鐺木城主鐺
木胤定信濃守之を創し僧茂山を以て開基と爲し天保十二年辛丑五月崩崖の爲めに覆

壓せられ更に之を再建す

鐺木山願勝寺

同區字塙臺に在り城内千三百八坪真言宗にして釋迦如來を本尊とす寺傳に曰ふ
此地は僧空海護摩修法の遺跡なりと應永年間藝範法印之を創し天正五年丁丑火災
に罹り尋で之を再建し明治三年庚午四月十三日再び焼失し十一年戊辰復た之を造營
す寺域内數基の古碑あるに因り之を考ふれば舊寺なること想ふべきも記録の燒
失せるを以て知るに由なし

北陸山東榮寺

萬歲村溝原區字下谷に在り城内九百五十六坪天台宗にして阿彌陀如來を本尊と
す寺傳に曰ふ建仁三年癸亥僧什覺の創せしところなりと本寺は多少の由緒なきに
非るも中世火災に罹り悉く古記を失ひしを以て徵證するところなきは惜むべき
の至りなり一に以て天平中行基の開創するところとなす

大窪山東徳寺

神代村大久保區字入宿に在り城内五百十一坪曹洞宗にして十一面觀音を本尊と
す寺傳に曰ふ創建詳ならず建保六年戊辰六月東胤頼本寺に詣り其衰頽を傷み大に